

中
世

第一章 中世の政治権力

第一節 源平争乱と河内源氏

源義朝と保元・保元元年（一一五六）に京都でおきた保元の乱は、王家が後白河天皇と崇徳上皇、摂関家

平治の乱

が関白忠通と大殿忠実、頼長に分裂し、対立した結果の戦乱である。王家では鳥羽法皇と

美福門院との間にうまれた近衛天皇が、久寿二年（一一五五）後嗣なく病没したため、待賢門院を母とする後白河天皇が即位し、その皇子の守仁親王が皇太子となった。そのため、同母兄崇徳上皇の皇子重仁親王の即位の望みが絶たれた。

一方、摂関家では、頼長が当初兄忠通の養子になっていたにもかかわらず、忠通の実子基実誕生により、両者の対立が深まる。忠通・頼長の父忠実が頼長を支持して、久安六年（一一五〇）忠通を義絶、藤原氏の氏長者の地位を頼長に継承させた。忠通は関白の地位にはとどまり、頼長は内覧となっていたが、近衛天皇の死によって、頼長の内覧は止められた。皇統から遠ざけられた崇徳上皇とこの頼長が手を結び、後白河天皇・忠通方の挑発に乗って、暴発したのがこの乱であった。王家の主流である後白河方と、摂関家の主流忠実・頼長方の衝突という、二大権門の矛盾の帰結ともいえる。

保元の乱で実際に戦闘に参加したのは、源氏や平家の武士たちであった。後白河天皇方の主力は、伊勢平

第一章 中世の政治権力

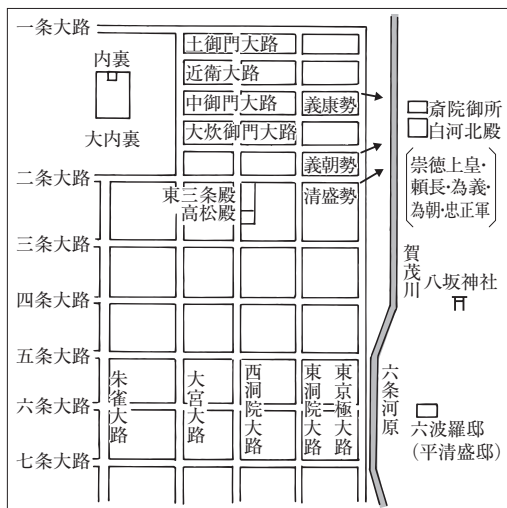


図1 保元の乱関係図

氏の平清盛、河内源氏の源義朝と源義康（足利氏の祖）などであり、『兵範記』によるとそれぞれ三百騎、二百騎、百騎を率いて、七月十一日未明、上皇方の白河北殿などに攻撃をかけた。崇徳方の中心的武力は、義朝の父為義とその子息たち、清盛の叔父忠正一族などであった。

乱の結果、崇徳上皇方が敗れ、為義とその息子頼賢・頼仲・為成・為宗・為仲が、義朝の手によって京都船岡山で処刑された。しかし、為義の子のなかでも、強弓で有名な為朝は処刑をまぬがれて、伊豆大島に配流されたという。伝承の世界ではその後、八丈島や琉球への壮大な物語が伝えられる。

また三男義範は保元三年（一一五八）九月、河内国長野で高野参詣を終えた中山忠親に兵仕者を提供している（『山槐記』保元三年九月三十日条）。元木泰雄は、義朝側か中立の立場に立って、河内の所領を独自に確保したと推測している（『保元・平治の乱を読みなおす』日本放送出版協会 二〇〇四年 一二九頁）。末子の行家は、幼少のために合戦に参加することはなかった。

義朝にとって親兄弟の処刑は辛いことではあっただろうが、それまでの内紛の帰結と考えれば、義朝が河内源氏の嫡流の座を確保したことを意味する。また、義朝はすぐに右馬権頭に補任され、義康とともに河内源氏はじ

まって以来の内昇殿を許されている。しかし、義朝はその地位に不満を述べ、まもなく左馬頭になっている（『保元物語』、『兵範記』保元元年七月三十日条）。ただし、もともと従五位下野守という東国辺境の受領の地位からすれば、院近臣の大物藤原隆季の後任の左馬頭は破格の出世であり、その不満を後の平治の乱での挙兵の要因とする説はあたらない（前掲『保元・平治の乱を読みなおす』一三〇―一頁）。長年の東国在住を通して東国武士の多くを組織した義朝は、武士の棟梁にふさわしい存在となった。一方、義康は検非違使としても活躍していたが、翌年の五月に惜しくも急逝してしまうのである。

保元の乱の後、政界の主導権をにぎったのは、後白河天皇の乳母の夫である信西であった。皇子守仁への中継ぎである後白河には、権力がなく、美福門院も王家領荘園のほとんどを相続して経済力はもっていたが、大きな政治力があるわけではなかった。摂関家は、乱の勝者の忠通が関白を続けたが、荘園を管理してきた源為義らの武力を失ったため、政治権力としてはすっかり弱体化してしまった。そのため、院近臣たちも、それぞれが、独自の行動をとることが多くなった。

保元三年（一一五八）後白河が守仁（二条天皇）に譲位すると、多くの貴族が後白河・二条両派に分かれることになる。後白河派には、藤原信頼や藤原成親、村上源氏の源師仲など、二条派には、藤原惟方や藤原経宗らがいた。信西は、後白河のみならず美福門院や二条とも結び、その息子たちも実務官僚・大国受領の地位をえて、他の院近臣諸家を圧倒するようになった。藤原氏傍流の南家出身で、家柄の劣った信西の急速な台頭は、貴族たちの反発をよんだ。

こうしたなか、平治元年（一一五九）十二月九日深夜、藤原信頼は、信西に反感をもつ藤原成親や源師仲、

第一章 中世の政治権力



図2 平治の乱関係図

二条派の藤原惟方・藤原経宗らを味方につけ、信西一族の打倒に立ち上がった。平治の乱の始まりである。元木によると、信頼は武蔵守であった保元の乱以前から、東国に勢力をのばした源義朝と密接な関係をもっていた。義朝としても、馬や武器の生産地である陸奥や武士団の基盤の武蔵を知行国としていた信頼との提携は、重要であった。こうした背景から、貴族である信頼が信西の武力攻撃に踏み切ったのである（前掲『保元・平治の乱を読みなおす』一四九～五七頁）。

信頼と義朝は、院御所三条東殿を包囲して放火した。後白河上皇と姉上西門院の身柄は確保され、逃げた信西もけつきよくは自殺に追い込まれた。息子たちも配流された。十二月十四日の臨時除目で、義朝は播磨守というもつとも格の高い受領に任じられ、その嫡男頼朝も右兵衛権佐となる。播磨守の前任者は信西の息子成憲であり、頼朝の右兵衛権佐も院近臣の名家子弟なみの昇進であった。

ところが、熊野参詣のために京都を離れていた平清盛が、十二月十七日帰京した。信頼・義朝・師仲といった後白河の側近が主導する政局のなかで、二条側近の惟方・経宗らの不満が高まりつつあった。十二月二十五日深夜、後白河上皇が仁和寺に、二条天皇も惟方らの手引

きで六波羅に脱出した。こうして官軍となった清盛が、翌朝信頼・義朝の軍と激突する。だが、東国から動員しなければならぬ義朝の主力は間に合わず、賊軍となったため兵はつぎつぎと離反していったのである。敗れた信頼は捕らえられて斬首され、義朝は東国へ逃れようとしたが、尾張国内海莊司長田忠致のもとで自殺に追い込まれた。義朝の息子たちも、頼朝は助けられたが、多くが戦死するか処刑された。こうして、河内源氏嫡宗家は壊滅状態となるのである。

石川源氏と源貞弘

この嫡宗家が在京活動を主としていたのに対し、河内の所領を実際に管理し、嫡宗家を補佐・支援する役割をになつていったのが、義親の弟の左兵衛尉義時を祖とする石川源氏である（元木

泰雄「十一世紀末期の河内源氏」古代学協会編『後期摂関時代史の研究』吉川弘文館 一九九〇年）。以下、この石川源氏をめぐって、おもに川合康の研究にもとづいて概観してみよう。河内守に任じられた頼信が、国府に近

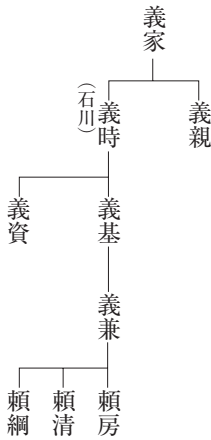


図3 石川源氏系図

い古市郡壺井に居を構えたことはすでに述べたが、その後頼義が観音堂（通法寺）を建立し、義家が壺井の南の石川郡石川東条を私領として成立させた。その石川東条を伝領した義時の系統が、石川源氏を名乗ったのである（川合康「河内国金剛寺の寺辺領形成とその政治的諸関係」『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房 二〇〇四年）。

石川義時の子義基は、摂関家の藤原忠通に仕え、忠通の子である興福寺別当僧正恵信に従う中心的武力をになつて

いたらしい。応保二年（一一六二）、園城寺の覚忠が天台座主になると、延暦寺と園城寺の武力衝突がおきるが、このとき興福寺衆徒が園城寺に加担する動きを示した。興福寺別当恵信が衆徒を制止しようとしたため、かえって反発を受けて長寛元年（一一六三）七月に恵信は別当房を焼かれ、寺家から追放される。恵信はこれに対抗して合戦に及んだが、『興福寺別当次第』は、「僧正方大將軍」として源八郎義基と源忠国の二人の武士をあげている。川合によると、忠国は源満仲の四男頼平の系統で「檜坂」を称して摂関家の勾当を勤めていた武士であつたが、源八郎義基も石川源氏の義基と推定される。

また、永萬元年（一一六五）八月に、二条上皇の葬送における額打ち騒動に端を発する延暦寺と興福寺の衝突がおきた。『源平盛衰記』巻第二によると、このとき恵信は衆徒の蜂起を支援するため、「源義基等」を率いて南都に向かったという。八月十二日、その罪で恵信は解任され、義基も伊予国に配流された。仁安三年（一一六八）二月、石川義基の弟義資が流刑地である阿波国から召還されているが、この義資配流もこの事件との関係が深いと考えられる。こうした事実から、川合は石川義基が摂関家の大殿藤原忠通家の家産機構に密着した武士で、のち義基の嫡子である義兼も忠通の子九条兼実に仕えたと見ている（川合康「河内石川源氏の「蜂起」と『平家物語』前掲『鎌倉幕府成立史の研究』）。

一方、長野莊を本拠とする有力在地領主が源貞弘であつたが、その場所は石川源氏の本拠である壺井や石川莊から東高野街道を南下し、堺からの西高野街道と合流する地点であつた（前掲「河内国金剛寺の寺辺領形成とその政治的諸関係」）。源貞弘には、院武者所に出仕し、右馬允に任官した経歴があり、長野莊・天野谷・高向莊などの河内国錦部郡中西部一帯に勢力基盤をもっていた。ところが、十二世紀半ば以降、石川源氏が

この在地領主を主従制下に編成し、この地域に勢力進出を果たしたのである。こうして、河内源氏庶流である石川源氏が、平治の乱以降、河内源氏が衰退する中でも、南河内においては勢力を誇る事ができた。

治承三年（一一七九）十一月、平清盛がクーデターをおこし、後白河院政を停止し、翌年二月に高倉天皇が清盛の外孫安德天皇に譲位する。こうして平氏政権が成立した。これに反発した後白河の皇子以仁王が、摂津源氏の源頼政などを誘って、五月に挙兵する。挙兵自体は失敗し、以仁王・頼政ともに敗死するが、以仁王の令旨が源行家によって各地の源氏に伝えられた。これに応じて八月に伊豆の源頼朝、九月に信濃の木曾義仲や甲斐の武田信義らが挙兵し、いっきに内乱に突入する。平氏の勢力拡大によって抑圧されていた武士たちが、反平氏方についたのである。

十一月になると、近江源氏と延暦寺堂衆・園城寺衆徒が連携して、蜂起した。近江源氏の中心は、山本義経とその弟柏木入道義兼という清和源氏義光（義家の弟）流の武士である。平氏はこの鎮圧に乗り出すが、興福寺衆徒が以仁王挙兵以来反平氏の立場を鮮明にしだし、上洛する動きを示した。九条家や興福寺との関係の深い石川源氏は、こうした動きに乗じて蜂起を企てるが、源貞弘の裏切りによって失敗し、貞弘によって殺された義基の首が清盛のもとに届けられるのである（前掲「河内石川源氏の「蜂起」と『平家物語』」。『山槐記』治承五年正月六日条）。

源貞弘と

金剛寺

こうして、石川義基の家人であった源貞弘が、主人を裏切って、平氏方に立つのだが、その背景にはさらに金剛寺との関係があった。河内国錦部郡天野谷にある金剛寺は、平安末期の承安年間（一一七一～五）高野山の「天野別所」として創建された真言宗寺院である。治承二年（一一七八）には、



写真1 天野山金剛寺（河内長野市）

八条院祈禱所として寄進されるとともに、金堂や多宝塔が建てられた。創建や堂舎の整備に際しては、和泉国出身の僧阿観らの働きによるものが大きかったが、高野山や八条院などの積極的援助をうかがうことはできず、経済的には困窮していた。

源貞弘は、自らの兄弟浄行房・仏土房を金剛寺に入れるとともに、治承四年（一一八〇）八月、錦部郡内の「先祖相伝之私領」を金剛寺に寄進した（治承四年八月日「源貞弘山野田畠寄進状案」『大日本古文書 金剛寺文書』二〇）。この寄進地が、のちに「天野谷」「長野兼作并天野谷」などと呼ばれ、金剛寺領荘園の基礎となり、

金剛寺の経済的窮状を救うことになる。そして、この時寄進された四町八段が、その二年後の養和二年（一一八二）四月に河内国留守所の沙汰として所当官物が免除され「金剛寺免田」として発展する。実は、それ以前に、目代の隠居所建築のための用材山出人夫雇用を、所当官物免除の見返りとするを、貞弘が目代に約束している（養和二年四月十二日「河内国留守所目代僧某書状」『大日本古文書 金剛寺文書』二三）。

こうした貞弘と目代との政治的結託とともに、金剛寺内にもこれに呼応する動きがあった。所当官物免除を認める外題を目代から受けることになる貞弘の田地施入置文の内容は、金剛寺の仏事や法会に関する四カ条の詳細な規定を含んでいた。これが作成されたのと同じ養和二年二月二十二日、阿観が寺内において九カ条の置文を作成した。そ

ここには、貞弘寄進地をはじめとする寺辺領の相続規定やそれに関係する学衆の身分規定、免田の経営組織整備などの内容が記されていた。貞弘と結びつくことによって、阿観は寺辺領に対する強い発言権を獲得し、さらに寺内での「本願上人」としての地位を確立していった。

ところが、寿永二年（一一八三）五月十一日、金剛寺の有力壇主源貞弘は、平氏方の武士として越中国礪波山の合戦で木曾義仲軍と戦い、討死してしまう。こうなると、現地の政治状況が一変し、金剛寺の免田には国衙から所当官物が賦課される可能性が生まれる。金剛寺は必死に免田保全策を講じたようで、その成果が実り、免田の再確認に成功したことを示すのが寿永二年閏十月十七日付の「源某下文」である。川合は、金剛寺が八条院祈祷所であり、平氏の西走後に木曾義仲とともに畿内を軍事制圧していた源行家が八条院藏人であることから、免田再確認を行った「源某」を行家と推定している。行家の勢力基盤が河内・和泉両国にあり、河内国衙に圧力をかけられる立場にあったことから考えても、それに従うべきであろう。

石川源氏 さて、治承四年（一一八〇）に石川義基は家人源貞弘によって討たれ、その弟の義資・義広もの復活 捕虜となり、翌年二月九日に義基の首は都大路を渡して獄門にさらされ、石川源氏は壊滅的な

打撃をうけていた。しかし、義基の嫡子義兼はこのとき逃亡したと見られ、寿永二年（一一八三）七月の平氏西走、木曾義仲・源行家らの入京を契機に、活発な活動を再開するのである。

『玉葉』寿永二年閏十月二十七日条によると、この日、石川義兼が、播磨の平氏追討のため行家に従って、自らの「河内所領」に向かうといつて、九条兼実のもとに暇乞いにやって来た。この際に、源頼朝への対応をめぐつて、木曾義仲と行家が深刻な不和の状態にあることを暴露している。その後、行家は十一月二十九

日の播磨国室山合戦で平氏に大敗し、播磨高砂浜から海路和泉国に逃れ、河内の「長野城」に入ったという（覚一本『平家物語』）。

行家はこののち、この南河内にとどまり、南河内・和泉に軍政をしいて、京都の義仲に対抗していく。のち義仲は行家追討の兵を南河内に派遣するが、『吾妻鏡』はそれを「石川判官代」つまり義兼を征するためとしており（『吾妻鏡』寿永三年正月二十一日条）、行家と石川義兼との行動が一体であったことを示している。川合はさらに、行家はむしろ南河内における石川源氏の勢力圏に依存していたと考えている。

頼朝の代官として源義経・範頼の軍が京都に迫りつつあった寿永三年正月十九日、義仲は郎等樋口兼光を南河内に向かわせた（『玉葉』寿永三年正月十九日条）。兼光の軍勢が「長野城」に到着したとき、行家と義兼は紀伊に逃れていた。二十一日に京都にもどった兼光は、前日に近江国粟津で義仲を討った義経軍の捕虜になっている（覚一本『平家物語』、『吾妻鏡』寿永三年正月二十一日条）。南河内での行家・義兼の活動が、義仲軍を分断させ、結果的に鎌倉方の義経・範頼軍の入京を助けることになったのである。

治承四年に平氏の捕虜となった義兼の叔父義資が、寿永三年四月二日に左兵衛尉に還任され（『吉記』寿永三年四月二日条）、六月四日には鎌倉に下向して、頼朝から「河内源氏随一の者」として「朝夕官仕を致すべき由」を命じられている（『吾妻鏡』元暦元年六月四日条）。義兼も、壇ノ浦合戦後、元暦二年（一一八五）四月二十五日に神鏡・神璽の入京を迎える武士の一人となっている（覚一本『平家物語』）。こうしたことから、石川源氏は行家のもとを離れ、鎌倉の御家人になったと考えられている。

地頭石川義兼

そして、寿永二年末から翌年の段階で、義兼は戦死した源貞弘の所領を没収してしまったらしい。義兼は建久六年（一一九五）まで、天野谷と長野荘の地頭職を有していることが確実であるが、いずれも敵対していた貞弘の所領を自ら没収し、地頭職という形でその所領の所有権を鎌倉幕府から追認してもらったものである。

守護地頭の設置は、普通、文治元年（一一八五）とされているが、実際にはその以前から各地に地頭がおかれていた。ここでは、やはり文治元年に置かれたとされる「国地頭」と区別するため、荘園や国衙領ごとにおかれた荘郷地頭に限定して見る。荘郷地頭にも、まず、寿永三年（一一八四）三月の後白河法皇の「平家没官領注文」に記された主要な平氏一門所領に置かれた地頭がある。これは寿永二年の平氏西走直後、後白河によって没収された所領が、一度木曾義仲や源行家に与えられた後、けっきょく頼朝に一括給与されたものである。

他方、治承四年（一一八〇）八月の挙兵以来、朝廷に対する反乱軍としての頼朝の勢力は、独自にその実力で敵対する勢力の所領を没収していった。平氏西走以後、頼朝の勢力が朝廷の支配に服すると、こうした所領も国家への反逆者の所領として、没官領と表現されるようになる。このような没官領におかれたのが、謀叛人跡の地頭である（川合康「鎌倉幕府荘郷地頭職の展開に関する一考察」前掲『鎌倉幕府成立史の研究』）。

平家没官領とは、朝廷を代表する後白河法皇から、頼朝が恩賞として拝領したものである。謀叛人跡とは、謀叛再発防止を主たる目的とする治安維持策にもとづいて、朝廷のもとでの軍事警察権を担当する幕府が掌握し、そこに地頭職を設置するものととらえていた。つまり、平家没官領のように院や朝廷から与えられた

ゆえに、謀反人跡に地頭をおくのではない。このように、ともに地頭職が設置されるとはいえ、平家没官領と謀反人跡との性格は大きく異なっていた。

たとえば、河内国でも走井領の場合、寿永三年四月五日の源頼朝下文によれば、当初は没官注文に含まれており、平氏没官領としての地頭職が設置される予定の所領であった（三卷二六五～六頁）。しかしけっきょくは、頼盛の所領が頼朝から返還されたため、地頭が置かれなかったものと思われる。

では、謀叛人跡であるかどうかという点、幕府が謀叛人と認定した個人名をあげて、その所領の注進を武士に命じる場合と、個人名をあげないで不特定多数の謀叛人跡注進を命じる場合がある。前者は国衛の「文書調進の役」という機能を利用して、比較的容易に謀叛人跡を調査することができる。しかし、後者は誰が謀叛人なのかということから調べなければならず、はるかに困難をとまなう。

そのような場合、単に平家領などの謀叛人所領の所在地を鎌倉に報告するだけではなく、同時に現地での所領を没収してしまうのである。つまり、謀叛人跡注進と所領没収が、一体の行為となっている。となると、謀叛人跡を注進せよという幕府の命令をうける前に、鎌倉方の武士の判断で所領を没収する場合がある。そして、その方が実際には多かったと推定されるのである。

川合によると、そのもつとも端的なものが、寿永二年（一一八三）五月に越中礪波山で平氏方として戦死した源貞弘の所領を、石川義兼が謀叛人跡と称して没収した事例である。幕府からの命令をうけて行った没収行為ではなく、近隣の武士が独自の判断で実行した個別的な没収行為であり、それに基づいて自発的な謀叛人跡注進が行われた。こうして、石川義兼は、貞弘の屋敷や天野谷・長野荘などの所領を謀叛人跡として

没収したあと、鎌倉殿頼朝から現地の莊郷地頭として追認されたい。

しかし、たとえ貞弘が戦死しても、貞弘の兄弟である淨行房や仏土房などは金剛寺内に残っており、貞弘の一族が南河内の錦部郡西部に根強い影響力をもち続けていたのである。そのために、義兼は現地を自らの武力によって軍事的に制圧したが、残存勢力との間には強い緊張関係が残った。

文治四年（一一八）正月二十九日、義兼は天野谷田畠を十余町金剛寺に寄進することになるが（文治四年正月二十九日「石川義兼田畠寄進状案」『大日本古文書 金剛寺文書』二八）、それはかつて源貞弘が寄進した四町八段よりはるかに大きかった。この寄進によって、義兼は金剛寺内の貞弘一族を牽制し、本主貞弘と同様に金剛寺の壇主となるとともに、のちに天野谷下司職にも補任されることになる。

第二節 承久の乱と藤原秀康

地頭停廢 河内国においては、摂津国とともに、守護が確認されるのは、承久の乱以後のことである（佐の背景 藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』東京大学出版会 一九七一年 四〇六頁）。莊郷地頭についても、

確認されるのはわずかに、七例にすぎない（『大阪府史』第三卷 八〇頁）。

建久元年（一一九〇）八月、河内の地頭の押領が訴えられ、頼朝が河内国司源光輔に問い合わせたところ、該当者は大江公朝・北条時定・石川義兼と判明した。頼朝は三人に、国司の命令に従うように厳命し、時定に対しては、もし従わなければ地頭職を停止するとまで叱責している（三卷二七八〜九頁）。時定がこの地

第一章 中世の政治権力

表1 河内国の莊郷地頭

郡	莊郷	地頭	所見年月日	出典	備考
錦部	長野莊	天野遠景	建久7 (1196) 6・25	『鎌倉遺文』 851	没官地 金剛寺へ寄進
	天野谷	源 義兼	建久6 (1195) 6	『鎌倉遺文』 799	
交野	山田郷	大江公朝	建久1 (1190) 8・3	3 卷 279 頁	
	山田莊	藤原高盛	建久5 (1194) 8・19	3 卷 284 頁	
茨田	氷野領	大宮局	正治1 (1199) 6・10	3 卷 285 頁	大宮局は將軍家女房
	高瀬莊	(未詳)	文治2 (1186) 1・11	3 卷 269 頁	
大畠	高井田莊	(未詳)	元久1 (1204) 8・21	『吾妻鏡』 同日条	石清水八幡宮

頭であったかはわからないが、公朝は交野郡山田郷、義兼は既述のように、長野莊と天野谷の地頭であった。

川合によると、この後、義兼は自分が仕えてきた関白九条兼実に対する公事を金剛寺住僧をはじめとする天野谷の農民に賦課しようとし、それが紛争に発展していったと推定される。そのため、金剛寺の院主阿観は、貞弘の死去にもなつて、石川義兼が「没官所」と称して天野谷を「押領」し、「山内殺生」「寺家狼藉」に及んだと、訴えることになった。経緯は、阿観が金剛寺を祈願所としている八条院女房大式局（法名淨覚）に訴え、そのうち八条院と頼朝との政治交渉にゆだねられたと見られる。

大式局は後白河法皇と兼実双方に関係のある女性で、その兄弟には、後白河院別当で伝奏の藤原定能や、九条兼実の妻などいた。このような人脈を通じて、金剛寺は建久二年（一一九二）四月に後白河院庁下文、十月には官宣旨をえて、天野谷を莊園として確立させており、その際に義兼は下司職に補任されたと考えられる。

建久三年（一一九二）に後白河法皇が亡くなり、義兼が仕える兼実が法皇の旧近臣に圧力をかける。おりしも建久六年（一一九五）三月に頼朝が東大寺落慶法要出席のため上洛し、娘大姫の入内目的で旧法皇側近の源通親や丹後局に

接触する。

義兼の天野谷地頭職停廢の交渉にあたっていたのは八条院別当源通資であったが、通資は大姫入内推進派の通親の実弟であった。このことから、頼朝は地頭停廢要求を受け入れ、義兼に地頭職を辞退させたのである。こうして、建久六年七月、金剛寺は義兼の「濫妨」^{らんぼう}停止と「阿観門跡」による天野谷の二元的相伝領掌を確認する八条院庁下文を獲得する。川合は、これこそ謀叛人跡としておかれた天野谷地頭職の停廢とするのである。

建久七年（一一九六）十一月、突如兼実の娘中宮任子が内裏から退出させられ、兼実は関白罷免、前摂政近衛基通が関白に復歸する。建久七年の政変といわれているこの事件の首謀者は源通親であった。頼朝はこのクーデターに暗黙の承認をあたえた。その理由はこれで娘の大姫入内が進むと考えたからである。ここにいたって、畿内の地頭などはどうでもよくなった。それが義兼の天野谷地頭停廢の行き着く先だったのである。しかも、皮肉なことに、この政変の翌年七月、大姫は二〇年の短い生涯を終えた。

藤原秀康の登場

このような幕府勢力後退の中で、北河内に藤原秀康という武士が登場する。秀康については、平岡豊の專論があるので、以下それを参考にその活動を見ていく（平岡豊「藤原秀康について」『日本歴史』第五一六号 一九九一年）。

秀康が史料上に姿をあらわすのは、建久七年十二月二十五日の、後鳥羽天皇御給による内舍人任官だが（『三長記』同日条）、これはまさに九条家が失脚し、源通親が政界を主導することになった政変のわずか一ヵ月後のことである。『尊卑分脈』は、秀康の弟の秀能が「元土御門内大臣通親公家に祇候し」とあり、通親に仕

えていたとする（三卷三〇二―五頁）。秀康の一族にとつては、通親の権力掌握が、一族を一躍歴史の脚光をあびる存在に押し上げるきっかけとなったのであろう。

秀康一族の本拠とされる讃良郡内部に、秀康の所領の甲可郷、秀康に関係した所領と推定される讃良荘、田原荘があり、隣の茨田郡にはやはり秀康領の伊香賀郷があった。なお、讃良郡は現在の四條畷市全域、本市の南東部、大東市の大部分にあたり、甲可郷は四條畷市南野、大東市北条のあたり、伊香賀郷は枚方市伊加賀あたりと見られる（『日本歴史地名大系』²⁸ 大阪府の地名Ⅱ 平凡社 一九八六年）。また、讃良荘の所在ははっきりしないが、四條畷市南部・寝屋川市・大東市付近、田原荘は四條畷市田原付近と考えられている（『角川日本地名大辞典』大阪府 角川書店 一九八三年）。

承久の乱後、秀康の没官領跡に補任された地頭土屋氏の子孫宗直の申状によると、伊香賀郷に関しては、郷司に付随する所務を行うとともに、土地を自由に処分できる下地進止権までもっていたという（三卷五一―八頁）。土屋宗直が自らの権利を主張する文書の内容だけに、そのまま信ずることには慎重でなければならぬが、秀康の伊香賀郷への支配権がかなり強いものであったことはうかがわれる。

いずれにせよ、このようなかなり大規模な所領支配の状況は、村上源氏との関係だけでは説明がつかない。『尊卑分脈』によると父の秀宗が河内守になっており（三卷三〇二―五頁）、秀康が建暦元年（一二二一）から二年にかけて（三卷三〇九―一〇頁）、そして、秀能も承久三年（一二二二）初め頃、河内守になっている。こうした国守在任が、北河内での所領拡大に大きく関係していることは、間違いないだろう。

『尊卑分脈』には、秀康・秀能・秀澄および秀能の子秀範、養子能茂が、後鳥羽院の北面、西面であった

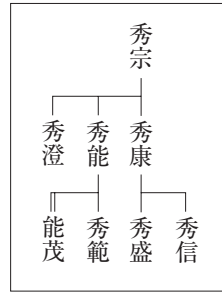


図4 藤原秀康略系図

と記されるが、秀康・秀能・能茂について、平岡は西面の徴証は全くなく、一貫して下北面であったとする。ちなみに、院の北面には、上北面と下北面があり、前者は四位を中心とする諸大夫身分、後者が六位中心で一部が五位になる侍身分の者であって、貴族社会ではその差は非常に大きかった。

秀康は建保六年（一二一八）に従四位下に叙されているが（三卷三二九頁）、これは下北面としては破格のことで、のち弘安六年（一二八三）に中原行実が下北面として従四位下になったとき、「下北面、承久秀康以後、侍四品近例無きか、希代之昇進なり」と記されている（『勤仲記』弘安六年七月二十日条）。

村上源氏の源通親に仕えていた関係から、後鳥羽院との関係がうまれたと考えられるが、建仁二年（一二二〇）に通親が急死すると、院との関係はしだいに強固なものとなっていく。その背景には、国守歴任による富裕さを武器に、院への惜しみない経済的奉仕を行ったことがある。『尊卑分脈』によれば、秀康は河内守以外に、上総介・若狭守・伊賀守・備前守・淡路守・能登守を務めているという。

河内守であったと思われる建保元年（一二二三）、法勝寺九重塔再建供養に際して「金堂並びに廻廊修理造賞」（三卷三一七～九頁）、建保五年（一二二七）には淡路守として仙洞において「一日大般若経供養」（『仁和寺日次記』建保五年七月二十三日条）、そして翌建保六年（一二二八）には備前守として「高陽院改造賞」による重任をほたし、従四位下に叙されているのである（三卷三二九頁）。

後鳥羽院との直接的な関係であるならば、元久元年（一二〇四）七月の五辻殿移徙において、左大夫尉兼主

馬首として清掃行事（三卷二九九～三〇一頁）、承元五年（一二二二）正月の後鳥羽の母七条院の住む三条殿への御幸での北面の一員としての供奉（三卷三〇九～一〇頁）などがある。また、建保三年（一二二五）の上皇の逆修では、伊賀守秀康が楠百石など、秀能養子の左衛門尉能茂が蒔絵経筥八合、馬十二疋などを進めている（三卷三二〇～四頁）。承久二年（一二三〇）には、後鳥羽の孫にあたる皇太子懷成の着袴の儀に、美作・備前・備中・備後の四カ国から弘筵一五枚を進上している（三卷三三〇頁）。

後鳥羽上皇が院政を始めてから二〇年、京都はおおむね平和であった。ところが鎌倉は、というと源頼朝の死後、兵乱が絶えない。梶原景時、比企能員、畠山重忠、平賀朝雅、和田義盛といった有力御家人が、つぎつぎと悲惨な最期をとげた。鎌倉殿（将軍）も例外ではなく、頼朝の死自体が不可解であったが、頼家は伊豆に幽閉ののち暗殺された。そして、承久元年（一二一九）正月、実朝が鶴岡八幡宮での右大臣就任拝賀の最中、兄頼家の遺児公暁に殺されたのである。

北条氏は、上皇の皇子雅成親王が頼仁親王を、鎌倉殿として迎えたいと奏上した。建保六年（一二二八）の北条政子と上皇の側近卿二位兼子との密談によって、兼子の養育していた頼仁が決まりかけていたが、上皇は、親王を下向させると日本国を二分することになると反対した。その後の交渉で、西園寺公経が養育していた九条道家の三男三寅（のちの頼経）が鎌倉に下向することになる。公経の奔走によって、上皇は親王以外なら摂関家からでも将軍にしてよいという態度に変わり、三寅の下向を認めたのである。

ところが、三寅が鎌倉に着く直前に、大内守護の源頼茂が将軍になりたいと言い出したのである。頼茂は、かつて以仁王とともに平氏に対して挙兵した源頼政の孫にあたる。将軍は藤原氏ではなく、源氏の自分な

るべきだというのである。これを知った在京御家人らが上皇に直訴したため、頼茂の召還が命じられたが、頼茂はそれに応じなかった。すでに三寅下向を決めている上皇は、頼茂追討の院宣を発する。上皇の命令を受けた在京御家人らは、頼茂がたてこもる大内裏を攻撃し、頼茂を自殺に追い込むのである。このとき、仁寿殿・宜陽殿・校書殿などの内裏中心部が焼けてしまう。頼朝の死以来の幕府内紛、將軍後継者争いが、ついに京都に波及し、頼茂の事件、そして朝廷権威を脅す大内裏の焼亡につながったのである。

上皇としては、自分の発した院宣がきっかけで大内裏が兵火にかかった以上、面子をかけてその再建に邁進しなければならぬ。造営開始の木作始は、承久二年三月二十二日のことであった（『玉葉』同日条）。その費用をまかなうため、全国の荘園と公領に造内裏役をかけたのである。備前守であった藤原秀康も、その管轄する国において、造内裏役の徴収にあたっていた（三卷三二九頁）。しかし、この全国的な増税策がうまく進まない。とくに、関東には地頭が支配を請け負った所領が多く、難関であった。幕府も消極的であったが、権門寺社や貴族たちも冷ややかであり、上皇は焦燥に駆られ、冷静な判断能力を失っていった。幕府の内紛の飛び火によって、朝廷にとってもっとも重要な大内裏が焼けてしまった。ところが、それに幕府は手を貸さない、という憤りが生まれた。

承久の乱

承久三年（一二二二）五月十五日、ついに後鳥羽上皇は北条義時追討の宣旨を諸国に下し、まず京都守護の伊賀光季を討伐した。承久の乱の勃発である。討たれる前の光季らが発した使者は、早くも十九日鎌倉に達し、幕府は創設以来の危機に直面した。このとき、源頼朝の未亡人北条政子が、御家人たちをあつめて大演説をしたと伝えられる。『吾妻鏡』と『慈光寺本承久記』などに記された内容は

異なっており、前者は尼將軍らしい勇猛なもの、後者は泣き落とし戦術であるが、注目したいのは前者に討ち取るべき相手として藤原秀康と三浦胤義とが掲げられていることである（三卷三三二―三三頁）。

『吾妻鏡』には、十九日に追討宣旨と源光行副状、東土交名注進状などを所持した秀康の所従押松丸が鎌倉で逮捕され、三浦義村に拳兵を勧める胤義の私信を義時に提出したとあり、その文脈から創作された可能性もある。ただし、平岡の分析のように、『慈光寺本承久記』にも上皇から院宣を与えられる相手として、たびたび秀康が登場している。拳兵計画の発端で、卿二位の勧めで上皇が義時追討を決意した場面、その院宣をうけた秀康が胤義と謀議をめぐらし、その内容を上皇に報告した場面、上皇が卿二位に早く拳兵をするようにと催促された場面、義時追討の院宣を作成する場面、幕府軍の上洛に対応して院方の軍勢が発向することになった場面、などである。

秀康を通じて後鳥羽上皇が三浦胤義を誘い、胤義が兄の義村内応を請け合ったとすると、秀康が拳兵に重要な役割をはたしていたことは間違いないだろう。三浦氏は頼朝拳兵以来最有力の御家人であり、北条氏の最大のライバルでもある。三浦氏が実朝暗殺の黒幕であったとするならば、三浦氏を味方につけることは、幕府の分裂につながる。上皇にとっての最大の勝算とは、このあたりにあったと考えるべきであろう。

『吾妻鏡』によると、政子の演説にもかかわらず、幕府の重臣群議では、足柄・箱根を塞いで官軍を迎え撃とうという意見も強かったが、出家して覚阿と名乗っていた大江広元は、即時上洛作戦を主張した。遼巡する重臣たちの中で、これも入道善信（三善康信）が軍勢上洛を強く促した。京下官人である二人の主張によって、「十九万騎」の大軍が東海・東山・北陸三道に分かれて鎌倉を出発した。

河内国甲斐莊（河内長野市）に關して、天福元年（一二三三）石清水八幡宮の所司らが訴えた申状によると、承久の乱のとき、上皇方が藤原秀康を奉行として下司国範に動員をかけてきたという。しかし、国範は「元より武備の器に非ざるにより」つまり武士ではないので、それに応じず高野山に逃れ隠れたが、そのために住宅を焼き払われてしまった。乱後、その跡が没官領とされ地頭が置かれたのは、不当であるというのである（天福元年五月「八幡石清水宮寺申文」『鎌倉遺文』四五二）。このことから、少なくとも河内国では秀康を担当者として、莊園の莊官らの軍事動員がなされ、その範囲は武士であるか否かを問わないものであったらしい。

平岡は『六代勝事記』に「秀康ハ官祿涯分にすきて富有比類なし、五箇国の竹符をあはせて追討の棟梁たりき」とあることから、秀康は追討使で、「五箇国」を畿内と推定している。寛喜三年（一二三二）中原章行勘文には、経円という僧が承久の乱で秀康に伴い合戦に参加したため、重代の所領若杜莊を没収されたところ、さらにその戦場が美濃・尾張国境の洲俣近辺で、後鳥羽の勅命によって大半の者が徴発されたのだとも記されている（寛喜三年五月十一日「中原章行勘文」『鎌倉遺文』四一四）。ここでも、秀康が兵士役の徴発を担当したことがわかる。

『慈光寺本承久記』によると、六月一日に秀康の所従押松丸が鎌倉から京都にもどり、幕府軍の西上の情報伝えた。ここで上皇の命令をうけた秀康が、幕府軍と対戦すべく諸將を東山・東海・北陸の各道に派遣したとされ、自らは弟秀澄や三浦胤義とともに東海道を下った。『吾妻鏡』によれば、六月五日に大井戸渡で大内惟信以下が敗走、摩免戸を守っていた秀康や胤義も敗走した。六日になると、洲俣の秀澄、市脇の加

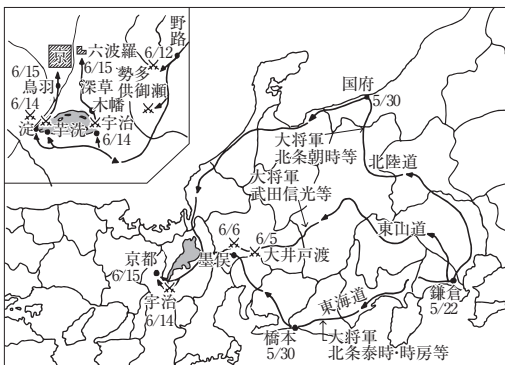


図5 承久の乱関係図

藤光員なども敗れ、畿内への鎌倉方侵入は不可避となった。八日に帰洛した秀康らが摩免戸での敗戦の様子を伝えると、貴族たちは色を失い、御所中は騒動の極みに達したという。

十二日、上皇方は三穗崎、勢多、食渡、鶺鴒瀬、宇治、真木島、芋洗、淀渡などに軍勢を配して、最後の抗戦態勢をとる。『吾妻鏡』によると、このうち、秀康と胤義は食渡、秀澄は鶺鴒瀬に派遣されたという。

だが、十四日にはそれらの戦線もやぶられた。翌十五日、京都に逃げもどった秀康と胤義は四辻殿の上皇のもとに参上し、宇治・勢多での敗戦を報告し、もはや鎌倉方の京都制圧を免れる術はないと述べた。ついに

この日、鎌倉方が入京、秀康は逃亡し、胤義は東寺に籠城して合戦ののち、西山木嶋で自殺した。三浦義村は北条泰時・時房とともに東海道を進んで上洛し、このとき胤義と戦ったという。反北条の三浦をまゐるごとと味方にしようとした秀康の策略と上皇の思惑は、みごとにはずれたのである。

秀康一族
後鳥羽・土御門・順徳上皇は、それぞれ隠岐・佐渡・阿波に流され、天皇も正式な即位礼や大嘗祭のないまま廃

された。なおこの廃帝に仲恭天皇の諡号が贈られたのは、明治三年（一八七〇）のことである。幕府は即位の経験のない守貞親王（高倉天皇の第二皇子）の院政を要請し（後高倉上皇）、その一〇歳の皇子後堀河天皇を即位させた。後鳥羽方についた武士のみならず公卿・貴族までが、



写真2 北条本『吾妻鏡』（国立公文書館蔵）

各所で斬られた。幕府軍を率いて上洛した北条泰時・時房は京の六波羅にとどまって、六波羅探題を^{ろくはらたんだい}発足させた。また、後鳥羽方の所領三千余所が没収され、軍功のあった武士に地頭職として与えられた。

さて、六月十九日、秀康以下の残党を追討せよという宣旨が下されたが（『百練抄』）、その後の行方はなかなかわからなかった。九月になってやっと、秀康と秀澄が南都興福寺に潜伏しているという情報が入り、二十五日に北条時房が御家人を探索のために派遣するが、兩人ともに逃げ去った後だったという。しかも、興福寺の僧徒が蜂起して、御家人らのほとんどが討ち取られてしまった。二、三人が六波羅にもどって事態を報告、泰時と時房が相談して、翌二十六日に在京・近国の武士数千騎を興福寺に出動させた。それに驚いた衆徒は、木津川辺に使者を派遣して、「悪党等」の逮捕・引渡しを約束、六波羅勢は帰洛したという（三卷三四二～三頁）。

十月二日、衆徒らが秀康の後見人を捕らえて差し出し、その白状によって、六日秀康と秀澄が河内国で逮捕された（三卷三四二～三頁）。その地を『歴代皇紀（皇代暦）』は「河内国早良」とし『尊卑分脈』は「河内国佐良々」と表記するが、いずれも讃良であると考えられる。『承久三年四年日次記』は、兩人とも十四日に斬られたとするが、『歴代皇紀（皇代暦）』と『尊卑分脈』は秀康は自害したとする。秀澄についてはさらに逃亡したとする『歴代皇紀（皇代暦）』、すでに洲俣での合戦で戦死したとする『尊卑分脈』と諸説分かれている。

第三節 南北朝内乱へ

関東御家 北河内の有力武士団であった藤原秀康一族が、承久の乱によって没落したあと、関東の御家人
人土屋氏 勢力が入部してきた。その代表が相模国大住郡土屋郷を本拠とする土屋氏である。土屋氏は、

三浦・千葉・畠山・土肥氏などと同じく、平良文から出た流れの武士団であった。中村庄司宗平の子宗遠が
土屋の地を本拠地に定めて以降、「土屋」を名字とした。ちなみに、同じ宗平の子実平は足下郡土肥郷に住
んで、「土肥」を名字とした。また、三浦氏の出身でありながら、宗平の女婿として大住郡岡崎郷にあった
岡崎四郎義実も含めて、土屋・土肥・岡崎氏らは、中村一族として、相模国の西部一帯に勢力圏を有する有
力武士団となっていた（野口実『坂東武士団の成立と発展』弘生書林 一九八二年 一五〇～一頁）。

治承四年（一一八〇）に伊豆で挙兵した源頼朝は、土肥実平・遠平らによって土肥郷に迎えられたが、そ
の際に土屋三郎宗遠・次郎義清・弥次郎忠光もこれに従っている（『吾妻鏡』治承四年八月二十日条）。このう
ち義清は岡崎義実の二男であるが、母が中村庄司宗平の娘であり、土屋宗遠の養子となって土屋次郎と称し
たのである。忠光は宗遠の子と思われるが、『延慶本平家物語』に「土屋三郎宗遠、同小次郎義清、孫弥二
郎忠光」とあり、宗遠の孫の可能性もある（前掲『坂東武士団の成立と発展』一五〇頁）。

宗遠はその後、九月には甲斐国の武田信義らの参陣をもとめる頼朝の使者として派遣され（『吾妻鏡』九月
二十日条）、十月の富士川合戦の後、頼朝が相模国府で行った勲功賞で、本領安堵・新恩給与に預かっている



図6 相模国大住郡土屋郷

『吾妻鏡』十月二十三日条。建久二年（一一九一）四月には、相模国生澤直下社内の桑を「地頭宗遠」が切り取ったとして、神主清包に訴えられ、頼朝のもとでの対決に及んでいる（『吾妻鏡』四月二十七日条）。

また、承元三年（一二〇九）五月、宿意から和賀江の辺で梶原兵衛太郎家茂を殺害し、侍所別当の和田義盛に身柄を拘束された。翌月、將軍実朝が直裁し、宗遠の主張に理を認めなかったが、頼朝の月忌に当たるといふことで、特別に赦免されたという（『吾妻鏡』五月二十八日条、六月十三日条）。一貫した頼朝への奉仕が、その死後も高く評価されていたことがうかがわれる。

宗遠の養子義清は、房総の豪族上総氏が寿永二年（一一八三）十二月頼朝によって滅ぼされると、その旧領である上総国武射北郷などを与えられ、その勢力を相模の対岸上総にも進出させた（前掲『坂東武士団の成立と発展』一二二頁）。建久元年（一一九〇）頃には兵衛尉の官職をえて（『吾妻鏡』建久元年十一月七日条）、同四年頼朝が下野国那須野や信濃国三原などで狩猟を行ったとき「御隔心無きの族、二十二人」の一人に選ばれている（『吾妻鏡』建久四年三月二十一日条）。このように頼朝側近であった義清は、頼朝の死後も建暦二年（一二二二）法勝寺九重塔造営の功によって大学権助に任じられるなど、大いに活躍していたが、翌建保元年（一二二三）和田義盛とともに挙兵に追い込まれ、鶴岡若宮の赤橋の砌で流れ矢にあたり戦死した（『吾妻鏡』建保元年五月三日条）。

このいわゆる和田合戦で、土屋氏は義清以下一〇名が討ち取られ、大打撃をうける（『吾妻鏡』五月六日条）。しかし、翌建保二年（一二二四）十一月在京の和田義盛と土屋義清の余党が、頼家の遺児を擁して挙兵、遺児は自害したが、他は逃亡したという（『吾妻鏡』建保二年十一月二十五日条）。ところが、宗遠の子宗光は、承久元年（一二一九）次期將軍三寅（九条頼経）の行列に供奉して（『吾妻鏡』承久元年七月十九日条）以降、將軍頼経の側近としての行動が目立ち、また天福二年（一二三四）から嘉禎二年（一二三六）に死ぬまで幕府評定衆もつとめている（『関東評定伝』『系図纂要』）。

地頭土屋氏

土屋氏が、藤原秀康の没官領である茨田郡伊香賀郷の地頭職を与えられたのは、承久三年（一二二三）九月六日とされている（『応永五年四月土屋宗能目安案』『土屋家文書』）。この地頭職は、新補率法適用の新補地頭ではなく、秀康のもっていた下地進止権（現地の支配権）を継承し、郷務なども沙汰できる地頭職であったという（三卷五一八頁）。このときの地頭が土屋氏の誰であるかは明らかではないが、土屋宗光の可能性が高いのではないだろうか。宗光の場合、頼経側近、幕府評定衆という立場からしても、現地には地頭代が派遣されたのであろう。また、土屋氏は和田合戦以前から、西国とくに京都に一定の勢力を扶植しつつあり、そのことが和田合戦での苦境から挽回する契機となったのかもしれない。

しかし、後世の土屋氏系図（土屋家文書）には光康、康通の名が見えるものの、その後の約百年間の土屋氏の動向はほとんどわからない。土屋宗光が九条頼経側近であったとすれば、寛元四年（一二四六）の政変、つまり頼経およびその父九条道家の失脚、執権北条時頼の専権確立の影響も考えなければならない。北条得宗家の専制のもとで、河内国における土屋氏の領主的な発展が大きく阻害された可能性がある。

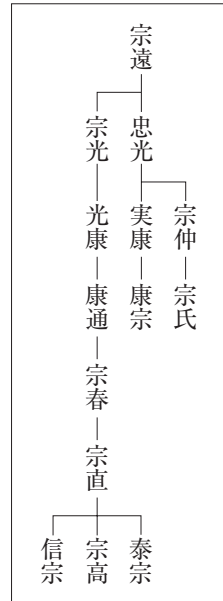


図7 土屋氏略系図
(土屋家文書の系図より作成)

職を譲渡するとある。ときは、鎌倉最末期で、前年に後醍醐天皇の倒幕計画が発覚し（正中の変）、北条氏の支配が動揺しつつあった。

正中の変では天皇自身への処罰はなかったが、元弘元年（一二三二）ふたたび後醍醐の倒幕計画が明らかとなり、八月に天皇は京都を脱出して笠置寺に立て籠もった。一方、天皇に味方する楠木正成が河内国赤坂城で挙兵したのが、九月十日過ぎのことである（『太平記』）。幕府は九月一日に六波羅探題軍四万余騎を出発させ、二十日には光厳天皇を踐祚^{せんそ}させた。笠置は九月二十八日に落城、後醍醐は捕らえられて京都に移送され、光厳天皇に三種の神器を渡して退位、翌二年三月七日に隠岐に配流の身となった。一方楠木正成は、五百余騎の劣勢とはいいながら、奇策をもって六波羅軍を悩ませた。だが、ついに元弘元年十月二十一日赤坂城も落城、正成は行方をくらませた。

元弘二年（一二三三）十一月、後醍醐の皇子護良親王が還俗して、吉野で挙兵した。これと前後して、楠木正成も再び挙兵し、下赤坂城を占領していた湯浅一党を降すなど、南河内で幕府軍への攻撃を開始した。しかし、幕府の大軍は正成の巧みな戦略に翻弄され、護良も各地に反幕府の挙兵をうながす令旨を出して、

土屋宗直が伊香賀郷地頭職を相続したことがわかる史料が、正中二年（一二三五）七月十一日の「土屋宗春讓状」（三卷四九五～六頁）である。そこでは、嫡子弥太郎が病気で公方の御用にたがたいので、孫次郎宗直に惣領

転戦をつづけた。

元弘三年（一二三三）播磨の赤松則村（円心）が山陽道を東上し、三月十一日には北摂の瀬川宿にあった六波羅探題本陣を打ち破った。そして、京都に敗走する六波羅勢を追撃し、京都周辺で一進一退の攻防戦をくりひろげるのである。三月から五月の戦いでは、山城と摂津・河内との境となる八幡や山崎が赤松軍の拠点となっている（『枚方市史』第二巻 一九七二年 四七〇頁）。四月三日にはついに洛中に侵攻したが、このとき赤松勢は二手に分かれ、一方は中院定平・殿法印良忠を大将とし、「伊東・松田・頓宮・富田判官」などの西国勢に「真木・葛葉ノ溢レ者共」を加えて、鳥羽・竹田から、他方の則村が率いる「宇野・柏原・佐用・真嶋・得平・衣笠・菅家ノ一党」が、西七条から突入したという（『太平記』）。

ここに見られる「真木・葛葉ノ溢レ者共」とは、北河内の悪党的な集団と考えられ、赤松勢はこれらを巧みに組織していたと考えられる。この地域は純然たる農村というよりは、牧の馬飼や馬方、禁野の鷹飼や餌取、土器作り、船頭・水手・漁師などの、いわゆる非農業民が目立つ地域であった（前掲『枚方市史』第二巻 四七二頁）。こうした地域的な特性も、赤松勢の編成に影響したのかもしれない。六波羅勢に騎馬武者が多かったのに対し、赤松勢は徒歩の射手が多かったという（『太平記』）。しかし、この段階では、優勢な六波羅勢によって、赤松勢は苦戦を重ね、八幡・山崎に引き返したのである。

こうした中、四月中旬には、鎌倉から名越高家と足利高氏率いる大軍が到着し、四月二十七日に高家は大將として赤松勢に攻めかかったが、赤松一族の佐用範家に射殺されてしまう。また、搦め手の大將高氏は、赤松勢攻撃には加わらずに丹波路を西へと進み、亀岡篠村八幡宮で幕府に反旗をひるがえして、五月

七日赤松勢とともに京都に攻め入った。六波羅探題北条仲時と時益は、光厳天皇と後伏見・花園兩上皇を奉じて、京都を脱出し、京都の幕府軍は崩壊した。

五月九日、北条仲時以下四百三十余人が、近江国番場蓮華寺で自害し、光厳天皇と後伏見・花園上皇は捕らえられる。さらに、新田義貞が五月八日に、上野国で挙兵、二十一日に鎌倉を攻略し、翌日北条高時らが自害して北条氏が滅んだ。ここに鎌倉幕府が滅亡したのである。閏二月に隠岐を脱出し、伯耆の船上山に籠城していた後醍醐天皇は、六月五日に京都にもどった。また、護良親王も、十三日に帰京したのである。

さて、新田義貞の鎌倉攻撃に、河内国住人三木俊連が、三木行俊・貞俊らの一族と朋輩を率いて参加している事実は注目される。三木一族は、新田藏人七郎氏義の軍に加わっていたとされ、この合戦で俊連の若党である羽生田盛政・藤木重連・同良賢・奥富俊家らが負傷し、三木行俊と中間孫六も負傷、三木貞俊の若党今溝余次が討ち死にしている（『大阪府史』第三卷 六八三頁、『和田系図裏書』）。『大阪府史』は義貞が吉野攻めを離脱して帰国した時に、三木一族が従ったのではないかと推定している。

足利尊氏 と土屋氏

幕府滅亡にいたる戦乱の中の土屋氏の動向はほとんどわからない。『太平記』に、「元弘元年（一三三二）九月、笠置に立て籠もる後醍醐に対し、鎌倉から派遣された大軍の中に「土屋安芸権守」

なる人物が見えるばかりである。土屋宗直の活躍が見られるのは、もっぱら建武政権樹立以後のことである。建武二年（一三三五）六月、北条氏と関係の深かった西園寺公宗が、持明院統の後伏見上皇を擁し、北条高時の遺児時行らとも結び、建武政権の転覆を謀る計画が露見した。公宗は捕らえられたが、時行は七月初旬、信濃国の諏訪頼重・時継父子らの支援をうけて挙兵し、鎌倉府の足利直義をやぶって、七月二十五日鎌倉に

入った。直義は幽閉中の護良親王を殺し、成良親王を伴って足利氏領国の三河に逃れた。京都の足利尊氏（高氏から改名）は、時氏らを討つために後醍醐天皇に征夷大將軍・総追捕使任命を請うが許されず、八月二日天皇の命令のないままに東下、三河国で直義と合流し、鎌倉へ向けて進撃した。十九日鎌倉が陥落し、諏訪頼重・時継らは自害し、時行も逃亡した。これがいわゆる中先代の乱である。

土屋宗直はこの足利尊氏軍に従って関東へ進んだようで、相模川と片瀬川の合戦に参加している（三卷五一六頁）。この事件は、足利尊氏が建武政権を離脱し、政権の分裂・崩壊が明らかになった事件でもあるが、土屋宗直はすでに尊氏との主従関係を結んでいたと考えるべきであろう。

尊氏はこの後、年末にかけて、後醍醐の命令で下ってきた新田義貞の軍と交戦、これをやぶって翌建武三年（一三三六）正月十一日入京する。しかし、陸奥の北畠顯家軍が京都に向って急進撃をしてきたことなどもあって、二十七日には再び新田勢と賀茂河原で戦い、やぶれた。さらに二月十日には、楠木正成と新田義貞らと摂津国打出西宮浜、瀬川河原で合戦、けっきょく勢力挽回を期して、兵庫津から海路、九州へと向かった。尊氏が入京してから西海へ向かう間、土屋宗直は一貫して尊氏の陣営にあった。すなわち、正月二日の近江の「伊岐須宿」（草津市芦浦）での合戦で先駆けをして「右肘」を射られ負傷、正月十六日の三条河原での合戦ではやはり先駆けで「右膝」を射られて負傷した。これらは、いずれも証判をうけているが、とくに三条河原での軍忠状には「惣領土屋三河守」の押紙が付されている（三卷五一六―七頁）。これがいつ付された押紙かは不明だが、この惣領は宗直の自家である相模国大住郡土屋の土屋氏と推定されている。また、この文書から、土屋宗直が自らの判断で尊氏に従っていたのではなく、自家である相模の土屋惣領家が、反得宗

の立場から、元弘三年の尊氏の倒幕挙兵以来、尊氏に従っていたとも考えられている（前掲『枚方市史』第二巻 四八〇～一頁）。

尊氏は、西海下向途中の播磨室津において、四国に細川、備前に石橋、備中に今川、安芸に桃井、周防に大島、長門に斯波などの諸将を派遣し、守護以下の国人領主たちの結集をはかっていた。また、日野家出身の醍醐三宝院賢俊を仲介として、持明院統の光厳上皇の院宣を獲得することに成功していた。こうして九州に下った尊氏であったが、そこでは肥後を中心に菊池や阿蘇などの反尊氏勢力も強力で、少弐や宗像を味方につけたとはいえ、劣勢はまぬがれなかった。しかし、三月二日の多々良浜の戦いで、幸運にも勝利を手にすると思勢は一変して、尊氏支持の勢力がいきなり増大した。

土屋宗直の軍功は尊氏によって認められ、この年の三月、伊香賀郷地頭職を安堵されている（三卷五一七頁）。「足利尊氏御判御教書」の日付が三月五日であるから、尊氏が多々良浜の戦いで勝利した直後、九州で出されたと考えられる。

四月に入るとすぐに、尊氏は海路東上した。弟の直義軍は山陽道の陸路をとった。後醍醐方の新田義貞は播磨白旗城での赤松攻めに手こずり、その救援を命じられた楠木正成は兵庫で尊氏・直義の大軍にやぶれ自殺した。光厳上皇と皇子豊仁を擁した尊氏と直義は、敗走する新田勢を追って京都に入った。後醍醐は再び、比叡山にのがれる。六月に入ると、直義が山門を攻撃し、千種忠顕、名和長年らの後醍醐の側近武士がいくつかで戦死して、足利勢は軍事的勝利を確実なものとした。

『太平記』によると、南都興福寺が、後醍醐を擁した山門延暦寺についたといっているので、それまで帰趨^{きすう}を決

めかねていた畿内近国の武士たちが、山門方につくことになったという。そして、八幡に四条中納言隆資を大将として迎え、そこに「真木・葛葉・禁野・片野・字殿・賀嶋・神崎・天王寺・賀茂・三日ノ原ノ者共」が三千余騎結集し、淀川の大渡の西に陣をかまえて、京都の尊氏軍に対して「川尻ノ道ヲ差塞」いだのだという。これらの地名は、すべて淀川沿岸のものであって、西国との交通・流通ルートが遮断されたのである。しかし、それでも後醍醐方の劣勢の挽回は不可能であった。

八月には持明院統の豊仁を光明天皇として即位させ、十月、両統迭立を条件に、後醍醐の下山をよびかけた。後醍醐は、皇子の懷良親王を九州に派遣、恒良・尊良両親王には新田義貞をつけて、北陸に下向させた上、京都にもどった。十一月、神器を光明天皇に引き渡し、花山院に幽閉の身となったのである。だが、十二月に入って、後醍醐は北畠親房の勧めによって密かに花山院を脱出し、河内の東条をへて、吉野に向かった。そして、吉野に着いた後醍醐は、光明天皇に渡した神器は偽器であり、光明は偽帝であると主張しはじめた。自らが本物の神器を有するほんとうの天皇だというのである。こうして、南北朝対立がはじまった。

土屋宗直と 南北朝内乱

土屋宗直は、建武四年（一二三七）北軍に属し、南軍の「東条凶徒」つまり石川郡東条の楠木勢との合戦に参加していることがわかる。宗直は八尾城の「当番衆」として在城していたが、七月四日に「東条凶徒」による城攻めを撃退した。八月十六日にも、再び「東条凶徒」が来襲したが、宗直は城を出て、大和川の五条河原で、再び退けた。翌十七日には、恩知河原合戦に北軍の「中手」として参戦し、その軍功を「中振佐渡次郎入道」などに証明してもらった（三卷五二三頁）。ちなみに「中振」は現在の枚方市内にある地名であり、「中振佐渡次郎入道」もその地を本拠とする北河内の武士団であろう。

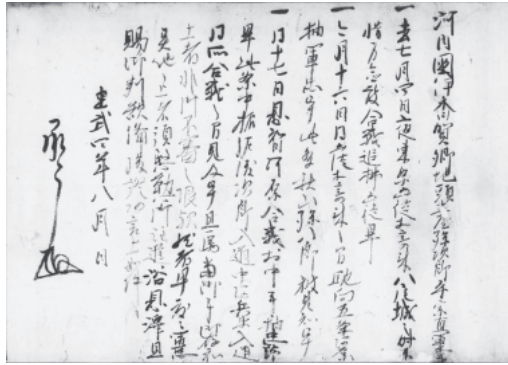


写真3 土屋宗直軍忠状
(八尾市立歴史民俗資料館蔵)

十月五日の八尾城への南軍の攻撃は激しく、ついに城内の「堂舎・仏閣・矢藏・役所等」が火矢によって焼失し、天王寺に在陣していた北軍大將軍細川顕氏の軍が救援に駆けつけるとい一幕もあった(三卷五二四～五頁)。このような宗直の働きに対し、顕氏はそれを称える感状を発している(三卷五二三～四頁)。

十月十八日からは、顕氏に従って宗直は南河内の東条に発向し、「片山・古市・大塊・壺井・坂田・西浦」の所々を焼き払った。翌十九日には、東条の山手を攻撃、「飛鳥里」を焼き払い、「春日太子」を通じて、「山田山城」を焼き、さらに寛弘寺河原に至った。その後、顕氏は二十三日まで西琳寺に在陣したが、その間、宗直は宿直をつとめたという(三卷五二四～五頁)。

翌建武五年(一三三八)になると、三月八日、顕氏のもとで古市河原合戦に参加、隣国摂津の渡部へと軍を進め、顕氏の入京にも従った。十二日には、顕氏の河内下向に従い、一族を率いて八幡合戦に参加した。十四日には北河内の「交野凶徒」に対する顕氏の攻撃に参加し、翌十五日にはその「交野凶徒」への夜討ちを敢行したようである。また、十六日には天王寺に立て籠もる南軍と、阿倍野で戦った(三卷五二六頁)。

観応元年(一三五〇)になると、高師直・師泰と対立を深めた足利直義が、十月二十六日、京都を脱出して南朝と合体するにいたる。いわゆる観応の擾乱である。この時、土屋宗直は直義や細川顕氏らとともに南

朝方に付くことになる。河内石川城で楠木・和田一党と対戦していた畠山国清が、直義とともに南朝方となったように、河内は直義の拠点となるのである。なお『土屋家文書』には、北朝年号の観応元年十一月二十三日付『足利直義御判御教書』が遺されていて、土屋宗直に「師直・師泰誅伐の事、早く軍忠を致すべきの状、件の如し」（三卷五六三頁）と命じているが、南朝が正式に直義の南朝帰服を認めたのは十二月十三日であったためである。

翌観応二年（正平六年、一三五二）二月十七日、摂津打出浜合戦で高師直・師泰は敗れ、二十六日に戦死する。足利尊氏と直義の兄弟は一時的に和睦するが、すぐにその関係は破綻にいたる。九月二十一日、守口に在陣する土屋宗直軍に「今河宮内大輔并芥河馬允已下之輩」が寄せ来た（三卷五六五頁）とある。「芥河」とは摂津国嶋上郡芥川（高槻市）を本拠とする武士団であり、淀川をはさんで北に北軍、南に南軍が対峙していたことがわかる。十月には、尊氏と義詮が直義を討つために、南朝と和睦する。

文和元年（正平七年、一三五二）正月五日、尊氏は直義と和議、鎌倉に入るが、二月二十六日、ついに直義を毒殺してしまうのである。このような幕府の内紛によって、南朝軍は勢力を盛り返し、閏二月十九日、後村上天皇が八幡に到着、翌二十日には北畠顕能・千種顕経・楠木正儀らの南軍が入京するが、このとき土屋宗直の二子泰宗と信宗が正儀に従い、京都北小路で足利義詮軍と合戦におよんでいる（三卷五六五～六頁）。この戦いの功により、土屋宗直は河内国伊香賀郷一分地頭職を南朝方の楠木正儀から安堵されている（三卷五六六頁）。

しかし、三月十五日に、義詮は京都を奪還し、南軍は八幡に退却した。四月二十五日の八幡への北軍の総

攻撃の前後に、土屋氏は南軍から離反、五月十一日にはついに南軍は、八幡からも退却する。こうして北軍に復帰した土屋宗直であったが、七月十六日、足利義詮は、その子信宗に対し、高師秀に従って東条を攻撃するように命令した。その後、翌年にかけて河内・摂津を転戦して、南軍と合戦を続けたのは、この信宗であった（三卷五七二―三頁、『枚方市史』第二卷 四九〇頁）。

第四節 両畠山氏の対立と応仁の乱

一 河内守護畠山氏

畠山氏の河内 中世後期、南北朝の動乱期以降の河内国は守護畠山氏を中心と述べることとなる。畠山氏守護と管領 は、桓武平氏の流れを汲む関東の豪族で、平安時代後期、武蔵国男衾郡畠山莊（埼玉県深谷市・熊谷市）を開発して畠山庄司を称したという。その後源頼朝に従って平家追討や奥州平定に軍功を立て、

鎌倉幕府の重臣となり、幕府執権北条氏と姻戚関係を結んだ。しかし幕府内の権力闘争に敗れ、元久二年（一二〇五）には畠山重忠・重保父子が続いて殺された。北条時政の娘であった重忠の妻が足利義純と再婚し、途絶えた畠山氏を義純が継承することとなった。この後、義純の子泰国以下、一族は畠山氏を称し、関東御家人として勢力を保った。

南北朝時代、畠山国清は、足利尊氏に従って室町幕府樹立につくし、紀伊・河内・和泉の守護となった。貞和五年（正平四年、一三四九）は畠山氏が河内守護となった最初の年である。後、国清は失脚し、弟の義深



畠山基国が河内守護となったのは、永徳二年（弘和二年、一三八二）

289

儀が守護に相当する地位にあったと知られ（佐藤進一『室町幕府守護制度の研究 上』東京大学出版会ほか）、正儀の河内守護説もあるが、まだ検討の余地もあつて、今後の研究を待たなければならない。

このような混沌とした時期、河内守護となった基国は河内の武士や諸豪族を集めて南朝に立ち向かわなければならぬ。基国は、南朝勢討伐にあたり、伊香賀郷（枚方市）地頭土屋宗能宛に軍勢催促状を出し、味方に付いて出陣し忠節を尽くすよう命じている（三卷六〇八―九頁）。

明徳三年（元中九年、一三九二）南北両朝は合一した。この間、基国は能登守護や一時ではあるが山城守護を兼任し、前述のように応永五年（二三九八）には管領に就任した。翌応永六年、西国の大大名であり、和泉・紀伊の守護を兼ねた大内義弘が幕府に背いて堺に立て籠もる応永の乱を起こした。基国は出陣して乱を鎮圧し、戦功によって紀伊守護も兼任、さらに摂津の欠郡（中世後期、淀川以南の東生・西成・百済・住吉の四郡を称した）・大和の宇智郡（奈良県五條市のほぼ全域）の守護となった。このように三代將軍足利義満の信任を得た基国は、畠山氏中興の祖となり、取得した守護領は以後歴代の畠山氏に受け継がれたのである。

応永十三年（一四〇六）基国が没した。基国には長男満家がいたが、満家は將軍義満に嫌われていたので、次男満慶（満則）が家督を継ぎ、河内・紀伊・能登・越中の守護となった。応永十五年、義満が没すると、満慶は、家督を兄満家に譲り、能登一国だけの守護となった。これが戦国期を通じて能登守護であった能登畠山氏の初代である。

応永十五年（一四〇八）満慶から家督を譲り受け、河内・紀伊・越中の守護となった満家は、応永十七年から同十九年まで、さらに応永二十八年（一四二二）から永享元年（一四二九）まで二度にわたって管領に就

いた。將軍は、義満の後、四代義持、五代義量と続いたが、義量は早世して後継者が決まっていなかった。永享元年、將軍を決めるため、満家が中心となって石清水八幡宮の社頭で籤を引き、義満の息子で天台座主であった義円を還俗させて六代將軍とした。これが足利義教である。こうした関係から満家は管領引退後も義教政權の中枢にあった。

畠山持国と持 永享五年（一四三三）満家の没後、嫡男持国が畠山氏の家督を継いだ。しかし將軍義教は

永・持富兄弟

持国の異母弟持永を寵愛し、持国を遠ざけた。また持国は管領細川持之とも衝突したので、京都を離れ領国である河内に身を寄せることになった。伏見宮貞成親王の『看聞日記』永享十三年正月二十九日条（三卷六五六〜六七頁）には、「畠山尾張守持国が面目を失って没落、舍弟の左馬助持永が畠山邸を給わって今日中に移住するであろう。夜、尾張守持国は河内へ落ちのびる。これは物騒なことだ」と記されている。持国の没落によって河内守護に持永が就いた。

ところが嘉吉元年（一四四二）六月、將軍義教が赤松邸において赤松満祐に暗殺されるという嘉吉の乱が起けると、持国と持永の立場は逆転した。『大乘院日記目録』嘉吉元年八月二日条（三卷六六一頁）には、「畠山徳本が河内国より上洛し、左馬助持永の弟の尾張守持富たち一門の者が出迎えに向かった。持永は没落し、持永派の遊佐たちも行方不明となった」とあり、「徳本が管領に成るのではないか」という噂を記している。徳本は持国の法名で、この時すでに剃髪していた。持国には持永のほかにもう一人の弟持富がいて、養子と定めていた。徳本こと持国が上洛すると、持富は持国を歓迎し、持永は逃走した。『大乘院日記目録』嘉吉元年閏九月五日条（三卷六六一頁）には、持永は逃亡途中殺害され、「首は持国方へ渡された」とある。翌嘉

吉二年、持国は噂通りに管領に就任し、義教の子で、八歳で將軍となった七代將軍足利義勝を補佐することとなった。文安二年（一四四五）持国は管領職を細川勝元に譲ったが、宝徳元年（一四四九）ふたたび管領となり、八代將軍足利義政を補佐した。さらに享徳元年（一四五二）には管領職を細川勝元に譲り、幕府の宿老として権勢を保った。

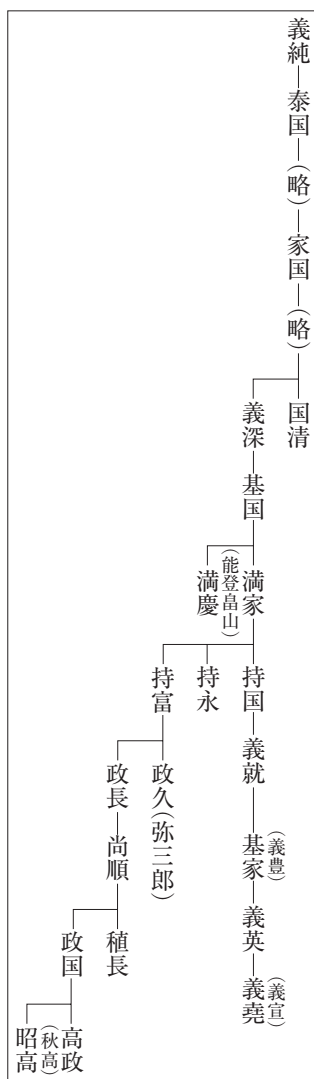
二 両畠山氏の対立

畠山氏の家 督の行方

嘉吉の乱で將軍義教が亡くなったのを機に復帰し、二度にわたって管領に就いた持国の前途は洋々たるものであったが、彼には子がなかった。そこで、前述のように、持国は弟持富を養子に定め、家督を譲ることにしていた。ところが、持富を養子に定めた後、永享九年（一四三七）持国の側室に実子が生まれた。後に畠山一族を二分することとなる畠山義就（初名義夏）の誕生である。義就はいまで普通「よしなり」と呼ばれていたが、『東寺百合文書』く函二四号に「義就事」という訓みが施されている（『大日本史料』第八編之四〇 一〇四頁）。他には見えない訓みであるが、一応注目しておきたい。文安五年（一四四八）義就は一二歳で家督を継いだ。おさまらないのは持国の養子となっていた持富のさらに跡を継ぐ長男弥三郎政久である。持富はこれより前、享徳三年（一四五四）以前に亡くなっている。しかし政久については経歴がはっきりせず、ただ通称の「弥三郎」だけがわかっていて、「弥三郎」は、弥三郎の弟である政長と同一人物と見なされていたが、昭和五十年代、今谷明の研究などによって持富の子弥三郎の存在が確かになった（「室町時代の河内守護」『大阪府の歴史』七ほか）が、実名は不明のままであった。また父親

である持富も弥三郎を名乗っていたと推定されている（森田恭二『河内守護畠山氏の研究』近代文芸社 一九九三年）。川岡勉は『室町幕府と守護権力』（吉川弘文館 二〇〇二年）の中で弥三郎の実名が政久であったことを明らかにした。本書も川岡の説に従う。

享徳三年（一四五四）四月、畠山氏の家臣神保越中守たちが義就を廃して政久を家督に就けようとした謀議が露顕し、持国によって討たれる事件が起こった。同年八月、細川勝元を頼っていた政久や政久派の家臣たちが畠山邸を襲った。『康富記』や『師郷記』『基恒日記』『基恒日記』享徳三年八月二十一条～二十九日条（三巻六七七～八二頁）には、山名氏や武田氏の軍勢が室町御所を警護し、禁裏には廷臣たちがかけつけるなど、京都市中の騒動が書かれ、混乱の中で畠山左衛門督入道徳本（持国）は能登畠山氏の義忠邸に逃げ込み、子息伊予守義夏（義就）は山名邸を頼るが断られ、家臣の遊佐国助宅に逃れたという噂が記されている。結局、持国は隠居することとなり、義就は伊賀に逃走し、家督は弥三郎政久が継ぐこととなった。



ところが情勢はまた逆転する。四ヵ月後、將軍義政が畠山義就を上洛させて対面したので、政久は逃亡し、行方知れずになった。『師郷記』享徳三年十二月十四日条（三卷六八三頁）には「今日、伊予（義就）が室町殿に参上した。八月の没落の時、落髪して頭を丸めていたので、坊主頭を裹つつんでいた」とある。髪が生えそろわないうちに起こった逆転劇である。翌享徳四年（一四五五）三月、畠山持国（徳本）が亡くなった（三卷六八四頁）。同年六月、義就は、政久討伐のため河内に出陣した。政久は逐電没落し、行方をくらましたので、同年十一月、義就は上洛して幕府に出仕している（三卷六八六頁）。

両畠山氏の対立 長祿三年（一四五九）義就は政久討伐のため、ふたたび河内に出陣した。『大乘院日記目録』長祿三年六月一日条（三卷七〇五頁）に「両畠山河内国において合戦、弥三郎他界のため舎弟弥次郎を相続させた」とある。弥三郎政久の死因は判らない。弥三郎の跡を相続した弟弥次郎とは畠山政長である。ここに、この後、長年にわたって対立する両畠山氏の主役が揃った。畠山氏内の対立・抗争はすでに持国と持永の代に始まっていた。それには將軍義教の干渉があった。義教は、内紛を起こさせることによって諸大名の勢力を削ぐためにしばしば干渉を行った。持永没後は、持国と持富の対立である。実子義就が生まれたことにより養子持富を家督から排除したことによる。持富の遺志は弥三郎に受け継がれ、弥三郎と義就の対立となる。ここで管領細川勝元が干渉し、弥三郎を將軍義政に取り持つて対立に火を付けた。將軍や管領が他家に干渉・介入し、内紛を起こさせて勢力の低下を計ったのである。

弥次郎政長が弥三郎政久の跡を継ぐことによって両畠山氏の対立が明確化し、以後、三好長慶ながよしが畿内を制覇する天文年間（一五三一〜五五）の終わりまで、およそ一世紀の間、河内国は両畠山勢の戦場となるのである。

る。もう一つ義就と政長の対立・抗争は応仁の乱勃発の引き金となるが、今しばらく応仁の乱勃発までの両畠山氏の動向を確かめておきたい。

寛正元年（長祿四年、一四六〇）細川勝元の推挙で政長は將軍義政から河内守護に任じられた。義政はまた義就の出仕を禁じ、畠山邸を政長に渡すよう命じた。面目を失った義就は河内に下って嶽山城に籠もった。政長は義就討伐のため河内に出陣し、幕府も河内や紀伊の地侍である国人たちに出陣を命じた。『経覚私要鈔』長祿四年閏九月六日条（三卷七〇八〜九頁）には和泉や大和・紀伊など出陣を命じられた軍勢に交じって「河内国人」が見えるが、具体的な氏名は記されていない。

嶽山城と十七

ヶ所の攻防

畠山義就の籠もった嶽山城は河内国でも南部の、現在、富田林市の嶽山にあった山城で、中腹に龍泉寺があつて龍泉寺城とも呼ばれ、『太平記』には延文四年（正平十四年、一三五九）の合戦で南朝方が旗幟を掲げて、見せかけの軍勢で敵を欺いた龍泉寺城として描かれている。

嶽山に籠もる義就に對峙して政長も嶽山の東北の麓、寛弘寺（南河内郡河南町）に布陣した（『長祿寛正記』）。義就はさらに嶽山城の南に金胎寺城を構えた。寛正二年（二四六二）正月・六月には義就は出陣して寛弘寺の陣營を脅かした。寛正三年五月、幕府は和泉守護の細川勢を投入したので、金胎寺城は陥落した。しかし嶽山城は持ち堪えられた。嶽山城の落城は翌年、寛正四年四月のことであった。京都では嶽山城の落城を喜んだ。『蔭涼軒日録』寛正四年四月十六日条（三卷七一一〜五頁）に赤松次郎法師（政則）の弟や伊勢守（伊勢貞親）らの遊宴の最中、嶽山落城の報が伝わり、翌日、十七日条には將軍家へ祝いの太刀や馬の献上で市が立つように賑わったと記されている。



写真4 嶽山城跡（富田林市）
（富田林市教育委員会提供）

をめぐって家中が鬭争を繰り返していた。これも応仁の乱の一因で、次項で述べることになる。

寛正四年（一四六三）四月、嶽山城落城の後、義就は高野山から吉野方面に逃亡した。寛正五年九月には細川勝元に代わって畠山政長が管領に就いた。しかし寛正六年になると、義就は勢力を盛り返し、河内国各地で小競り合いが繰り返され、北河内の十七ヶ所にも及んだ。『親元日記』^{ちかもとにつき}寛正六年七月二十五日条（三卷七一五頁）や「室町幕府奉行人連署奉書」九月三日・六日条（三卷七一六～七頁）、『経覚私要鈔』十月二十一日条（三卷七一八頁）などには、十七ヶ所をめぐる合戦の史料がある。同年七月二十五日、畠山三郎や同中

幕府に支えられた政長の嶽山城攻めは四年の歳月を要した。この間、寛正の大飢饉に見舞われ、合戦もままならずして長期化し、長期化した合戦がまた飢饉を激化した。寛正の大飢饉は、長禄三年（一四五九）夏の旱魃に続く秋の大風雨、翌寛正元年夏の冷害、秋の蝗^{いなご}の大発生と二年越しの大凶作による飢饉である。興福寺大乘院尋尊の『大乘院寺社雜事記』寛正二年五月六日条に、伝聞として、京都では毎日三百人から五百人・六百人・七百人の餓死者があり、勸進^{かんじん}聖^{ひじり}の願阿弥が六角堂前で毎日布施を行っても餓死者は止まらない。去年の諸国の旱魃と河内・紀州・越中・越前等の兵乱の故である、

などと記している。「越中・越前等の兵乱」とは三管領の一人、越前守護斯波氏の内訌である。斯波氏もまた、畠山氏と同様に、家督

務大輔（政近）が出陣する。十月二十一日には畠山播磨守や大和の国人たち千二、三百人の軍勢が出動し、そのうち、二百人が十七ヶ所の「仁和寺」に陣を取ったとある。「仁和寺」は本市仁和寺にわじの地である。「十七ヶ所」は寝屋川市・門真市・守口市にまたがる幕府領の莊園で、この後、合戦の場としてたびたび史料に登場する。十七ヶ所については第二章第三節で詳しく述べるので、以下、本章では合戦に関連して十七ヶ所を述べるに止める。

文正元年（寛正七年、一四六六）九月、義就は嶽山城を奪回した。『経覚私要鈔』文正元年九月四日条（三卷七二三頁）に義就が「二夜二日」攻め戦って嶽山城を落とした。降参した者は大略国人であったという。国人とは地方在住の武士の総称で、これら降参した国人たちはその時からすぐ義就の被官となったのであろう。続いて同日条に「右衛門佐義就猛威を振るうなり」と記す。このように義就はいったん嶽山城を放棄したものの奪回した。山名持豊やまなもちとよ（宗全そうぜん）も幕府軍を前にした嶽山における義就の奮戦を称賛した。『応仁記』（『群書類従』合戦部）には、すなわち「山名入道ハ嶽山合戦ニ義就ノ働ノ様、伝ヘ聞キテ涙ヲ流シ、弓矢取テ当代ノ比類ナシ。不敏ナル事ト思ハレケリ」とある。『応仁記』は、第四章第二節で述べるように、軍記物語の一つであって、史料として扱うのには躊躇するが、義就は武勇の将として伝承される人物であった。

三 応仁の乱

応仁の乱前夜

家督をめぐる畠山氏の内訌については前節で見た通り、守護領国の河内国を巻き込んだ合戦にまで発展した。応仁の乱は、畠山氏のほか、斯波氏と將軍足利氏の家督相続が三つ巴

第四節 両畠山氏の対立と応仁の乱

表2 応仁の乱初期段階の対立関係

	東 陣	西 陣
(大將)	細川勝元	山名持豊(宗全)
本 陣	花御所	山名持豊邸
将 軍 家	義政 義尚 義視(西陣へ⇒)	(義尚擁立)
畠 山 氏	政長	義就
斯 波 氏	義敏	義廉
主要人物	赤松政則 京極持清 武田信賢 成身院光宣	大内政弘 一色義直 土岐成頼 六角高頼

備考：当初花御所を本拠とした東陣は將軍家(義政・義尚)を手中にした。
義視は北畠を頼って伊勢へ。応仁2年11月、義視は西陣に身を投じた。

となつて勃発した大乱である。

斯波氏の場合を見よう。斯波氏も將軍家足利氏の支流で、足利尊氏・義詮に仕えた斯波高経が越前守護となり、幕政を補佐した。次の斯波義将は三代將軍義満に仕え、細川頼之に代わつて管領となつた。以後、細川・斯波・畠山の三氏が、前述のように管領の要職を占める。義将は官途名「左兵衛督」を名乗り、この官途名が代々斯波氏に受け継がれたので、兵衛府の唐名、武衛に因んで「武衛家」と呼ばれた。次の義重(初

名義教)は応永の乱の戦功により越前に加え、尾張・遠江の守護を兼務し、以後、この三国の守護職は斯波氏の世襲となつた。義重の子義淳も管領となるが子がなく、甥の義健を家督とした。しかし義健も子がないまま享徳元年(一四五二)早世した。このため、斯波氏の家臣、甲斐常治・朝倉孝景らに推されて一族の内より斯波義敏が家督を継ぎ、越前・尾張・遠江の守護となつた。ところが義敏と甲斐常治に亀裂が生じ、合戦に及んだが、結果は義敏の敗北であつた。

八代將軍義政は義敏を退け、義敏の子に家督を継がせ、さらに寛正二年(一四六二)朝倉孝景らが推挙する一族の義廉を家督とした。これに対し義敏は、妻同士が姉妹であり、政所執事で、將軍義政の信頼を受けていた伊勢貞親を頼つて復権を計り、応仁の



写真5 伝足利義政像
東京国立博物館蔵 Image: TNM Image Archives

乱の前年、文正元年（一四六六）八月、義政より三国の守護に再任された。しかし翌九月には、伊勢貞親が、細川勝元・山名持豊（宗全）らの排斥に合い、近江に退去すると、義敏もまた領国越前に帰国し、勝元・持豊たちに推されて斯波義廉が三国の守護に復職した。このように斯波氏の内部でも、家臣たちが義敏と義廉をそれぞれ擁立し、主家の家督をめぐる二派に分裂し、この家督争いに將軍義政をはじめ、細川勝元・山名持豊・伊勢貞親たちが介入していたのである。

將軍義政には嗣子がなかったため、家督を譲るべく弟義視を養子に迎えた。義視は七代將軍義勝・八代將軍義政と兄弟で、ともに六代將軍義教の子である。義勝は夭折したので、義政が將軍となったのは八歳であった。しかし一九年後の寛正五年（一四六四）十一月、嗣子のない義政は、当時、京都淨土寺で出家して義尋と名乗っていた弟を還俗させ、名を義視と改めさせた。ところがその後すぐ義政の正室日野富子が懷妊し、翌年に出産、義政の実子義尚が生まれた。文正元年九月、わが子に家督相続を望む義政夫妻の意を察して伊勢貞親は義視を讒言する。讒言を信じた義政は義視を殺害しようとしたので、義視は細川勝元を頼って難を逃れた。讒言を機に伊

勢貞親は前述したように細川勝元・山名持豊から排斥せられ近江に退去した。貞親不在の幕府内には、義視を支持する細川派に対し、義尚の生母富子に味方する山名派といった二勢力が成立して睨み合った。

河内の嶽山城を奪回した畠山義就が大軍を率いて入洛したのは、この年十二月のことである（三卷七二四～五頁）。年が明けて文正二年（一四六七）正月（三月五日改元して応仁元年となる）、山名持豊は將軍義政に迫って管領を畠山政長から斯波義廉に変えることに成功した。管領を解任され、洛中に横行する義就軍を眼前にして政長は出陣の決断を迫られることになった。

応仁の乱と

河内の合戦

文正二年（応仁元年、一四六七）正月十八日、畠山政長は自邸に火を懸け、上京の上御靈社（御

靈神社）

に立て籠もった。応仁の乱の勃発である。勃発時において戦況は義就軍を上洛させ

ていた山名派が優勢であった。しかし摂津・和泉・丹波など京都近辺に領国を持つ細川派は兵力の動員がたやすく、勢力もすぐに挽回した。山名派も六月には播磨や但馬・因幡などの山名氏の領国の軍勢を上洛させ、八月には西国周防・長門・豊前・筑前の守護大名大内政弘が入洛した。ここに勢力は均衡し、応仁の乱は一年の長きに及ぶのである。將軍義政は、この度の合戦が「言語同断之次第」であり、「今出川（義視）之心中」も同じであるとし、畠山義就に河内へ帰国するよう命じ（三卷七二八頁）、合戦の拡大回避のため両派に自重を促したのであるが、これに従う者はなかった。

細川派は室町殿（花の御所）を陣営とし、義政・義尚をはじめ、乱を避けて花の御所に避難した後花園上皇・後土御門天皇を味方に引き入れることに成功した。一方、山名派は堀川の西にあった山名持豊邸を本陣としたので、東に陣のある細川派は東軍、西に陣のある山名派は西軍と呼ぶ。この間、五月に近江に退いていた



写真6 応仁の乱勃発地の碑（御霊神社）

伊勢貞親が幕府に帰参したため、九月、義視は北畠氏を頼って伊勢国多気（三重県津市）に寄寓した。義政はたびたび義視の帰洛を促し、応仁二年九月、義視は上洛して東軍に入った。しかし義視は再度、義政と対立し、十一月には西軍に迎え入れられることとなった。かくして東軍―足利義政―細川勝元、西軍―足利義視―山名持豊という図式が成立した。

『大乘院寺社雑事記』 応仁元年六月二日条（三卷七二九―三〇頁）は戦乱最中の洛中の伝聞が記され、東西両軍の顔ぶれが列記されている。それによると、西は山名入道（持豊）・同相模守（教之）・同大夫・同因幡守（勝豊）、この他山名氏一類、斯波武衛（義廉）・畠山衛門佐（義就）・同大夫（能登守護義統）・土岐（成頼）・六角（高頼）以下一人の大名、二〇カ国の軍勢、東は細川右京大夫（勝元）・同讃州（成之）・同和泉守護（常有）・同備中守護（勝久）、この他細川氏一類、京極入道（持清）・赤松次郎法師（政則）・武田（若狭守護信賢）、西大将は山名入道・畠山衛門佐、東大将は武田・成身院法印とある。成身院法印とは、奈良興福寺の衆徒成身院光宣のことで、応仁の乱では東軍に属して大いに活躍した。この史料には「公方は今出川殿・若君以下御一所に御座」とある。義視が伊勢に下向する前、まだ義政や義尚とともに將軍の花の御所にいた時の記事である。

これより前、『経覚私要鈔』 応仁元年五月二十九日条（三卷七八）

九頁）に大和の国民（国人）越智氏が未だ京都には入らずに、二千人ばかりの軍勢が十七ヶ所に陣取ったま
まであるという記事がある。大和では国人たちを国民・衆徒しゅとと呼んだ。越智家栄おちいえひでは西軍に属しているが、十
七ヶ所に陣取って上洛する東軍の敵軍を牽制しようというのであろうか。越智氏の十七ヶ所知行については
『大乘院寺社雜事記』文正二年（応仁元年）二月二十六日条（三卷七二七頁）に河内国十七ヶ所知行として越
智罷り越すという伝聞を記している。越智氏は大和南部に勢力を持つ国民で、北部の筒井氏と対立していた。
畠山氏の内訌では義就方に与していたので応仁の乱でも西軍に属したのである。

かくて合戦は膠着状態のまま改元して文明元年（一四六九）となり、文明三年には斯波義廉の被官で越前
の守護代である朝倉孝景が西軍より東軍に寝返った。文明五年三月には山名持豊（宗全）が病死、同五月に
は相次いで細川勝元も病死した。戦乱のため京都は疲弊し、公家の一条兼良や近衛房嗣・鷹司房平が興福寺
の大乗院や一乗院の門跡を頼って奈良に疎開したように、公家たちは地方に向するものが多かった。地方
に移り住む僧侶もあった。公家や僧侶の地方移住は平安時代以来の優雅な伝統文化を拡散する結果となった。
しかし拡散されたのは文化だけでない。武士による合戦もまた各地に拡散されることとなった。まして河内
は両畠山氏の合戦の地であり、応仁の乱の濫觴らんしょうともいふべき地である。河内では応仁の乱の期間、引き続
き両畠山氏の合戦は行われていた。その例を本市周辺の若干の記録に拾ってみよう。

東軍の細川勝元に属していた野田泰忠は文明六年（一四七四）の軍忠状において、それまでの数々の戦功
を書き上げ勝元没後の地位保障を得るべく細川政国に提出し証判を獲得している（三卷七三一―七頁）が、こ
れには応仁三年（一四六九）四月二十二日、野田の属す東軍が十七ヶ所の諸勢と合戦に及んだことが記され

ている。また、『大乘院寺社雑事記』及び『経覚私要鈔』文明三年七月二十日～同八月十二日条（三卷七四三～五頁）には、東軍畠山政長に属した大和の国民や衆徒の筒井・十市・箸尾以下が、河内三ヶ（大東市三箇）に布陣する西軍畠山義就方の遊佐五郎を攻めようとしたことが記されている。続く文明五年（一四七三）八月に西軍畠山義就方の遊佐氏が河内八ヶ所へ攻め入り放火（三卷七四五頁）、同十一月には東軍筒井氏が河内国野崎（大東市）で西軍と合戦している。

応仁の乱 文明九年（一四七七）秋になると、京都における応仁の乱は収拾に向かつて動き出す。畠山義就が領国の確保を企て、河内に出陣したからである。またしても河内は両畠山氏の戦場と化した。

『大乘院寺社雑事記』同年八月六日～九月十六日条（三卷七四七～九頁）には畠山義就が政長勢討伐のため河内出陣を企てているという情報を記している。『大乘院寺社雑事記』の記主尋尊は、義就が出陣すると義就に同心する大和の国民や衆徒も出陣し、大和にも混乱が及ぶことを危惧する。九月二十三日条には「畠山右衛門佐義就、廿一日京都進発、三百五十騎并甲二千余」と義就の出陣が記されている。広橋兼顕^{かねあき}の日記『兼顕卿記』同年九月二十一日条（三卷七五二頁）には、敵陣畠山右衛門佐、昨日夜、河内に下ったという噂があり、事実ならば大いに喜ばしいことだと記されている。京の公家たちにとって応仁の乱の主因の一つである両畠山氏が戦場を河内に移したことはまさに厄払いであった。

両畠山氏の戦場の移動を機に応仁の乱は終息を迎えた。同年十一月、大内政弘が領国周防に、土岐成頼が美濃に、畠山義統が能登に帰国し、足利義視も成頼を頼って美濃に下向した。かくして一年間に及んだ京都での応仁の乱は終わったのである。しかし一方で河内国内の合戦は激しさを増すことになる。さらに京都

に居を構える政長が文明十年（一四七八）山城国守護を兼任すると、両畠山氏の合戦は宇治以南の南山城にも及んだ。山城国一揆が両畠山勢の退去を求めて功を得たのはこの後、文明十七年のことである。

もう一つの応仁の乱の主因である將軍の跡目問題は文明五年（一四七三）義尚が征夷大將軍に就任することによって決着した。応仁の乱の終息後、義尚は幕命に背く近江守護六角高頼の討伐を試みた。しかし高頼は甲賀に逃げ込み、戦果は上がらないまま長享三年（一四八九）義尚は出陣先で病没した。幕府は土岐成頼を頼って美濃に下向していた足利義視とその子義材（よしき）（義植）よしたねを京都に迎え、翌延徳二年、義政が没すると、義材を第一〇代の室町幕府將軍とした。この頃には、室町幕府の権力の衰退が顕著となり、無力な將軍の時代が始まった。それはまた、河内における両畠山氏の合戦にも微妙な影を落とすこととなった。

第五節 明応の政変と細川政元・高国政権

一 明応の政変

十七ヶ所をめぐ 將軍となった義材（義材は三度、改名し、永正四年（一五〇七）に義尹、よしたか永正十年（一五一三）に義就と政長 義植と名乗っている。以下、本書では、最後の名前である義植で通すことにする。）は、延徳三年（一

四九二）義尚に引き継いで六角高頼を討伐すべく近江に出陣して一応の成果を収めた。

これより前の文明九年（一四七七）秋、河内に下向していた畠山義就は、各地で政長勢を破り、勢力を拡大した。『大乘院寺社雜事記』文明九年九月二十七日～十月五日条（三卷七五二～四頁）、同年十月九日～十一

月十九日条（三卷七五八～六一頁）などは義就優勢の伝聞が記されている。河内の重要な城郭である若江城（東大阪市）や誉田城（羽曳野市、誉田山古墳（応神陵古墳）を利用か）が義就方の手に堕ちる。文中、『大乘院寺社雑事記』の記主尋尊は「河内国一国、今に於いては悉く右衛門佐（義就）方の思いのままの様である」と記している。本市域の合戦に関する史料としては十七ヶ所の記事がある。十七ヶ所については、第二章第三節で述べるが、ここでは、前述のように義就と政長の十七ヶ所をめぐる争奪の記事のみ挙げておきたい。

『晴富宿祢記』^{はるとみすくねき} 文明十年十二月十九日条（三卷七六二頁）には、畠山義就が南御所へ所領の十七ヶ所の知行を認める幕府の裁定があれば、年貢を「渡しまいらすべし」と内々申し入れたとある。南御所は天皇家や将軍家の女性が出家して入室する比丘尼御所の一つ、大慈院の通称である。同史料によると將軍義政の息女（または妹か）がこの時の住持であった。幕府との縁の深い南御所の所領であり、京都にも近い十七ヶ所は河内国を支配する者としては勢力誇示の象徴的な存在であったと考えられる。河内全土に実権を持つ義就は十七ヶ所の知行を幕府に申し入れたのであろう。

ところが翌年、『晴富宿祢記』^{はるとみすくねき} 文明十一年八月十六日条（三卷七六三頁）には、十七ヶ所の知行が義就から政長に変わったことが記されている。義就は河内に在国しており、「未だ御免に及ばない」ためであるとする。政長は早速に南御所へ挨拶に参上した。「折紙持参」とある。折紙は金額を記した折紙銭のことで、金銭の贈呈が行われたのである。

『長興宿祢記』^{ながおきすくねき} 文明十四年三月八日条（三卷七六六頁）には政長と細川政元が義就討伐のため河内に出兵したとある。だがその四ヵ月後、『大乘院寺社雑事記』同年七月十六日条（三卷七六八頁）には政元が政長に渡

すべき十七ヶ所を義就に「返し渡す」とある。政長にとっては「難儀迷惑」なことであり、世間は「如何なすべきかな。珍事々々」といったと記す。しかし十七ヶ所は政長が続いて支配していたようである。文明十五年（一四八三）八月、十七ヶ所から欠郡の低地一帯に水害を及ぼす合戦があった。『大乘院日記目録』同年八月二十二日条（三卷七七四頁）に義就勢が大場（大庭、守口市）の堤を切ったので河内国は大水になったとあり、『大乘院寺社雜事記』同年八月二十二日・二十八日条（三卷七七五頁）にも、有馬温泉に旅行した興福寺の僧たちの話として、千町鼻から西にある大場付近の堤防が二丁にわたって切り崩され、十七ヶ所は大水になったと記されている。この年の秋は雨が多く、二十日には大風が吹いている。『後法興院記』文明十五年八月十七日条（三卷七七四頁）には河州の凶徒が十七ヶ所の城を責め落としたという伝聞を記している。十七ヶ所に「城」と呼ばれるような砦が構築されていたのであろう。『大乘院寺社雜事記』同年八月二十二日条に記す堤防を切って増水した淀川の水を利用した水攻めである。後代、備中高松城や紀州太田城など羽柴（豊臣）秀吉の水攻めはよく知られているが、この『大乘院日記目録』や『大乘院寺社雜事記』の記事は、秀吉以前の、十七ヶ所の水攻めとして注目しておきたい史料である。

明応の政変と基家・尚順の対立 両畠山氏の攻防が続くうち、延徳二年（二四九〇）十二月に義就が病没し、その子基家が跡目を継いだ。当然、両畠山氏の対立は政長と基家に受け継がれた。前述のように前將軍

足利義尚の遺志を継いで近江に出兵し、一応の成功を収めた義植（義材）は、明応元年（二四九二）十二月、京都に凱旋した。明けて明応二年二月、義植は基家を討つべく、諸軍を率いて河内に出陣した。従う武將は畠山政長・尚順父子、斯波義寛・赤松政則たち、公家には葉室光忠・高倉永康たちがいた。義尚や義植が六

角高頼討伐のため近江に出陣したのは、高頼の莊園押領に悩む延暦寺や三井寺はじめ、いわゆる旧領主たちの訴えによるものである。近江出兵の後、明応二年の義植の河内出陣も莊園押領に悩む旧領主たちの訴えに応ずることが大きく、これに加えて將軍権力の誇示をはかったのである。

ところが義植の河内出陣は旧領主の訴えに應ずるだけではすまない。政長と基家の争いである両畠山氏の攻防に將軍が介入して出陣したのである。この出陣は、次に起こる將軍義植の没落、さらにその後の將軍足利氏傀儡化の導因となった。

義植・政長は明応二年（一四九三）二月十三日に京都を出陣した。『大乘院寺社雜事記』明応二年二月十四日条（三卷八〇三頁）に畠山尾張守政長たちが出陣し、河内の十七ヶ所・三ヶ（三箇）を陥したとある。基家方の陣營を次々に陥し、本陣となる正覚寺に向かった。これまでに政長は河内に出陣する場合、正覚寺を本陣とすることが多かった。例えば『大乘院寺社雜事記』文明十五年（一四八三）九月十八日条に「正覚寺之左衛門督」という語句が見える。「左衛門督」は政長の官途名であるが、政長が「正覚寺」を冠して記されているように、河内出陣に当たってはいつも正覚寺が本陣であった。興福寺多聞院英俊の日記『多聞院日記』文明十六年五月二十七日日条にも「正覚寺城之畠山左衛門守殿^{（督）}」とあって城郭も構えられたことが伺われる。

正覚寺は現在の大阪市平野区加美正覚寺町にあった寺院で、明応の政変の時、正覚寺城合戦で消滅した。現在、その西、旭神社に「正覚寺城跡」の碑が建っている。平野の旧郷は摂津国住吉郡であるが、正覚寺のあった加美は河内国洪川郡に属していた。正覚寺は摂津との国境に位置していたのである。小谷利明はこうした正覚寺の立地条件を「軍事的に最も重要な地域」と評している（『畿内戦国期守護と地域社会』清文堂 二〇〇三年）。



写真7 正覚寺城跡（大阪市平野区）

には伊豆の堀越公方（足利政知の子で、天龍寺で出家していた清晃を還俗させ、義退と名乗らせた。後に義退は義高・義澄と改名するが、以下、本書では、最後の名前である義澄で通すことにする。）
 翌閏四月、義澄を擁立しようとする政元は、軍勢を河内に下し、將軍義植と畠山政長を攻めた。合戦は同月二十五日に政元方の勝利で終わった。政長は自刃、嫡男尚順は紀伊国に逃亡、將軍義植は政元の武將上原元秀に降参し、京都に連行された（三卷八一四～六頁）。いわゆる明応の政変である。『大乘院寺社雜事記』明応二年閏四月二十二日条（三卷八一三～四頁）に、合戦に先立って上原元秀が畠山基家より十七ヶ所以下を拝

この時も義植や政長は本陣を正覚寺とした。『後法興院記』明応二年二月二十三日条に「武家明日陣替云々、陣所正覚寺云々」とあり、『大乘院寺社雜事記』同日条にも「明日正覚寺へ御陣替必定、仍畠山ハ可為野陣用意云々」とある。「野陣用意」とは畠山政長勢は將軍のため正覚寺の宿所を譲って野宮の準備をしたというのか。かくして河内在陣は二ヵ月に及び、その間、政長たちは藤井寺に出陣し、基家の守備する誉田城を攻める（『大乘院寺社雜事記』明応二年三月二十四日条・二十七日程ほか）。一方、京都では細川政元を中心に義植を將軍から追放すべき画策が進行していた。発端は、はじめ義植を擁立して將軍に就けた日野富子が義植を嫌うようになったことである。同年四月、畠山政長と対立していた細川政元は、富子の内意を受け、鎌倉公方（實際

領したとある。戦功を見越した恩賞である。この明応の政変には細川氏内部での上原元秀の画策が功を収めたとする、興味深い論説がある（横尾国和「明応の政変と細川氏内衆上原元秀」『日本歴史』第四二七号 一九八三年）。

囚われの身となった義植は龍安寺に幽閉されていたが、脱出して越中に逃れ、明応七年（二四九八）には越前の朝倉氏を頼って上洛を試みるが果たさず、周防の大内氏の許に身を寄せることとなった。一方、義澄は正覚寺合戦の後、同年六月、義遇から義高と名を改め、翌明応三年十二月、第一一代の室町幕府將軍となったが、所詮政元に擁立された傀儡將軍に過ぎない。自刃した政長、没落した尚順に代わって畠山基家が台頭する。翌五月十九日には基家・義英父子が数千人の軍勢を率いて上洛した（三卷八一九～二二頁）。『蔭涼軒日録』明応二年五月十九日条（三卷八一九～二〇頁）には「悉皆人数五千人許」とある。勝者の進軍には従うものが多く、瞬く間に長蛇の列となる。しかし正覚寺合戦の一番の勝者は細川政元であり、陰には上原元秀があった。この後、正覚寺合戦の勝者、政元の専横政治は、永正四年（一五〇七）六月、政元が細川家臣団の内訌と細川一族の争いによって謀殺されるまで一五年間続く。將軍は細川政元の傀儡であり、細川・斯波・畠山三氏によって分担されていた管領職は細川氏に独占された。ここに室町幕府の体制は大きく変化した。まさに政変であって、明応の政変を契機に本格的な戦国段階に入っていくという指摘もある（峰岸純夫「戦国時代」『国史大辞典』第八卷 吉川弘文館 一九八七年）。

二 畠山基家の自刃と細川氏の分裂

打ち続く戦乱と 細川政元には愛宕信仰の天狗道に憧れる等怪異な振る舞いが多く、それは当時の歌や軍記
 畠山基家の自刃 に記されている（瀬戸祐規「細川政元の一側面―細川氏関係軍記と古記録を中心に―」武久堅監修

『中世軍記の展望台』和泉書院 二〇〇六年）。また細川氏関係軍記の一つ『九郎澄之物語』に「いかなること
 にや、をんなにちかづくことなき人にまし／＼けるにより、子といふ事ぞなかりける」とあるように政元には子がなかった。そのため政元は関白九条政基の末子の澄之・一門阿波守護細川成之の孫の澄元・一門細川政春の息子の高国を養子に迎え、結果、永正四年（一五〇七）澄之と澄元をそれぞれに支持する家臣たちが互いに争い、政元は謀殺され、澄之は敗死した。翌永正五年、澄元は京都を追われ、高国が細川宗家（京兆家）の家督を継いで幕府の管領となった。細川当主は歴代右京大夫を名乗っていたので、右京大夫の唐名である京兆家と呼ばれたのである。以後、大永七年（一五二七）柳本賢治たち反高国勢に都を追われるまでの二〇年間、高国政権が続いた。この間、明応二年（一四九三）の明応の政変以後も河内国では両畠山の、義就の子基家と政長の子尚順による宿命の戦いは打ち続いていった。

明応六年（一四九七）十一月、一旦勝利を得た基家勢は尚順の立て籠もる高屋城（羽曳野市）を攻めた。ところが大和からの援軍を得た尚順勢の逆襲に遭い、敗退して切腹する者が多く出た。『春日権神主師淳記』同月十三日条（三卷八二六頁）には、基家たちは「舟ニテ日暮ル時分ノ間落給フ」という伝聞を載せる。現在の大和川は、江戸時代の宝永元年（一七〇四）、石川と合流する柏原から西に向かって新しく川筋が付け替えられた。しかし江戸時代前期よりも以前、戦国期の大和川は柏原から中河内を北流して大阪の上町台地北

端で淀川と合流していた。基家一行はこの北流する大和川を逃亡した。大和川の史料としてもはなはだ興味深いことである。さらに『大乘院寺社雑事記』同月十八日条（三卷八二六・七頁）には「十五六日之合戦也」とあって、この時の合戦は約半月に及んだことが判る。

明応八年正月晦日には十七ヶ所で合戦があり、基家の武将毛穴某が討ち死にし、基家が切腹をした（三卷八二七・九頁）。『大乘院寺社雑事記』二月二日条（三卷八二七・八頁）に「一昨日於河内合戦在之、毛穴打死（少）小彌基家切腹、子息前官領者乗船没落了、打死自害衆濟々在之」とある。『永祿年代記』同年正月晦日条（三卷八二八頁）には、合戦の場所を「河内国十七ヶ所盗人島ト云在所」とする（盗人島については九六頁参照）。基家に従って打ち死にした毛穴氏は和泉国大鳥郡毛穴を本貫地とする和泉国人であり、ほかにも菱木氏・草部氏など畠山氏に従う和泉国人がいた（前掲『畿内戦国期守護と地域社会』）。

基家の死後、『大乘院寺社雑事記』明応八年二月九日条（三卷八二九頁）に赤沢宗益が十七ヶ所の代官に補任されてその礼に能を催したとある。宗益は細川政元の家臣、赤沢朝経あかざわともつね、入道して沢藏軒宗益たくざんけんそうえきといった。いつも政元の軍事行動の先発をつとめ、大和や河内・丹後を侵略した。後に政元の後継者をめぐって対立することもあったが、明応八年段階では、股肱こぶくの臣ともいべき主従関係にあって、このような朝経に十七ヶ所が与えられたのである。前に見たように、明応の政変の時、上原元秀に十七ヶ所が与えられている。このとき最も政元のために働いたのは上原元秀であった。この後のことであるが、天文八年（一五三九）、三好長慶みよしながが十七ヶ所の代官職を望んでいる。この時、長慶は希望通り代官に就いたかどうか不明であるが、十七ヶ所は幕府領として重要な土地で、幕府または管領細川氏に貢献した者、または幕府内で実力のある者に任さ

れる領土（莊園）であつたことが窺える。明応八年、赤沢朝経がどのような働きをしたかは不明であるが、基家を自刃に追い込むような大合戦があり、政元は朝経を^{ねきら}勞つたのであろう。

前の『大乘院寺社雜事記』明応八年二月二日条（三卷八二七〜八頁）中「子息前管領」とあるが、基家の子息といえば義英に当たる。ところが他に、義英が管領であつたという史料は見あたらない。不明な記事であるが、基家の子息義英も船に乗って逃げ延びた。

明応八年（一四九九）九月から十月にかけて野崎（大東市）と十七ヶ所で義英と尚順が戦っている（三卷八三〜二頁）。この後、十七ヶ所における合戦の記事はしばらく見えない。

細川高国から 中世後期の戦国時代は下剋上の時代といわれる。下剋上とは、下の位に属する者が自分より上の位にある者を、例えば家臣が主人を^{しの}凌いで権力を把握し、かつて上の位にあつた者を対等

に扱うこと、または支配することである。勿論、「下剋上」とは上の者が下の者から苦渋を受けたことを非難していった言葉である。言葉そのものは平安時代から見えるが、よく知られているものには、南北朝時代の『建武年間記』の「二条河原落書」に見える「下克上スル成出者」という一文であろう。すでに見たように細川政元は、將軍に擁立した足利義澄を傀儡化し、幕政を専横した。これなども下剋上の典型である。

三好長慶^{ながよし}も下剋上を代表する武将である。三好氏は阿波国の有力国人で、被官となつて阿波守護細川氏に従つた。服従と離反を繰り返しながらも長慶の時代には、一応、將軍足利義輝、管領細川晴元、家臣三好長慶という順列がある。さらに三好長慶の家臣には松永久秀^{ちかひさ}がいて、図示すれば、

足利義輝——細川晴元——三好長慶——松永久秀



写真8 三好長慶像
(堺市南宗寺蔵 東京大学史料編纂所模本)

となる。ところがすでに見たように、將軍足利氏には実力がなくて管領の傀儡であったし、管領細川氏も三好氏に追放された状態であり、永禄七年（一五六四）長慶が病没すると、松永久秀の権威は増大した。まさに右に示した図式を逆にした、下剋上の権力構成が見えるのである。

ちなみに十六世紀後半の三〇年余り日本に滞在したポルトガル人宣教師ルイス・フロイスは、当時の権力構造について次のように述べている、「都の統治は、この頃、次の三人に依存していた。第一は公方様で内裏に次ぐ全日本の絶対君主である。ただし内裏は国家を支配せず、その名称とほどの規模の宮廷（エスタード）を持っているだけで、それ以上の領地を有しない。第二は三好殿で、河内国の国主（レイ）であり、公方様の家臣である。第三は松永霜台で、大和国の領主（セニョール）であるとともにまた三好殿の家臣にあ

たり、知識、賢明さ、統治能力において秀でた人物で、法華宗の宗徒である。」（『日本史』第十六章（第一部五四章）中公文庫『完訳フロイス日本史Ⅰ 織田信長編Ⅰ』中央公論新社）。フロイスのいう公方様とは明らかに將軍足利義輝を指すが、前述したように事実上の権力は脆弱なものであったはずであり、とても彼が述べるように内裏（朝廷）に次ぐ全日本の絶対君主とは言えないだろう。当然そこにはポルトガル人宣教師の視点という前提がともない、また彼の活動範囲や経験が影響している。ただ、当時河内国に滞在したフロ

イスから見て、公方様（將軍）に次ぐ第二の地位にある者は河内守護三好長慶であり、第三の地位は松永久秀であった。これは、当時の実態的な権力構造をよく把握しているといふべきであろう。

阿波の国人で守護細川氏の被官となった三好氏は、応仁の乱にも守護細川成之に従軍して東軍細川勝元を援けた。その後、阿波守護細川義春の子で、成之の孫の細川澄元が管領細川政元の養子の一人として京都に迎えられると、永正三年（一五〇六）阿波から三好之長も呼び出されて上洛し、摂津守護代に就いた。翌永正四年、前に見たように、細川家臣団の内訌と細川氏一族の争いにより、政元が謀殺される事件が起こり、細川氏の分裂が始まった。細川氏家臣の香西元長・葉師寺長忠たちは澄元を追放し、もう一人の養子である細川澄之を細川氏当主（京兆家）の家督に就けたのである。二ヵ月後、一族の細川高国たちによって澄之は滅ぼされ、京兆家の家督には澄元が就いた。しかし翌永正五年、澄元は高国と不和になり、京都を追われ、之長も澄元に従った。これにより高国が京兆家を継ぎ、周防にいた足利義植を迎えて再び將軍に据えた。この後、高国を中心に二〇年間の政権が続くことになった。

京都を追われた三好之長たちは細川澄元に従って阿波に帰国した。永正八年（一五一一）細川政賢の挙兵に応じて澄元も出陣、政賢は入京を果たすが、船岡山の合戦で高国勢に敗北し、政賢は討ち死にした。永正十七年（一五二〇）澄元勢は再度、京都に攻め入ったが、この時も敗北し、捕らえられた之長は自刃した。阿波に逃げ帰った澄元も一ヵ月後には失意の内に病死した。

第六節 三好長慶と松永久秀

一 三好氏の台頭

三好長慶

の登場

大永元年（一五二二）將軍義植と管領高国は不和となり、義植は淡路に出奔し、高国は前將軍治たちが入京し、高国は近江国に逃れた。この機に応じて三好之長の孫、三好元長が足利義維・細川晴元を奉じて泉州堺に上陸した。義維は義澄の子で、義晴の弟に当たるが、義植の猶子であったという。義維・晴元政権が堺に誕生すると、元長は山城守護代に任命されている。享祿元年（一五二八）元長は高国との和睦を図るが、これは決裂し、享祿四年六月には大坂天王寺の合戦で高国を破った。破れた高国は尼崎に身を潜めるが、捕らえられて自刃した。いわゆる「大物崩れ」である。高国を破った翌七月、元長が北野社領八ヶ所の代官職を受諾した文書が残る（三巻八七七―八頁）。数少ない元長と本市周辺の莊園との関連史料である。この後、細川晴元は三好元長と不和となり、天文元年（一五三二）木沢長政・三好政長と組んで本願寺の証如に頼み、一向一揆を起こさせて堺の顕本寺に元長を攻め、自刃に追いやった。木沢氏は畠山氏の被官であったが、長政は管領細川高国に接し、後に細川晴元に従い、河内・和泉に勢力を保ち、河内守護代の遊佐長教と対立するようになる。元長の後盾をなくした義維は阿波に帰国した。この後も義維は上洛を図るが果たすことなく天正元年（一五七三）に阿波で没した。一方、晴元は將軍義晴に従い、京兆家を相続して管領



写真9 三好元長墓(顕本寺・堺市堺区)

となったが政情は安定せず、京都からの逃走と帰洛を繰り返した。こうした中で頭角を現したのが三好元長の子、長慶である。

三好長慶は大永二年（一五二二）三好元長の子として生まれた。長慶は初名を利長^{としなが}といい、次に範長^{のりなが}を名乗っているが、以下、本書では、最後の名前であり、一般的である長慶で通すことにする。前述のように父元長は天文元年（一五三二）長慶一一歳の時、一向一揆に攻められて堺の顕本寺で自刃した。しかし長慶の代となり、天文三年には長慶は細川晴元と和解して晴元に従い、一向一揆と戦っている。天文八年（一五三九）一月には二五〇〇の兵を率いて入洛し、晴元と饗宴を共にした。同年六月、長慶は幕府御料所である河内国十七ヶ所の代官職に就くことを要求した（三卷八九一頁）。十七ヶ所が、幕府にとって重要な御料所であることは、すでに述べたように細川政元の有力家臣である上原元秀・赤沢朝経が十七ヶ所を与えられていることからわかる。

この年、天文八年、長慶は摂津の越水城（兵庫県西宮市）を居城とした。天文十一年（一五四二）長慶は遊佐長教^{さながのり}や三好政長とともに木沢長政を河内国太平寺（柏原市）に破って敗死させた。長慶が同盟を結んだ遊佐長教は歴代畠山氏の家臣で、政長派・義就派に畠山氏が分裂した後も、政長には遊佐長直が、義就には遊佐国助がそれぞれ守護代として従った。長教も政長系の畠山植長・高政（図9「畠山氏略系譜」）の守護代となっ

たが実際には下剋上の常で、主家を凌ぐ勢力を持った。天文十五年（一五四六）九月にはこの長教の率いる河内衆が十七ヶ所に入り（三巻九〇四頁）、天文十六年三月にも長教の河内衆が十七ヶ所に帰陣したとある（三巻九〇五頁）。

木沢長政没後、長慶は漸次勢力を強め、天文十七年には遊佐長教の女と結婚、翌十八年には実弟十河一存とともに摂津の江口（大阪市東淀川区）の合戦で叔父三好政長を敗死させ、將軍義輝・前將軍義晴・管領晴元を京都から追放し、事実上、畿内を掌握した。この後も長慶は將軍義輝たちと離反と和睦を繰り返した。天文十九年五月、遊佐長教が暗殺されると、畠山高政は長慶を頼り、長慶はいつそう勢力を拡張することになった。

長慶の連 天文二十二年（一五五三）、長慶は本城を越水城から芥川城（高槻市）に移した。弘治元年（一五五〇）には東播磨を占有し、永禄三年（一五六〇）には畠山政長の孫、高政を破って飯盛山城（四條畷市）・高屋城（羽曳野市）を落として河内国全域を、さらに家臣の松永久秀を派遣して大和にも勢力を

げた。この年永禄三年、長慶は本城を芥川城から飯盛山城に移した。長慶は畿内制覇にあたって、越水城↓芥川城↓飯盛山城と三度本城を移転している（図10参照）。この移転は畿内の中心部、ことに京都への求心が窺われる。長慶の出身地で、本貫地の阿波（徳島）から堺は大阪湾沿岸に沿って、兵庫は淡路島沿岸に沿って近い距離にある。兵庫に上陸した長慶勢には越水城は便利な城塞であり、越水城を足掛かりに、長慶は勢力の拡大とともに畿内の中心へと本城を移動させていった。

戦国期の諸大名が芸能や文芸に関心が深かったように、三好長慶もまた芸能や文芸の愛好家であった。特



図10 三好長慶の拠城

「飯盛千句」である。弘治二年の「瀧山千句」は、現在の神戸市中央区の布引の滝のすぐ南の山城、瀧山城で行われた千句連歌である。この年、長慶の父三好元長の二五回忌にあたり、堺の顕本寺で千部経の大法要を行った後、松永久秀の守護する瀧山城で催した千句連歌である。千句連歌は百韻を一〇回続けるのであるから、それぞれの百韻の最初に発句^{はっく}がある。「瀧山千句」ではこれらの発句に摂津の地名が詠み込まれている。第一の発句から地名だけを挙げると、難波^{なにわ}・住吉・水無瀬・玉江・湊川・初島・須磨・生田・芦屋・布引・羽束山^{はつぐさ}である（鶴崎裕雄「瀧山千句」と三好長慶『中世文学』第三四号 一九八九年）。次に永禄四年の「飯盛千句」は飯盛山城で行われた千句連歌で、発句には山城国の石清水・氷室山、大和国の春日野・初瀬、河内国の天野川・交野、摂津国の五月山・堀江、和泉国の信田^{しのだ}の森・吹井^{ふけい}が詠み込まれている。ここで弘治二年の「瀧

に中世に隆盛を極めた連歌の達人であった。連歌会の最中、弟の三好実休^{じつきゅう}（義賢^{よしかた}）が和泉国で戦死した報せがあったが、そのまま連歌を続け、名句を付けた後、戦況を伝えて連歌会の連衆^{れんじゅう}を急いで帰したという逸話がある。

中世の連歌は百句続ける百韻連歌が基本型であって、それを一〇回続ける千句連歌は大掛かりな、儀式的、時には宗教的な連歌興行である。長慶は生涯に幾つかの千句連歌を主催しているが、注目すべきは弘治二年（二五五六）七月の「瀧山千句」と永禄四年（二五六一）五月の

山千句」の発句に詠み込まれた地名が摂津国だけなのに対し、「飯盛千句」では五畿内に及んでいることに留意したい。それはあたかも、三好長慶の勢力拡大、領土拡張を象徴しているかのようである。連歌に造詣の深い長慶の許には、当時の連歌会の第一人者宗養^{そうよう}たちが常に招かれた。この当時に作られたと考えられる、猿を擬人化した御伽草子『猿の草子』（口絵参照）には、猿たちが連歌会を催して宗養を招こうとしたが、宗養は飯盛山へ行っており、呼ぶことができないという挿話を記している。長慶の連歌愛好を垣間見る挿話である。しかし長慶はただ連歌を愛しただけではなく、連歌に、特に千句連歌に望みや祈りを込めた。それは勢力の拡大、領土の拡張への望みであり、祈りであった。

二 松永久秀と三好三人衆

三好長慶の死と

前に下剋上の好例として長慶と久秀の関係をあげた。松永久秀は永正七年（一五二〇）生

松永久秀の台頭

まれといい、出身地には阿波説、京都西郊の西山説、摂津説、出自にも武士、商人、百姓

と様々にいわれている。長慶に仕えた当初は、右筆といった事務方の仕事に従事していた。天文二十年（一五五二）七月十四日、久秀は弟の長頼とともに京都相国寺に布陣した細川晴元勢を敗走させた。このころより久秀は長慶の武将として頭角を現し、弘治二年（一五五六）六月以前には長慶より瀧山城が与えられ、摂津西半国を支配することとなった。この年七月、長慶を瀧山城に迎えて催したのが前述の「瀧山千句」である。永祿二年（一五五九）久秀は大和国を侵略し、大和国信貴山城（奈良県生駒郡平群町）に移り、永祿三年にはほぼ大和国全土を平定して、奈良市の北西の眉間^{みげん}寺山に多聞城を築いて居城とした。続いて永祿四年・

五年には京都・和泉国に出陣し、長慶の嫡男義興よしおきとともに長慶の領域の拡大を進め、長慶勢の中心的役割を果たした。

しかし永禄五年三月、三好勢は和泉国久米田（岸和田市）で大敗を喫し、長慶の弟三好実休（義賢）が戦死した。勢いを得た河内国の畠山勢は長慶の居城飯盛山に迫ったが、この時も松永久秀の活躍により教興寺（八尾市）で勝利して勢力を立て直すことができた。翌六年八月、長慶が嫡男と頼む義興が病死した。前年の弟実休に次ぎ、嫡男義興の死による長慶の精神的打撃は大きかったという。永禄七年（一五六四）五月、長慶は実弟安宅冬康あたきふゆやすを呼び寄せ、殺害に及んだ。『言継卿記』永禄七年五月十日条には殺害の理由として「逆心悪行とも云々」と記している（三巻九二〇頁）が、『細川両家記』（三巻一〇七九頁）など軍記物語には、長慶が冬康を殺害に及んだのは松永久秀らの讒言によると記している。さらに「然りといへども長慶、此の御愁嘆もつてのほかにて御歓楽に成る」と記す。歓楽は病氣のこと。ついに同年七月、長慶は飯盛山城下の館で病死した。ただし長慶の死は二年間極秘とされ、永禄九年六月に葬儀が行われた。

三好三人衆 長慶の喪を隠したのは、久秀のほか、三好氏の家臣団、中でも三好三人衆と呼ばれる三好長ながと三好義継ゆき逸・三好政康・石成友通いわなりともみちたちである。長慶の死後、しばらくは久秀と三好三人衆の間は友好

的であって、永禄八年五月、久秀と三人衆は共謀して一三代將軍足利義輝を二条御所に襲って自害させ、義維よしひでの子義栄よしかを一四代將軍とした。

長慶の後継者については、永禄六年（一五六三）嫡男義興が病没した後、長慶は実弟十河一存そごうかずまさの息子であった熊王丸（義継）を後継者と定めた。十河一存は、前に見たように天文十八年（一五四九）摂津の江口の合戦

で叔父三好政長を敗死させ、將軍義輝や管領細川晴元を京都から奔走させるなど、長慶政權の樹立に尽くした人物であったが、永祿四年（一五六二）に病没した。長慶は一存の遺児熊王丸を引き取り、義興死後は、熊王丸を元服させ、義繼と名乗らせた。長慶没後、三好氏の当主となった義繼は年少のため三好三人衆が後見となった。

將軍義輝没後、久秀と三好三人衆は急速に対立する。永祿八年十一月には、三人衆は義繼を飯盛城より高屋城（羽曳野市）に移し、一四代將軍足利義榮から久秀追討の御教書が与えられた。以後、大和多聞城の久秀と河内国の高屋城の三好三人衆の間には攻防が続いた。永祿十年二月、久秀の内通が功を奏し、義繼は久秀の許に逃げ込んだ。義繼を得た久秀は勢力を強め、奈良の東大寺に布陣する三人衆勢に夜襲をかけて大勝を収めた。しかしこの時の戦火で東大寺は炎上し、大仏は焼失した。

翌年、永祿十一年（一五六八）九月、織田信長が足利義輝の弟で興福寺一乗院にいた足利義昭を擁立して京都に入り、畿内を平定し、高屋城を落とした（三卷九四二―五頁）。三好三人衆は逃走し、三好義繼と松永久秀は信長に降った。義繼は信長より若江城（東大阪市）を与えられ、永祿十二年三月には義昭の妹を嫁に迎えた。しかし義昭と信長が対立することとなり、天正元年（一五七三）七月、義昭は京都を出て横島城（宇治市）に立て籠もるが、信長には抗し得ず、降伏して若江城の義繼を頼り、さらに堺・紀伊へと流浪する。同年十一月、義昭を匿った義繼は信長に攻められ、自害した。

義昭と信長の対立の背景には、畿内を平定した信長に対する周辺の諸勢力、特に上洛を目指す甲斐の武田信玄（晴信）が存在した。元龜二年（一五七二）久秀もまた信長に反旗を翻した。これよりも前、元龜元年十

二月のこと、十七ヶ所に布陣していた久秀が本願寺へ歳暮の挨拶の品を贈っている（三巻九五八～九頁）。信長軍の総大将はかつて義昭と信長の同盟を画策した和田惟政わだこれまさであった。本市近辺では、久秀は惟政と交野で戦っている（三巻九六二～三頁）。しかし同年八月、惟政は摂津国郡山（吹田市）で戦死している。惟政は来日したキリシタンの宣教師と親しく、フロイスの『日本史』には惟政を悼む記事が見える（三巻九六三～八頁）。危ぶまれた信長の畿内制覇は天正元年（一五七三）三月、大軍を率いて上洛途上であった信玄の病死によって事なきを得た。後背の不安を免れた信長は、着実に畿内制覇を実行した。義昭の追放、義継の敗死、再度、久秀は信長に降伏するが、天正五年（一五七七）十月、信貴山城に籠もった久秀は信長勢の攻撃に曝され自害の道を選んだのである。

かくて中世社会は幕を閉じ、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康が登場する近世の時代へと引き継がれたのである。

第二章 中世莊園の展開

第一節 寢屋川の莊園

高柳莊

市内高柳付近にあった莊園。十二世紀前半、美福門院御願の金剛勝院領として成立したと考えられる。後白河上皇から皇女殷富門院に伝えられ、承久の乱後は後高倉上皇、その皇女式乾門院を経て、後堀河天皇の皇女室町院が獲得した。以降、持明院統の伝領する莊園となった（三卷四六八～七一頁）。

また、鎌倉前期には九条道家の叔父良輔が保有し、その遺言で後家の八条禪尼が相続して、夫の菩提を弔うために東福寺最勝金剛院に寄進した所職も存在する。最勝金剛院の檢校は道家の子である僧正慈源がつとめており、高柳莊でもこの慈源に「一期分」つまり死ぬまで一時的に所職を移動して、その後は寺領として代々の檢校がその所職を管理することになった（三卷四〇七～一二頁）。道家と慈源との親子関係、東福寺あるいは最勝金剛院を統轄する立場の道家、ということからしても、実質上九条家領であったと考えられる。従来、皇室がもっていたのが本家職であり、九条家がもっていたのが領家職（預所）と理解されてきたが、最近はその関係に再考の余地ありとされている（高橋一樹「重層的領有体系の成立と鎌倉幕府」『中世莊園制と鎌倉幕府』塙書房 二〇〇四年）。

さらに、元弘三年（一三三三）六月の「大塔宮護良親王令旨案」によると、石清水八幡宮の毎日百座仁王



写真 10 五条天神（上杉本「洛中洛外図屏風」）
（米沢市上杉博物館蔵）

講料所となっていた淀閨所の替え地として、近江国善原荘とともにこの高柳荘が宛てられている（三巻五〇五頁）。永徳元年（一二三一）六月の「室町將軍家（足利義満）御教書案」には「五条天神社領河内国高柳荘」が見られる（三巻六〇六頁）。

応永二十四年（一四一七）十一月、今出川公行は、室町院領のうち高柳荘をわがものとするために後小松上皇にはたらきかける人ありと伝え、伏見宮貞成がこれに対処するとこたえている（三巻六三二頁）。さらに応永二十六年（一四一九）十月に、室町院領の高柳荘・小高瀬荘地頭職が今出川公行へ譲渡されたのである（三巻六三七頁）。

点野荘

市内点野付近にあった九条家領莊園。長寛元年（一一六三）九月、入道前関白太政大臣藤原忠通が散位源行頼を預所に補任している（三巻二二二頁）。仁安二年（一一六七）藤原忠通の娘で崇徳中宮の皇嘉門院が、女院の地位にとまなう封戸の給付を辞退する代わりに、自分のもつ莊園群の認定を申請し、太政官符で一括して認められている。成立時期は不明とはいえ、点野荘は皇嘉門院領であったので、長寛二年（一一六四）に忠通が亡くなり、この仁安二年に官省符荘の女院領として立荘しなおされた可能性が高い（川端新「院政初期の立荘形態」『莊園制成立史の研究』思文閣出版 二〇〇〇年）。

九条兼実とは、皇嘉門院の異母弟であり、幼時から養子となったことから、親密な関係であった。そのため、

この点野莊も兼実の子である良通に譲渡されたが、良通が文治四年（一一八八）夭折したため、兼実の娘宜秋門院任子（後鳥羽中宮）に譲られた。これは、将来兼実の孫で、摂政良経の子である道家に相続させるための、いわゆる「二期分」の譲渡であった（三卷二九一―八頁）。

道家は建長二年（一二五〇）七月、点野莊を娘の四条院尚待全子に二期分として譲渡し、自らが寵愛する子の一条実経の子孫に伝領するように命じた（三卷四〇七―一二頁）。その後の経緯は詳らかではないが、赤松則村軍による六波羅探題攻撃の最中の正慶二年（一三三三）三月、二条道平が点野莊を春日社に寄進している（三卷五〇六頁）。翌建武元年（一三三四）六月の「権預辰市祐康寄進状」にも「河内国点野庄者、二条右（左）大臣家往代之御家領也」とされており（三卷五〇八―一〇頁）、二条家領になっていたことがわかる。この経緯を、金澤正大は、反得宗家の立場をとって失脚した道家の意向を否定する幕府、とくに執権北条時頼による介入と推定する（『二条摂関家の成立と幕府』『政治経済史学』二二五、一九八四年）。

池田莊

市内池田付近にあった。「宣陽門院所領目録」に「女房別当三位家領（中略）新御領上西門院より進上せらる（中略）河内国池田庄」とあり、さらに鳥羽上皇の中宮であった待賢門院の時に寄進されたところ（三卷三四九―五三頁）。上西門院はその待賢門院と鳥羽上皇との間の娘であるため、池田莊もその経緯から上西門院に譲られたとみられる。上西門院領は、文治五年（一一八九）後白河上皇と丹後局（高階兼子）の娘宣陽門院に譲られたので、その際に池田莊も宣陽門院領となったのであろう（『大阪府史』第三卷一九七九年 三八三頁）。

鎌倉末期、元亨二年（一二三二）の「西園寺実兼処分状案」によると、「大宮大納言」つまり大宮季衡（西

園寺実兼の孫）への譲渡を示す文面中に、「池田莊」の記載が見られる。しかし、「当時、池田庄を以て、形の如く其の足に宛て、其の外仮令二万余疋、慥なる足を以て計り宛てるべきの旨、中宮大夫に示し置く所也」とあるように、中宮大夫つまり西園寺家の家督を継承した実衡が、事実上支配管領したと見るべきであろう（三卷四九一―三頁）。

また建武二年（二三三五）七月の「中院具光申状」によれば、後醍醐天皇が西園寺公重に池田莊を安堵している（三卷五一―二頁）。この後醍醐による安堵は、父実衡の死後西園寺家家督をついだ公宗が、この年の六月、後伏見上皇を奉じて反後醍醐の企てを謀り、弟の公重の密告によって、逮捕されたことと関係がある。ちなみに、これによって公重が西園寺家の家督とされ、後醍醐が京都を離れたのちは南朝方となる。公宗は八月に名和長年によって斬殺されてしまったため、西園寺家家督は遺児実俊が継いだ。

市内北部、田井・郡・太間・木屋辺に広がっていた皇室領莊園。康治二年（一一四三）の「太政官

頼呂岐莊

牒案」には、安楽寿院領として「宅処字頼呂岐在河内国茨田郡内 四至 東限大路、南限登道、西限河北限大堤」とあり、

東と南を東高野街道、北と西を淀川に囲まれた広大な莊園であったことがわかる（三卷一九四―六頁）。安楽寿院は鳥羽殿内に造営された鳥羽上皇の御願寺であるが、鳥羽院領の多くがこの安楽寿院領として立荘された。頼呂岐莊もこのとき立荘された十四ヶ所のうちの一つである。安楽寿院領は鳥羽上皇と美福門院の娘八条院に伝領され、鎌倉後期には大覚寺統の経済基盤となる。

鎌倉期に入った建暦頃の「莊々所済注文案」には「頼呂岐 田畠無注文 薦二千枚 家衡卿」とある（三卷三一九―二〇頁）。

ここから、この莊園が、年貢として田畠からの農産物を中心とせず、手工業品である薦二千枚を納入してい



写真 11 安楽寿院（京都市伏見区）

たことがわかる。また知行していたのが藤原家衡であることもわかるが、家衡はこの地に別業（山荘）をもっていたのである（三卷三四八頁）。

家衡は、白河上皇の乳母親子の子であった顕季以来、院近臣として繁栄した末茂流の藤原氏である。顕季の子長実（長実）は鳥羽上皇の寵愛をうけた美福門院の父であるが、長実の弟の顕輔が六条家の祖となり、その三代のちが家衡となる。末茂流は典型的な受領を歴任するタイプの院近臣であるが、鳥羽院政期には院領荘園の立荘に深く関わった。顕輔も越後守、加賀守、美作守、近江守などの受領を歴任すると共に（『公卿補任』）、歌人としても有名で、六条家の歌道を確立した人物であるが、おそらくは院領荘園の立荘にも関わり、頼呂岐莊を安楽寿院領とすることに尽力したのではないだろうか。なお、嘉元四年（一一三〇）の「後宇多上皇領目録案」によると、安楽寿院領頼呂岐莊は家衡の孫六条三位入道盛家が知行しているが、一方「別納」として経真法印が注されている（三卷四六二―八頁）。

応永十年（一四〇三）頃と推定されている「頼呂岐莊領家職得分事書案」によると、領家職が、六条三位入道（六条大宮に住み楊梅三位とも号する）から、その養子御喜子（大御所奉公の女房、源氏女ともいう）に譲られ、さらにその母が伝領したという。その後、その母から子の荒川殿に譲られたが、「内野合戦」（明徳の乱）で公家の中山殿に横領

されてしまい、荒川殿（入道）は文書は有するが、不知行（実質支配できない状況）であつた。また丹波国矢田莊を本知行地としていた広橋殿が、中山殿知行の輦呂岐莊と交換して知行することになったともいう。本主荒川殿が知行していたときは、「清式部」を代官とし、「山崎ノムレエ」という者を又代官としていた（三卷六二〇～一頁）。

応永十三年（一四〇六）の「輦呂岐莊領家職契約状案」によると、この荒川殿にあたると思われる荒河治部少輔入道殿（法名善政）は、その領家職半分を東寺鎮守八幡宮に寄進し、半分は社家の知行、半分は荒河治部少輔の知行とし、もしも一方が不知行となったときには、半分をまた中分して納めるように契約している（三卷六一九～二〇頁）。丹生谷哲一によれば、荒河氏はのちの幕府奉公衆に連なると推測され、荒河氏の代官となった「清式部」も幕府奉行人であるという（『河内国』『講座日本莊園史』七 吉川弘文館 一九九五年）。このような関係から、輦呂岐莊は將軍家の御料所「河内十七ヶ所内」に組み込まれていく（三卷七八三頁）。

上仁和寺莊・ いずれも、市内仁和寺から守口市にかけて所在したと考えられる。もともと京都の仁和寺領下仁和寺莊であつたための名称といわれ、鎌倉時代初期に後鳥羽上皇・後高倉上皇の母七条院が、仁和寺殿を管領したこと

から、両莊が七条院の管領下に入ったといわれている（前掲『大阪府史』第三卷 三九三～四頁、『講座日本莊園史』七など）。

小高瀬莊などとともに、後高倉上皇の孫である室町院に伝えられ、持明院統に伝領された。室町院所領目録によると、「武家所進地頭職」として、小高瀬莊・上仁和寺莊・下仁和寺莊以下が列挙されている（三卷四六八～七一頁）。これによれば、承久の乱での京方没収地として地頭職が設置され、それが幕府から後高倉

第二章 中世荘園の展開



写真 12 花園上皇画像
(妙心寺蔵 東京大学史料編纂所模本)

上皇が室町院に寄進された可能性もある。

持明院統の花園上皇は、深く禅宗に帰依し、月林道皎や宗峰妙超に参禅していた。宗峰妙超没後は、宗峰が生前に推薦していた関山慧玄に引続き参禅することになり、花園上皇は花園の離宮を捨て一寺建立を発願する。暦応五年（一二三二）正月、上皇は仁和寺領花園御所跡（萩原殿）を関山慧玄に管領させ、この地を妙心寺の寺地とした（三卷五三三頁）。同年十一月には花園上皇が室町院御遺領等の処分の際、仁和寺上庄地頭職を菩提料所として花園（妙心寺）の塔頭と為せと関山慧玄に申し付けている（三卷五三五頁）。また康永四年（一二四五）二月には下仁和寺庄の地頭職を同じく妙心寺に寄附する旨、関山慧玄に宛てている（三卷五三九頁）。前述の「室町院所領目録」には、押小路姫宮御領として「仁和寺花園御所跡」がみえ傍書に「妙心寺」とある。また武家所進地頭職として「上仁和寺庄」には「徳景法印」、同じく「下仁和寺庄」には「妙心寺」と傍書がある。

この目録は嘉元頃にまとめられたもので、妙心寺開基の四〇年程以前になるから、傍書は暦応五年以降の後筆と思われる。ゆえに妙心寺の創建前から存在していた上下仁和寺荘は、前述したように、花園上皇が仁和寺領花園御所跡を妙心寺の寺地としたことに合わせて、給主が妙心寺に変わったものと理解できる。

貞和四年（一二四八）河内古市の彦部七郎代十郎なる者が、

下仁和寺莊に入部し、領家職半分の知行を主張、地頭職をも押妨してしまった。名主百姓らの訴えにより、翌年光嚴上皇の院宣、足利尊氏の室町將軍家御教書が出され、その濫妨が停止された（三卷五五一―五頁）。

また、観応三年（一二五二）摂津国住人三宅左衛門尉なる者が、淀川を越えて下仁和寺莊への濫妨に及んだ。足利義詮は、河内守護高師秀に対し、押妨停止の御判御教書を出したが効果がなかったらしく、雑掌が再度幕府による三宅の押妨排除を訴えている。このときの「下仁和寺莊雑掌重言上状案」には「当庄者、武家進められる花園院御領随一、地頭職一円進止之地也」とあり、幕府によって花園上皇に地頭職が寄進されて、地頭一円進止となったという認識が示されており、注目される（三卷五六九―七〇頁）。しかし、妙心寺による支配は成功しなかったらしく、貞治五年（一三六六）「萩原宮直仁親王令旨」によって、下仁和寺莊地頭職の替え地として、近江国伊香荘内黒田郷が妙心寺に寄進されている（三卷五八八―九頁）。

応永六年（一三九九）大内義弘が足利義満に反旗を翻した応永の乱がおこるが、このとき妙心寺住持拙堂が大内氏と昵懇^{じつこん}だったため、妙心寺領が幕府によって没収され、上下仁和寺莊も収公された。その後、応永二十七年（一四二〇）上仁和寺莊は石清水八幡宮に寄進されたが、そのときの「足利義持寄進状」に「河内国拾七箇所内上仁和寺事」とあり、十七箇所の一を構成していたことがわかる（三卷六三八―九頁）。一方、下仁和寺莊も、他の妙心寺領とともに幕府の祈願寺竜雲寺に寄進され、事実上幕府の御料所となった。

讃良莊

讃良莊の領家職は藤原定家の姉九条尼が所有するところで、本家は九条尼が仕えていた八条院（鳥羽上皇皇女）と考えられる。定家の日記『明月記』正治二年（一二〇〇）八月四日条には、齋宮野宮役として木柴が譴責されている（三卷二八六―七頁）。翌建仁元年十月の後鳥羽上皇の熊野御幸において、

これに随行した定家の宿所費用をこの讃良荘および、同じく九条尼のもつ細川荘に負担させている（三卷二八七～九頁）。

建暦二年（一二二二）八月、讃良荘と細川荘に対する狼藉に苦慮した九条尼は、後鳥羽上皇の側近女房である卿二位藤原兼子への両荘領家職譲渡を企てた。しかし、その試みは成功せず、細川荘は定家に、讃良荘は定家の兄成家に譲られたのである（三卷三三四頁）。この九条尼は、丹生谷によれば『法然上人絵伝』の「河内国讃良といふところに、あたりもにきはひてみゆる家ありけり、そこなるひとにたづぬれハ、あの家主は尾（尼カ）入道とて、この辺の長者なり」（三卷三二二頁）という記述と関連があるとも考えられるという（前掲『講座日本荘園史』七）。

この讃良荘は、藤原秀康の本拠地とされているが、『尊卑分脈』に、秀康の弟秀能が源通親に仕えていたとあるように（三卷三〇二～五頁）、秀康の一族は源通親と関わりがあり、それによって讃良の地との関係が生じたと考えられている。

承久の乱後、秀康一族の没落後、御家人安達景盛（法名覚智）が「讃良荘預所地頭職」に補任されていることから、秀康一族がもっていたのは預所職であったと推定される（三卷三四四～五頁）。景盛は寛喜元年（一二二九）源実朝の菩提を弔うため、高野山禅定院御堂護摩用途所として、この讃良荘を寄進した（三卷三六七頁）。さらに、高野山金剛三昧院領となつて、弘安四年（一二八二）幕府がこれを安堵している（三卷四二九～三一頁）。

しかし、弘安八年（一二八五）十一月の霜月騒動で安達泰盛一族が滅亡すると、没収されて大瀬三郎左衛

門尉惟時が「当給人」とされていたが、延慶二年（一三〇九）金剛三昧院雜掌の訴えによって、惟時には替え地が与えられ、金剛三昧院に返付された（三卷四七七頁）。これ以後、金剛三昧院領が確定する。

葛原莊

市内葛原付近にあった莊園。永暦元年（一一六〇）十月、後白河上皇は熊野権現と日吉社から祭神を勧請して、京都東山に新熊野神社と新日吉神社を建立した。翌永暦二年（一一六一）正月、上皇は新日吉神社に葛原莊と岸和田莊（門真市）を寄進した（三卷二〇六～九頁）。康永三年（一三四四）七月の「亮性法親王序解」によると、寄進される以前、葛原莊は岸和田莊とともに、昌雲大僧正の「累祖相承之地」であったという（三卷五三七～九頁）。

永享三年（一四三二）には、北野社松梅院禪能の知行分の馬伏郷と葛原郷について、禪能の借物のかたとして、その年貢を光聚院雜掌に引き渡すように、幕府が命じている（三卷六四八頁）。これ以後、北野社領の葛原莊が見られるようになる。しかし、文明九年（一四七七）九月に西軍の畠山義就が河内守護畠山政長を追放して同国を占領した時、葛原莊も押領されてしまったと考えられ、延徳三年（一四九一）に北野社松梅院禪予が河内国八箇所と葛原莊の還付を幕府社家奉行に訴えている（三卷七九二～四頁）。なお、『北野社家日記』明応二年（一四九三）二月二十七日条に「十七ヶ所内葛原」（三卷八〇八頁）と見えるように、葛原莊は河内十七箇所に含まれるようになる。

第二節 隣接地域の荘園

一 茨田郡の荘園

大和田荘

現在の門真市内にあった皇室領。寿永三年（一一八四）の源頼朝下文に「池大納言家沙汰」として「麻生大和田庄河内」とあり「已上女房御領」とされている（三卷二六六―七頁）。これは池大納言すなわち平頼盛の所領を平家没官領として没収しないことを宣言した文書であり、女房とは後白河法皇の女房であった建春門院平滋子のこととする説があるが、『門真市史』（第二卷、三五頁）が述べるように、女院を女房と呼称することは考えられず、平忠盛の妻で頼盛の母にあたる池禪尼宗子のことであろう。ちなみに頼盛の母が頼朝の恩人池禪尼であったために、頼盛に伝えられた荘園が没収をまぬがれたのである。

建春門院は嘉応元年（一一六九）に院号を宣下され、承安三年（一一七三）に御願寺最勝光院を建立した。

承久三年（一二二二）の「関東下知状」には「建春門院法華堂領」（三卷三四四頁、寛喜元年（一二二九）の「平光盛処分状」には「最勝光院法花堂領」（三卷三六四―六頁）とあることから、大和田荘は最勝光院法華堂領となっていたのである。ちなみに平光盛は頼盛の五男であり、父から大和田荘の預所職か領家職を伝領したと考えられる。

安貞三年（一二二九）の「平光盛議状案」には「大和田ハ外戚のさうてん所を 後白（白）河院ニよせまいらせて」とあるので（三卷三六三―四頁）、頼盛・光盛父子にとって外戚にあたる池禪尼藤原宗子の相伝所領で、

後白河院に寄進された莊園ということになる。実質的には後白河院領ではあるが、形のうえではその寵をうけた建春門院の建立した最勝光院の法華堂領ということになったのであろう。

既述の承久三年十一月の「関東下知状」によると、小和田地頭高木左近将監が大和田莊を濫妨したとある。このとき、幕府は小和田地頭の濫妨を停止し、寺用課役を先例通り勤めるように命じている（三卷三四四頁）。寛喜元年の「平光盛処分状」によると、光盛はその所領を七人の娘に譲っている。このうち、大和田莊は嫡女の安嘉門院宣旨局に、そして大和田莊内の田地七町は七女の安嘉門院内侍局に譲られることになった（三卷三四四～六頁）。さらに大和田莊は、弘安元年（一二七八）に、安嘉門院宣旨局から妹で久我通忠の後室となつた久我殿尼御前（安嘉門院左衛門督局）に（三卷四二五頁）、正応二年（一二八九）にはこの尼御前から通忠の子である前内大臣久我通基に譲られた（三卷四四三～四頁）（岡野友彦「久我家領莊園の伝領とその相続安堵」『中世久我家と久我家領莊園』続群書類従完成会 二〇〇二年）。

池大納言家領相伝系図によれば、大和田莊は池禪尼→頼盛→光盛→宣旨局→久我右大將室（通忠室）→後久我内大臣（久我通基）→中院太政大臣（久我通雄）と相伝されている（三卷五〇四～五頁）。こうして、鎌倉

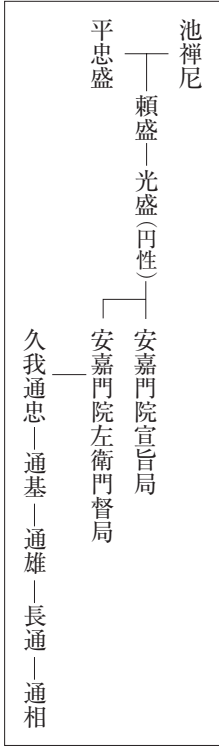


図 11 大和田莊の領家職の相伝系図

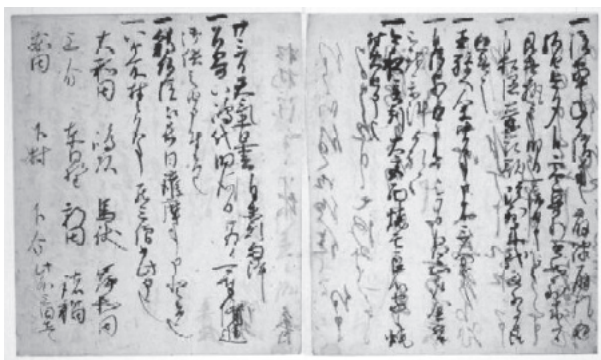


写真 13 『北野社家日記』明応2年2月23日条
(筑波大学附属図書館蔵)

後期になると、大和田荘の領家職（預所職）は久我家に伝領されるようになる。鎌倉幕府も、乾元元年（一三〇二）久我通基に安堵し（三卷四六二頁）、正慶元年（一三三二）には久我長通に安堵するとともに、その長通の申請により、久我通定・雑掌の濫妨停止を六波羅探題に命令している（三卷五〇三～四頁）。

南北朝期に入って、観応元年（一二五〇）久我長通は通相に大和田荘を譲った（三卷五五八～六二頁）。しかし、

南北朝の争乱のなかで、たびたび武士の侵略にあつたらしく、康暦二年（一三八〇）將軍足利義満は、河内守護楠木正儀に対し、武士の濫妨を排して、久我具通の雑掌による所務の回復を命じている（三卷六〇五頁）。翌年にも義満は同様の命令を発している（三卷六〇六～七頁）、約一〇年後の明德元年（一三九〇）にも幕府は大和田荘の久我家への返付を命じている（三卷六一三頁）。

しかし、十五世紀中期の寛正年間（一四六〇～六）頃に作成されたとされる「久我家領不知行所注文案」によると、大和田荘は「北野宮日供料」（北野社日供料所）として寄進されており、譜代の家領であつたことを理由に、久我家が預所をつとめて北野社の神用を納めるとしている（三卷七二三～四頁）。『北野社家日記』明応二年（一四九三）二月二十三日条によると、八ヶ所村名の一つとして「大和田」が見える（三卷八〇五～七頁）。こうして、大和田荘は北野社領

河内八箇所の一つとされるようになったのである。

なお、鎌倉期には大和田莊の本家職を最勝光院が所有していたと考えられるが、嘉暦元年（一三二六）の「後醍醐天皇綸旨」によると、東寺に寄進され、さらに「切出之下地」を直接東寺が管領することになったという（三卷四九六～七頁）。

大庭莊

現守口市の淀川南岸にあった莊園。大庭御野ともいわれる。古くから難波津につながる淀川の港津があった。莊園としては、寛治年間（一〇八七～九四）の『遊女記』に「掃部寮大庭庄」（三卷一八五頁）とあるのが初見。大宝令の注釈書である「古記」に「茨田葦原」（三卷三六頁）、「延喜式」掃部寮に「蔣沼一百九十町河内国茨田郡に在り」（三卷一三七頁）とあり、茨田葦原・蔣沼にさかのぼると推定されている。

元亨三年（一二三三）の大庭御野供御人等申状に、当御野は文武天皇の時代、大宝年中に立券莊号されて以来、禁裏・仙洞の供御以下、諸神諸社の祭礼の役を、正朔より歳暮に至るまで勤仕する重役無双の地である（三卷四九三～四頁）とされているように、後世、大宝年中に原野が「御野」として正式に設定されたと伝えられていた。

鎌倉期には紅花・薦こもを公役として負担する名田畠をもつ供御所であり、その内部に摂関家散所雑色の給免田・名田も存在した。ここを本拠地とする供御人は、筵作手などの商工民ではなかったかと推定されている（『網野善彦「中世文書に現われる「古代」の天皇」』『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店 一九八四年）。

安貞元年（一二二七）には、摂関家散所雑色らが、給免在家・給免田畠以外の他名を引き籠めながら、紅花・薦あるいは名所当の運送などの公役をつとめないとして、掃部寮家から訴えられている（三卷三五八～九頁）。

建長八年（一二五六）や翌正嘉元年（一二五七）にも摂関家散所雑色と掃部寮あるいは掃部寮頭中原師光との間に争いがあったことがわかる（三卷四一七頁）。この相論はその後も続いたらしく、建武四年（一二三七）の「光厳上皇院宣」は、散所名士民らが年貢を抑留し、掃部寮家に違背することを禁じ、寮役を全うするように命じている（三卷五二二～二頁）。

また、本所掃部寮家と幕府御家人との相論もおこった。すなわち、弘安元年（一二七八）に御家人渋谷七郎二郎入道浄阿と茂重が預所職を懇望したので、掃部寮がその職に補任した。ところが、渋谷が弘安二年の四ヵ月分の公事を懈怠するなどしたため、掃部寮はその所務をとどめた。渋谷はさらに十月ごろに荘内に乱入し、重色米を奪い取り、荘家の枓を取りこんでしまった。掃部寮家はこれを六波羅探題に訴え、渋谷もこれに反論したが、けっきょく本所に敵対し、荘家に濫妨したとして渋谷敗訴となったのである（三卷四二六～八頁）。

南北朝期になると、北河内は南北両軍の激戦地となり、武士による押領などがさらに激しくなった。貞和四年（一二四八）二月、高師泰の濫妨によって、兵糧料所として軍勢に宛て賜われてしまったという（三卷五四九頁）。こうして武家領となり、幕府の河内十七ヶ所に吸収されるにいたった。

高瀬荘・
小高瀬荘
現守口市高瀬町付近。高瀬荘は、京都の神護寺領として承平元年（九三二）の「神護寺交替実録帳写」に見える（三卷一五四～五頁）。文治二年（一一八六）には地頭・惣追捕使がおかれ、兵

糧米が賦課される代わりに、武士による狼藉停止が命じられている（三卷二六九頁）。正治二年（一二〇〇）の「勧修寺経房処分状案」によれば、吉田経房は少将実宣に河内国高瀬荘を譲ることを約束しているが、「前

齋院御領」という注記があるとともに、「其志深しと雖も、其力已に微也、恥すべし悲しむべし」として、すでに不知行の状態にあったことがうかがえる（『鎌倉遺文』補三五八）。また貞応二年（一二三三）、杵物供御人らに自由交易を保障している所々に「真（茨）田郡内榎並・高瀬等」と見える（三卷三四六～八頁）。

小高瀬莊については、吉田経房の曾孫にあたる吉田経俊が、建長六年（一二五四）の熊野詣に際して、天王寺宿についての雑事を小高瀬莊が送ってきたと記しているが（三卷四一六頁）、高瀬莊との関係ははっきりしない。『勘仲記』弘安六年（一二八三）十月九日条所収の「安嘉門院五七日曼陀羅供沙汰注文」によると、小高瀬莊は亡くなった安嘉門院邦子内親王の所領であり、堀河大納言（源基具）が知行していた（三卷四三五～六頁）。この曼陀羅供を修めたのは、安嘉門院の姪室町院であり、小高瀬莊はその室町院に伝領されたのである。

さらに、その室町院が正安二年（一二三〇）亡くなったとき、「室町院所領目録」には本御領として小高瀬莊があげられており、「御別相伝、大宮前大納言」の注記がある。また、「武家所進地頭職」としても小高瀬莊があり「勧修寺中納言」の注がつけられている（三卷四六八～七一頁）。このことから、丹生谷は、小高瀬莊の領家職は大宮大納言家が保有し、地頭職は幕府から勧修寺家に寄進されていたと見ている（前掲『講座日本莊園史』七）。

元亨二年（一二三二）の「西園寺実兼処分状案」には、孫の大宮大納言（大宮季衡）への譲渡分として小高瀬莊があげられているが「当時武家よりこれを収公せられ、都鄙において沙汰を経ると雖も、未だ落居せず。若し元の如く管領相違なくんば、早くこれを知行せしむべし」とあり（三卷四九一～三頁）、なんらかの理由

で幕府によって没収されていたことを示している。なお、先の「室町院所領目録」の注記は、実兼処分状以降に付されたとも考えられる。

延元五年（一三四〇）南朝の後村上天皇は、小高瀬荘領家職を観心寺に寄進した（三卷五三一頁）。正平十四年（一三五九）には兵糧料所などと考えられる南朝の「朝用分」が観心寺に返付されており（三卷五八二頁など）、同二十年（一三六五）にも領家諸給分を観心寺雑掌に沙汰させることが、南朝から命令されている（三卷五八七頁など）。

応永二十六年（二四一九）伏見宮貞成王は「室町院領之内、河内国高柳・小高瀬両庄地頭職、前左府申す旨有り、仍て令旨を遣す、故親王四絃の道、附弟為るに依り譲与せらるるの由、令旨に載せ畢んぬ」（三卷六三七頁）と記し、小高瀬荘の地頭職が、貞成の父である栄仁王から、琵琶の弟子であることを理由に、今出川

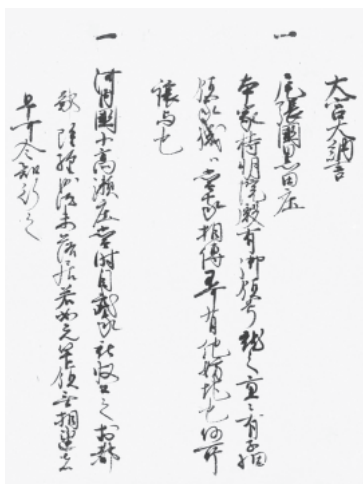


写真 14 西園寺実兼処分状案
（東京国立博物館蔵）

Image : TNM Image Archives

公行に譲与された。その後、「橋輪分」（波志波莊）とともに河内十七ヶ所になっていることがわかる（三卷八五〇頁）。

波志波莊

現守口市東橋波、西橋波付近。波志葉莊とも記す。建暦三年（一二一三）の「慈

鎮（慈円）所領譲状案」に山門常寿院領として見え、このとき慈円から弟子で後鳥羽上皇皇子の朝仁親王（道覚法親王）に譲られたことがわかる（三卷三二四）



写真 15 南禅寺法堂（京都市左京区）

七頁）。天福二年（一二三四）の「青蓮院門跡慈源所領目録」にも、常寿院領波志葉荘について「所当八十石、五節供雑事等、但し御牧の在家、庄に付すの時は、二百余石と云々」とある（三卷三七二～四頁）。

康暦元年（一三七九）河内守護の楠木正儀が、淡輪左近將監に対して、近年土民が知行していた波志波荘領家職の三分の一を安堵している（三卷六〇二頁）。

島頭荘

現門真市。深野池北端の西岸付近と見られる。建武三年（一三三六）の「光厳上皇院宣案」に備前国和氣荘、但馬国射添荘とともに、「島頭荘一方」が「三位とのの御局」なる女性に安堵されている（三卷五二〇頁）。延文五年（一三六〇）には、勸修寺経顯が、嫡子の経方に島頭荘を譲与しているが、その年貢五十石を阿賀分、三十石を女房分として、一期（二代）に限り各自に譲り、二人の死後は家門に返却するよう命じている（三卷五八四～七頁）。

正平二十三年（一二三八）九月十日付の「長慶天皇綸旨」によると、島頭荘内の吉近名が和泉国大雄寺三光庵領として安堵されているが（三卷五八九～九〇頁）、年末詳の十月二日付の南朝方の「四条隆俊書状」では、吉近名が比丘尼明魏の置文によって、故国師（覚明）菩提料所として、大雄寺三光庵に寄進されたことがわかる（三卷五九〇頁）。

また、応安七年（二三七四）には、勧修寺経重によって、島頭莊は南禅寺慈聖院に寄進されたといわれる（三卷六〇〇頁）。幕府も永和二年（二三七六）楠木正儀に対して、島頭莊領家職を押領する者の排除を命じている（三卷六〇〇～一頁）。そして、応永十五年（二四〇八）には斯波満種が、島頭莊領家職を南禅寺慈聖院に寄進しており、そこには「河内国八ヶ所内島頭莊」とある（三卷六二二頁）。

しかし、応永二十五年（二四一八）足利義持が「河内国八ヶ所」を北野社に造営料所として返付寄進をしたことなどから（三卷六三二～三頁）、河内八ヶ所をめぐって北野社と南禅寺慈聖院との間で相論がおこったようである（三卷六五〇頁）。島頭莊領家職も、この相論の中で、北野社領なのか、南禅寺慈聖院領なのか、争われることになった。すなわち、島頭莊領家職が各所給主の寄進により成立し、以後幕府の「不易御下知」によってその譲渡が保障されてきたと北野社側は主張した。一方、慈聖院側は勧修寺家による寄進によるもので前後の証文もはっきりしていると反論した（三卷六八六～七頁）。

結局、將軍足利義政は、南禅寺慈聖院の主張を認めることになった（三卷六八七～八頁）。ところが、長祿二年（二四五八）にいたって、義政は以前の決定を覆し、河内八ヶ所や島頭莊をはじめとする多くの所領を還付し、北野社領と認めたのである（三卷七〇一～二頁）。

二 讃良郡の莊園

岸和田莊

現門真市。深野池の西岸、岸和田付近。永暦二年（一一六二）正月、後白河上皇は勧請した新日吉神社に現在の本市内にあった葛原莊とこの岸和田莊を寄進した（三卷二〇六～九頁）。康永

三年（一三四四）七月の「亮性法親王庁解」によると、寄進される以前、岸和田莊は葛原莊とともに、昌雲大僧正の「累祖相承之地」であったという（三卷五三七～九頁）。

貞和二年（一三四六）足利直義によつて、岸和田莊は高野山金剛三昧院内大日堂に寄進された（三卷五四四～五頁）。また、文和二年（一三五三）の「妙法院当知行目録」によれば、妙法院門跡が進止する新日吉社檢校職管領当知行相承莊園の中に、岸和田莊は葛原莊とともに記されている（三卷五七五～八〇頁）。『北野社家日記』明応二年（一四九三）二月二十三日条によると、八ヶ所村村名の一つとして「岸和田」が見える（三卷八〇五～七頁）。近世の岸和田村は茨田郡だが、南北朝から戦国期にかけて岸和田莊内で修理・転続された大般若經には「河内国讃良郡岸和田莊」と見え（海住山寺所藏大般若經奥書）、讃良郡に属していたようである。

現門真市、深野池の西岸付近。延応元年（一二三九）の「尊性法親王遺告状案」によると、馬伏馬伏莊

莊は丹後国船木莊、河内国荒馬中牧などとともに、京都の妙法院金剛三昧院領として寄進された。納入される馬伏莊の年貢は百石で、その内の四十石が不断念仏用途であったという（三卷三八九～九〇頁）。

永享三年（一四三二）には、北野社松梅院禅能知行分の馬伏郷と葛原郷について、禅能の借物のかたとして、その年貢を光聚院雜掌に引き渡すように、幕府が命じている（三卷六四八頁）。また、永享四年（一四三二）の「北野社雜掌言上状写」によると、馬伏莊が北野社領の八ヶ所内にあり、社家旧領として返付されたこと、とくに馬伏莊領家職は南禅寺慈聖院に寄進されていたが、これも社家に返付され、慈聖院には替地が与えられたという（三卷六五〇頁）。

また、正嘉元年（一二五七）五月十四日、嘉陽門院礼子内親王から後嵯峨上皇に「河内国東馬伏庄事」が

奏聞され、浄金剛院への寄進停止と尊恵僧正の陳状提出が求められている（『経俊卿記』正嘉元年五月十四日条）。近世の上・下馬伏村は茨田郡だが、応永十九年（一四二二）の「北野社一切経奥書」によれば、馬伏荘と東馬伏荘は讃良郡に属していた（三卷一二〇、一三三四頁）。

讃良新荘
現四條畷市。嘉元四年（一二〇六）の「後宇多上皇領目録案」に歎喜光院領として「河内国讃良新庄」が見える（三卷四六二―四六三頁）。嘉暦三年（一二三二）の「六波羅下知状案」によれば、

甲可郷住人が田地を押領して年貢を未進したことを、高野山金剛三昧院領河内国讃良新荘の地頭代が幕府に訴えている。幕府は地頭代の訴えを認めるが、引用されている地頭代行盛本解状によれば、少なくとも文保二年（一二三二）には讃良荘と同じく金剛三昧院領であったという（三卷四九九―五〇〇頁）。おそらく、金剛三昧院が讃良新荘の地頭職を所有していたのであろう。

大炊寮領
大炊寮とは、宮内省の下に位置づけられた官司である。御稲田とは、畿内に設けられた令制

御稲田讃良
の官田に由来する。十世紀の『延喜式』の段階で、官田のうち四六町は国営田として宮内省

の管轄を離れ、天皇の供御や中宮・東宮年料、御酒料米にあてられる宮内省営田は四〇町とされる。この内、天皇供御の御稲は、一年を三分して八・十二・四月を納期として、それぞれ山城・摂津・河内三国から順次京都に送られることになっていた。『延喜式』によれば、河内国の省営田は八町であったという。また、供御稲の徴収にあたって、郡司が責任を負わされていたことが、河内国の御稲田が「讃良」「石川」「河内」「若江」とすべて郡名を称していることと関係があるともいわれる。

さらに、後三条・白河親政期を含む院政初期、それら三カ国に一、二段程度の御稲田が設定され、それぞ

れに供御人がおかれたと推定される。宮内省（大炊寮）―国司（郡司）―省宮田という御稻徴収システムが衰退し、新たに御稻供御人方式、すなわち大炊寮―供御人＝御稻田というシステムが形成されたのである。このシステムが、基本的に、中世末まで維持されたと考えられている（橋本義彦「大炊寮について」『平安貴族社会の研究』吉川弘文館 一九七六年）。

鎌倉時代になると、大炊頭を世襲した中原氏は、大炊寮領を管理して公役をつとめるとともに、それによって自らの家の経済を支えた。このため、中原師守の日記『師守記』には、御稻田讃良に関する史料が残されている。たとえば、康永三年（一二三四）正月二日条によると、中原邸の年頭酒宴用途が、讃良役として預所菅原国兼から納められている（三卷五三六―七頁）。同様の年始酒肴が讃良役として国兼によって進上されている例が貞和三年（一二四七）正月二日条にもある（三卷五四五―六頁）。この国兼が讃良に下向している例が貞和元年（一二四五）十二月二日条（三卷五四二頁）、貞和三年十一月四日条（三卷五四七頁）、貞和五年十月二十九日条（三卷五五八頁）などに見える。

三 交野郡の莊園

大交野莊

現枚方市、交野市。石清水八幡宮領。星田莊に関連して伝わる年未詳（平安末と推定）の「河内守某書状」に「円城寺領大交野庄序宣、進上之状件の如し」とあるのが初見である（三卷二二頁）。石清水八幡宮領としては、天福元年（一二三三）の「石清水八幡宮寺所司等申文」に初めて見える。それによれば、悪党らが興福寺東金堂衆と称して、神領や在家を焼き払い、神人を殺害したといい、石清水

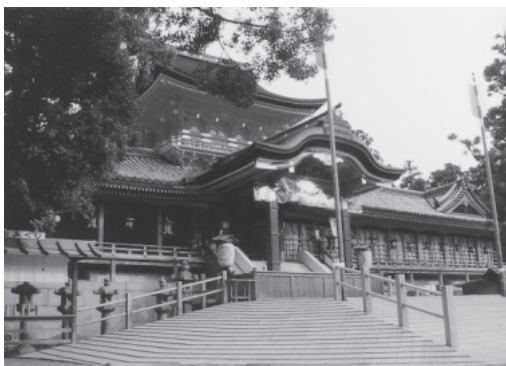


写真 16 石清水八幡宮（京都府八幡市）

八幡宮寺所司らはその嚴罰をもとめている（三卷三六九～七〇頁）。

さらに、永仁五年（一二九七）の「善法寺尚清処分状」の中に、坊領事として「大交野」とある（三卷四五七～九頁）。応長元年（一二三二）にも「善法寺尚清処分状写」があるが、ここでは「別相伝領」として「河内国大交野庄」が見え、「故検校、善法寺に寄進すると雖も、彼の処分状に任せて、康清の計らいとなすべきなり」とあり、石清水権別当康清に譲与された（三卷四七九～八一頁）。

文中元年（一二三二）の「長慶天皇綸旨」によると、大交野荘内の星田郷国衙分が、石清水八幡宮の毎日御供料所として、南朝側から安堵されている（三卷五九九～六〇〇頁）。

さらに、応永二十年（一四一三）の「奉行公文慶賢大交野南荘公文給田売券」では、奉行公文慶賢が、大交野南荘新宮公文給の所当米を、善法寺の弟子たちに売却したとある（三卷六二六～七頁）。弘治三年（一五五七）の「大交野北荘吉書」では、大交野北荘に対して「恒例仏神等を勒（勤）行すべき事」「堤溝堰を修固すべき事」「農業を先とし農具を備ふべき事」の三ヶ条吉書が下されている（三卷九〇九頁）。十五世紀にはすでに南北に分割されていたと考えるべきであろう。

星田荘

現交野市星田付近。平安時代に登場するのは、興福寺別院円成寺領であるが、詳細については本書古代編第三章第四節を参照されたい。文中元年（一二三二）の「長慶天皇綸旨」によると、

大交野莊内の星田郷国衙分が、石清水八幡宮の毎日御供料所として、南朝側から安堵されている（三卷五九
九～六〇〇頁）。この石清水八幡宮領星田郷（莊）と円成寺領星田莊との関係は不明だが、前者はしばらく史料中に「星田」「星田郷」と表記され、永禄十二年（一五六九）の「石清水八幡宮殿司申状案」ではじめて「星田庄」と記されていることからみても（三卷九四七頁）、別の莊園として区別されている可能性が高い。

第三節 河内十七ヶ所

十七ヶ所の 河内国にはかつて十七ヶ所と呼ばれる地域があった。それは現在の寝屋川市内だけでなく、
地理的環境 門真市・守口市にまたがる地域で、寝屋川市では池田・点野しめの・高柳・仁和寺にわじ・葛原・大

利・対馬江つしまえ・黒原・神田かみだ、門真市では門真・稗島ひんじま、守口市では大庭おおば・大久保・寺方てらかた・高瀬・橋波はしば・守口

の各町であったと言う（東光治「河内十七ヶ所」『上方』第八七号 一九三八年・森田恭二「河内十七箇所」の変遷

『市史紀要』第四号 寝屋川市教育委員会 一九九二年）。これらの地名比定は、主に近世史料に基づくもので、

現在の淀川の左岸から古川の右岸に挟まれた地域であり（池田・大利は古川の左岸にある）、今では家屋や商店・工場、中には田畑が連なる地となっている。

縄文時代以前、大阪湾の東、北・中河内地域には、上町台地によって区切られたもう一つの海が存在した。これは地質学上明らかにされたことで、ボーリングによって地中より発見される塩水のマガキや淡水のセタシジミなどの動植物の遺物や、考古学上、縄文遺跡や弥生遺跡の分布状態や、『古事記』『日本書紀』などの

記述によって推定され、「河内湾」と呼ばれる。この「河内湾」と呼ばれた海が、淀川や大和川から運ばれる土砂の堆積のため、「河内潟」となり「河内湖」となって現在の「河内低地」となった。十七ヶ所と総称される地も、こうして堆積した砂州がしだいにつながってできた土地の一部と考えられる。砂州がつながったとは言え、『蔭涼軒日録』長享元年（二四八七）七月二十五日条（三卷七八四頁）によれば、相国寺の塔頭である蔭涼軒の僧、春湖が十七ヶ所から採れた蓮根を持参している記事がある。中世においても湿地帯は存在しており、その特産物である蓮根が栽培されていたことが知られる。

『寝屋川市史』第三卷により、中世に存在した十七ヶ所の地名として本市内の地名を確認すると、高柳（八二頁）・上仁和寺（六三八頁）・葛原（六三八・八〇八・八一頁）があり、さらに鞆呂岐（もろぎ）も十七ヶ所の一つになっていた（七八三頁）。続いて十七ヶ所個々の地の状況を見ると、まず十世紀に成立した『和名類聚抄』（一五五頁）茨田郡に「池田」の名が見え、平安時代末期の鳥羽院政期に待賢門院領として池田荘が成立していた（「宣陽門院（觀子内親王）所領目録」三四九頁）。次に点野は「藤原忠通家政所下文案」（二二二頁）に見える（「宣陽門院（觀子内親王）所領目録」三四九頁）。次に点野は「藤原忠通家政所下文案」（二二二頁）に見える。摂関家領点野荘で、長寛元年（一一六三）九月一日、源頼行が預所として任命されている。下つて鎌倉時代末期の嘉元頃（一一三〇・三・六）の所領目録とされる「室町院所領目録」（四六八頁）には高柳荘及び仁和寺荘（上仁和寺荘・下仁和寺荘）の名が見える。室町院とは四条天皇の妹、暉子内親王のことで、目録には祖父守貞親王（後高倉院）の遺跡を暉子内親王生存の一期に限って譲られたことが記されている。さらに葛原は南北朝時代初期の康永三年（一二三四）七月、「亮性法親王序解」（三卷五三七頁）に見える。解とは解状または解文のことで、上部機関や上官へ充てた上申書である。これは別当法眼和尚位行祐が諸国に散在する妙法院領に

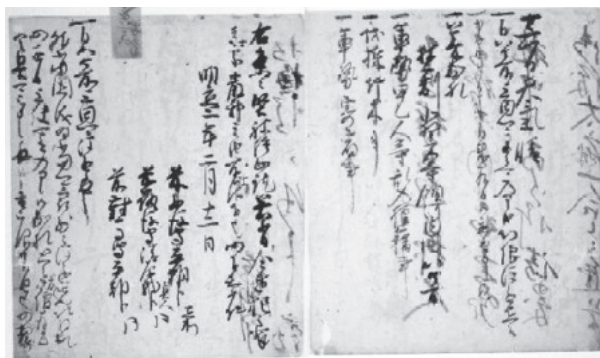


写真 17 『北野社家日記』 明応 2 年 2 月 16 日条
(筑波大学附属図書館蔵)

ついで朝廷に出した上申書である。解の内容は平安時代末期以来、妙法院領として相伝されてきたことを示す文書が、暦応三年（一三四〇）佐々木道譽^{どうよ}の焼き討ちに遭い、焼失や紛失したことを嘆いて亮性法親王が朝廷へ申し出たものである。その中に妙法院領の一つとして葛原莊の名が見える。

神田^{かみだ}は中世では上田と記されることが多い。神田は「八ヶ所」と呼ばれる北野社領の一部とされ（三巻八〇三頁・八〇五頁）、八ヶ所の領域は門真市と大東市及び大阪市鶴見区に当たる。八ヶ所は『北野社家日記』などに見え、『寝屋川市史』第三巻でも八ヶ所と神田（上田）との関係を示した史料を掲載した（七九七・九、八〇三・四、八一〇、八二二・五頁）。しかし一方で、神田を十七ヶ所に加える説もある。例えば『永祿年代記』明応八年（一四九九）正月晦日条には、畠山基家が畠山尚順と「河内国十七ヶ所盗人島」で戦い、基家はそ^{としま}田を十七ヶ所の一つとしている（前掲「河内十七ヶ所」）。

ところで、「十七ヶ所」という名が史料に現れる最初は、將軍足利義満・義持・義量三代における人事・法令・合戦など、様々の諸事を記録した『花営三代記』応安二年四月二十二日条（三巻五九二頁）である。

その時、楠木正成の三男正儀まさのりが「河内十七箇所」に向かったという記事である。つまり正儀が「河内十七箇所」に向かったとあるのは、応安二年以前より「河内十七箇所」と呼ばれる土地が存在したことになる。

ちなみに十七ヶ所と総称される地の中で最も古い地名は守口市の高瀬で、『延喜式』茨田郡に高瀬神社の名が見え、十世紀には存在したことがわかる（三卷二二四～五頁）。対馬江・黒原については不明である。

先述の頼呂岐が十七ヶ所に含まれることについて、『蔭涼軒日録』文明十八年十二月十六日条に、相国寺の僧明遠が、家門領である河内十七ヶ所のうち「頼呂岐（庄）床」の代官を蓮華院に任せていたところ、近年大和の古市氏に押領され、年貢が一向に入ってこないと嘆いている（三卷七八三頁）。この記事により頼呂岐庄が十七ヶ所に入っていたこともあったことがわかる。頼呂岐郷は、史料としては注意を要するが「河州交野小松寺縁起并願文」（三卷一五八頁）にも見えている。

幕府料所

十七ヶ所

十七ヶ所については、第一章第四節で述べたように畠山氏の争いの中で戦場として登場する地であり、さらに前項では地理的な環境を説明した。しかし十七ヶ所の地は他にも特徴のある地であった。それは足利幕府の料所でもあり、その一部は歴代將軍の娘が入室する寺院、南御所に与えられた地でもあったことである。本項では十七ヶ所がどのように管理をされ、維持されていたか莊園史の面から考えて見ることにしたい。

十七ヶ所の初見は前述したとおり『花宮三代記』応安二年（一三六九）の記事である（三卷五九二頁）。後述の「南御所御料所十七ヶ所年貢所当目録」（三卷六五三～四頁）によれば、室町幕府三代將軍足利義満の時代には幕府料所となっていたが、その時期は不明である。幕府料所であっただけに応永二十七年（一四二〇）

七月二十二日、四代將軍足利義持が十七ヶ所の内の葛原郷を北野社へ（三卷六三八頁）、同二十三日、上仁和寺の地を石清水八幡宮へ寄進している（三卷六三八～九頁）。続いて応永三十三年（一四二六）八月、義満の正妻北山女院、日野康子が夫の仏事を行うに当たって、費用の一部に「御料所十七ヶ所」の年貢を充当した記事がある（三卷六四一頁）。この記事は幕府料所十七ヶ所を「御料所」と記している。「御料所」の表現は朝廷や幕府の料所に敬意を表すときの常套な表現手法であるため、これらの記事から十七ヶ所の地は幕府料所であることは明確である。

次いで永享二年（一四三〇）十二月十八日、赤松家中の順阿弥が「奉行」の畠山満家に召し捕られた記事がある（三卷六四七頁）。この時代、満家は河内守護であった。したがってこの史料から満家は、領国内にある幕府料所十七ヶ所の管理を任される奉行であったことがわかる。また満家は十七ヶ所の奉行であったから永享三年（一四三一）六月二十五日条にあるように足利義教から、仙洞女房某の御弔いについては、足利義持のときと同様に取り扱いように命ぜられている（三卷六四七～八頁）。

永享五年ごろ作成された「南御所御料所十七ヶ所年貢所当目録」（三卷六五三～四頁）では、それ以前から十七ヶ所の一部が南御所へ与えられていたことがわかる。ここでも「御料所」の表現がある。南御所は將軍の子女が入室する寺院であったことによるが、南御所領については後述することとして、ここではこの「目録」の文言の説明をおきたい。冒頭「北山院よりまいる分」とある北山院は足利義満の妻康子のこと。つまり義満の時代に十七ヶ所は南御所に一部与えられており、「御年貢」は畠山殿が取り次ぐこととなっていた。すなわち義満の時代の畠山氏当主は基国で、河内守護であったことから、畠山氏が十七ヶ所を奉行す

る初見をここまで遡って知ることができる。以下、当目録には南御所に起居する尼僧への年貢の配分が記されている。

このように河内守護が奉行となって管理する幕府料所十七ヶ所の年貢徴収などの実務は代官が行い、その任命は幕府奉行人が行っていた。そのことがわかるのは、今まで見た時代から約三十年後の史料『蔭涼軒日録』寛正二年七月晦日・十二月十三日・同二十六日条（三卷七〇九～一〇頁）にあるように、十七ヶ所の代官であった初井某が年貢徴収を怠ったので、相国寺の正盛都聞つぐみが代官に任ぜられた。都聞とは寺院経営に携わる禅僧の職名で、都聞となった者が莊園の代官に補される例が多い。正盛都聞は徳岩正盛のことで、相国寺内において寺院経営に対する手腕が高く評価されており、年貢徴収能力も大きかった（蔭木英雄『蔭涼軒日録―室町禅林とその周辺』そして一八九七年）。十二月十三日、幕府も正盛都聞の力量を買って幕府奉行人飯尾左衛門大夫から十七ヶ所代官を申し付けたのである。次いで十二月二十六日、飯尾左衛門大夫は正盛へ十七ヶ所の年貢の沙汰を命じている。

この時代になると畠山氏の内紛は長期化の兆しが見え、文正元年（一四六六）十二月、義就が嶽山城を奪回し大軍を率いて入洛した。このとき大和国の有力国民（国人）越智家榮は義就に属していたので、義就から十七ヶ所の知行権が与えられ、家榮は知行するため河内国へ罷り越している（三卷七二七頁）。次いで『大乘院寺社雑事記』文明三年七月四日条（三卷七四二頁）によれば、十七ヶ所は興福寺学侶が知行を行っていることとなっているが、その事情はわからない。

『晴富宿祢記』文明十年十二月十九日条（三卷七六二頁）には、畠山義就は、將軍足利義政から南御所領十七ヶ

所の知行権の裁定（御成敗）があれば、南御所に十七ヶ所の年貢を保証すると内々に申し入れている。しかし『晴富宿祢記』文明十一年八月十六日条（三卷七六三頁）によれば、義就の河内国在国はまだ將軍義政から許されておらず、南御所領十七ヶ所は政長が奉行するところであった。

河内を戦場として畠山氏の争いは終わることなく続いており、文明十四年八月二十六日には義就は誉田城にあったが、政長の猛攻で越智家栄は義就の同意を得て退いた（三卷七六八頁）。翌日筒井氏が十七ヶ所へ入部し、二十八日には十七ヶ所を没落させ、知行を行うこととなった（三卷七六九頁）。筒井氏は大和の衆徒（國人）で、政長と結んでいた。十七ヶ所を中心に義就・政長の攻防戦が展開されていたのであるが、十七ヶ所は政長によって十年間雑公事が免除されていたし、河内国一国については義就によって三年間雑公事の免除があり、一国徳政が行われ、「人民の喜びは是非なし」と記されている（三卷七七〇頁）。

明応二年（一四九三）四月、細川政元は政変を起こし、足利義澄（初名、義遇）を擁立する一方、家臣の上原元秀・安富元家を河内へ送り將軍義材（義種）及び畠山政長を攻撃した。明応の政変であるがこの時、義種は捕らえられ、政長は自刃した。政長の死により十七ヶ所は義就流の畠山基家^{もとえ}によって同月二十九日、上原（物部）元秀に与えられ奉行することとなった（『金言和歌集』）。小谷利明によれば政元と基家の間では、明応の政変を起こす以前から両者間には同盟が成立していた（『戦国期畠山・三好関係文書と出雲熊野大社―島根県松江市熊野大社文書の検討―』『八尾市立歴史民俗資料館研究紀要』第一八号 二〇〇七年）。したがって政元の部下である上原元秀に十七ヶ所が渡されたのである。元秀はこの七ヵ月後の十一月十九日、長塩弥六との刃傷沙汰の疵がもとで死亡する。元秀の十七ヶ所奉行の期間は短かった。

その後、大永五年（一五二五）閏十一月五日に、御料所の河内十七ヶ所の公用米二〇〇〇石を運送するので、淀川にある諸関は舟の通行を妨げてはいけなと、將軍足利義晴の命を奉じた奉行人奉書が発給されている（三卷八七四頁）。その後、義晴は河野通直宛御内書で、細川晴元が料所十七ヶ所を違乱するに及んでいるので、大友義鑑と協力して晴元の軍を打ち返すよう命じている（三卷八八四頁）。この史料には年号が付されておらず、文言の内容から判断して発給年を天文五年（一五三六）と推定している。細川高国に擁立された足利義晴は、一代將軍義澄を父とし、赤松義村に養育され、一〇代將軍義植の跡を継いだ二代將軍であるが、高国の衰退期にあった政權は安定せず、義晴の統制力も弱かった。こうした背景を背負いながらも義晴は料所十七ヶ所の保全に努めたのであった。幕府料所十七ヶ所は河内守護畠山氏が戦場とした攻防の地であるだけでなく將軍にとっても重要な地であった。そこに魅力を感じた部将は、將軍家が衰退する過程にあっても管理を任せようとして代官を希望するのである。第六節第一項に見る三好長慶も『大館常興日記』天文八年六月二日条（三卷八九二頁）代官を希望しているのである。しかし足利將軍家が衰退から滅亡へとたどるうちに、料所十七ヶ所の名も関係史料から名を見ることはできず、料所としての機能も消滅していったものと考えられる。

南御所料所

十七ヶ所

次に十七ヶ所の内、南御所料所を見ていくこととする。前述したように幕府料所の一部を南御所に与えられたのは、「南御所御料所十七ヶ所年貢所当目録」（三卷六五三～四頁）により足

利義満の時代であることを指摘した。この史料を『寝屋川市史』第三卷古代・中世史料編では永享五年（一四三三）頃のものとして推定したが、これは湯之上隆が南御所領遠江国浅羽荘の立荘を検討するために、『宝鏡



写真 18 南御所（上杉本「洛中洛外図屏風」）
（米沢市上杉博物館蔵）

日野富子の猶子となり、南御所の弟子となることを兼良から義政に申し入れたとある。將軍家以外で摂関家の女性が南御所へ入室する最初の記事である。またこの史料には「南御所ハ河内十七ヶ所之領主也」と明記

寺文書』として残る断簡三通を整理し、復元した成果による
〔遠江国浅羽荘と比丘尼御所〕『地方史静岡』第一三号 一九八五年）。

南御所とは義満の妻、日野康子のことで、康子は北山第南御所に住んでいたことから「南御所」の呼称があった。南御所の南隣には後円融天皇の生母、崇賢門院の御所があり、康子が没した後、南御所は崇賢門院に譲られて寺院となった。さらに南御所は崇賢門院没後、義満の娘、後の栄山聖久が相続し、聖久は南御所と称されることとなる。聖久は康子の猶子となっていたが、また崇賢門院の猶子でもあった。（大塚実忠「比丘尼御所歴代（三）」『日本仏教』二八号 一九六八年、前掲「遠江国浅羽荘と比丘尼御所・大石雅章「比丘尼御所と室町幕府」『日本中世社会と寺院』清文堂 二〇〇四年）。

『大乘院寺社雑事記』文明十四年（一四八二）八月三十日条（三卷七六九）には、一条兼良の七才の娘が將軍義政の妻、

されていて、南御所が十七ヶ所の領主であることが、少なくとも大乗院院主尋尊には認知されていたことがわかる。

したがって足利義政も十七ヶ所について御内書を発給し、安堵している（三卷七八三頁）。この御内書に記された南御所料所は湯之上隆復元の断簡と合わせてみると、料所名が合致していることがわかる。この御内書は無年号だが、二通の室町幕府奉行人連署奉書より長享元年（一四八七）と推定される。奉書とは上意者の意を奉じ下位の者が命令する文書のことと、この場合は、足利義政の意を奉じて奉行人が連署して発給したものである。幕府奉行人松田数秀と飯尾宗勝が連署して畠山政長に宛てた奉書（三卷七八四頁）の内容は畠山義就に替わり畠山政長が河内守護となったため、今までどおり南御所へ十七ヶ所の年貢を取り次ぐよう命じている。十七ヶ所の名主沙汰人宛の奉書（三卷七八五頁）は、同じ内容で、守護は義就から政長に替わったが今までどおり変わらないから沙汰をするように命じた奉書である。

「足利義政御内書」が発給されたことで、そこに記された南御所の知行地すべてにこのような奉書は発給されるのであろうか。そうではあるまい。その地の守護が替わらない限り、このような奉書は不要であろう。將軍が替わったときも今見たような奉行人連署奉書が発給されている。発給年月日が永正五年（二五〇八）十二月十九日の「室町幕府奉行人連署奉書」（三卷八四九〜五〇頁）がそれで、この年の六月前將軍義植は大内義興・細川高国に擁され、七月に將軍に復帰していた。したがって義植の意を奉じ、奉行人松田英致と飯尾貞運が奉書を作成し南御所へ十七ヶ所の安堵を伝えたのである。

永正二年八月二十六日、南御所である義政の娘が入滅した。名は光山聖俊、享年四十四（『実隆公記』）。南

御所は後土御門天皇の娘溪山の代となった。以下、『守光公記』により永正期の南御所領十七ヶ所について見ることとする。『守光公記』は広橋守光の日記で、広橋家は代々武家ぶけ伝奏でんそうを勤めた家柄である。武家伝奏とは公家側の職務で朝廷と幕府の間にとって、相互に絡む問題を解決するため折衝する役目、いわば連絡係である。

永正十年（一五二三）十二月二十三日、南御所の依頼で守光が朝廷へ赴いたところ、十七ヶ所は遊佐氏が河内守護代の時、一〇〇〇石のうち五〇〇石を幕府へ進上し、残る五〇〇石を南御所へ納めていた（三巻八五―三五頁）。河内守護代遊佐氏の実名は不明だが、畠山義就系に仕えた遊佐氏ではなからうか。永正五年六月、足利義植が細川高国・大内義興に擁され將軍に復歸したとき、畠山尚順も河内守護に復職していたため、十七ヶ所の代官にも復歸していたので、南御所は年貢の催促を行った。しかし一〇〇〇石すべてが幕府へ納められたので、守光は幕府と交渉することとなったのである。

十二月二十五日の仮名書状（三巻八五二頁）は女房奉書で、朝廷の女官が天皇の意を奉じて発給する文書。本来は散らし書きである。この女房奉書の内容は、將軍義植の命令はまだ尚順には達していないため、再度幕府へ行って、將軍の命令を尚順が早く実行するよう、守光から幕府奉行人へ伝えるよう依頼している。二十九日、今度は英致が尚順の様子を伝えているが、尚順に動く様子はうかがえない。十二月三十日、義植の命令はまだ実効されておらず、翌年の永正十一年二月二日に守光の伯（叔）母の恵聖院から書状でも知らされ、守光は英致へ伝えたところ、將軍の御沙汰初め以前となること守光へ伝えられた。続いて南御所からの仮名書状は、天皇から將軍への働きかけを謝した後、何とか解決へ向かうよう努力してほしいと長橋局ながはしのつばねへ

宛てている。長橋局は朝廷における実務担当女官で常に天皇の側近にいて、天皇から命令を受けたり、奏聞する役職にある。長橋局は守光へ天皇からの命令を伝えた。この後解決したのであろう。翌永正十二年（一五一五）九月三日、朝廷の女官から守光へ、南御所が十七ヶ所のことの解決を喜んでいる内容の女房奉書が届いた（三卷八五五～六頁）。

十七ヶ所について幕府及び南御所の料所を中心に見てきた。幕府料所としての十七ヶ所は、奉行としての管理権は守護の畠山氏にあるが、現地代官の任命は幕府奉行人により行われていたことがわかり、南御所は幕府から与えられた地であるが、収納の扱いは守護である代官が行っていた。もともとは歴代將軍の娘が入室する寺院であったことを背景に、南御所は幕府財政と深い関わりを持っていた（前掲「遠江国浅羽荘と比丘尼御所」）ように、十七ヶ所の年貢は『守光公記』（三卷八五一頁）で見ることく、幕府と南御所で折半する取り決めになっていた。

以上、十七ヶ所について莊園史的に概観した。幕府料所十七ヶ所は常に戦場となる危険性はあったが、畠山氏が攻防を繰り返し、後年三好長慶が代官職を望んだことは、それだけ十七ヶ所が幕府領として重要な土地であったことが推定できる。また、地理的環境からは、淀川に接しており、生産された物資の輸送は、水運を利用して運ぶことが容易であったからである。

第三章 陸上と水上の交通

第一節 東高野街道

古代の
南海路
河内国を南北に貫通する陸上交通路として、古代以来長く命脈を保った東高野街道がこの地域を通過する。河内平野北部には古墳時代以後も広い湖水や低湿地が存在していた。ゆえに、淀

川流域から陸路南下しようとすれば、生駒山西麓の扇状地意外には良好な交通路は求めにくいのであった。こうした地理的な条件は基本的に近世まで続いたと考えられている。八世紀の南海道（路）を踏襲した東高野街道は、そうした道なのである。

『河内志』によると、近世の東高野街道の道筋は次のようなものであった。山城と河内の国境洞ヶ峠から、田口、御茶屋、大谷、甲可南、北条、野崎、中垣内、芝、宝蔵新家、切川、六万寺、垣内、恩智、大県、市村新田、舟橋、国府、道明寺、誉田、古市、東坂田、喜志、中野、新堂、富田林、向田、錦部、市、向野、古野、長野、上田、三日市、新町、石仏、清水、上岩瀬、流谷、天見を経て、紀伊見峠に至り、さらに橋本を経由して高野山に至るのである。このうち、和泉堺からの西高野街道と三日市で合流する（和田萃「河内の古道」上田正昭編『探訪古代の道』三 法蔵館 一九八八年）。

また、東高野街道は、現在の寝屋川市域東部を通過しているが、打上には安政四年（一八五七）の銘文の

第三章 陸上と水上の交通

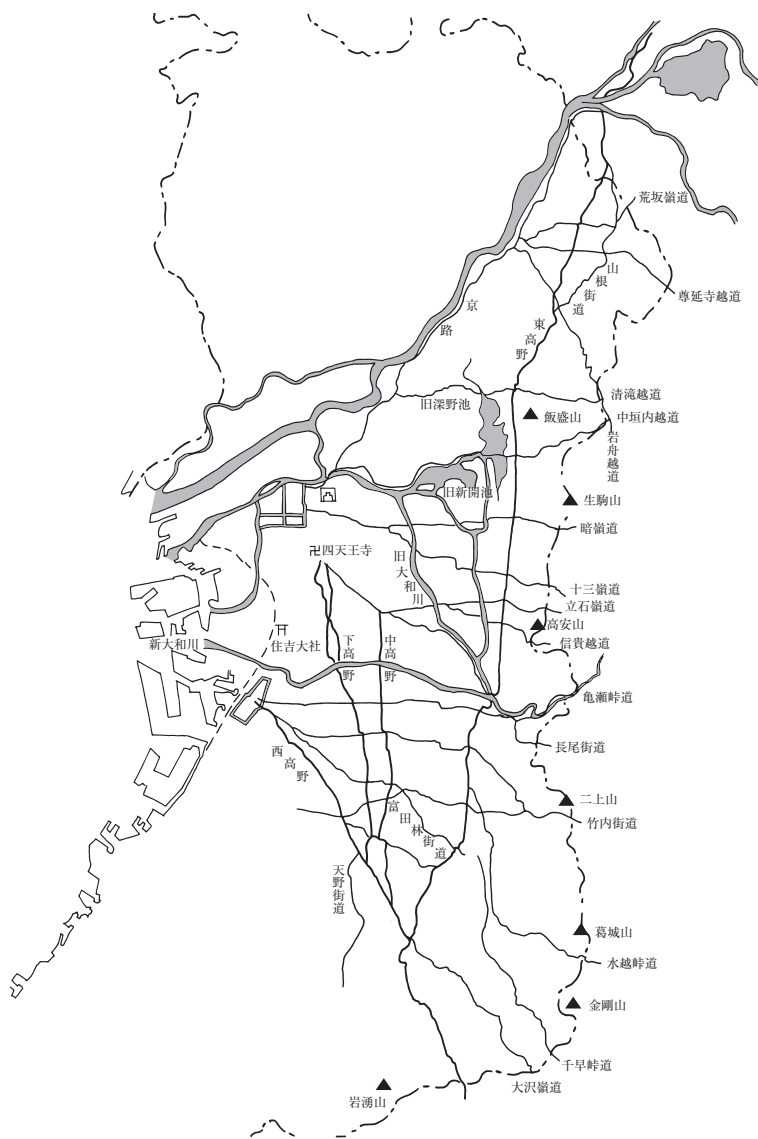


図 13 高野街道 備考：大阪府教育委員会編『歴史の道調査報告書』第2集 高野街道 1988年より転載

ある角柱の道標が現存する（二巻改訂版四二〇頁など）。この街道は交差する道や分岐する道がきわめて多いという特徴があるが、この打上のところは四辻となっており、東西道と交差する。東への山越道は磐船越の一つであり、西は太秦に至る（大阪府教育委員会『歴史の道調査報告書第二集 高野街道』一九八八年）。

近世、京都と大坂を結ぶ主要道は京街道であり、その道筋は京、伏見、淀、橋本、枚方、守口、大坂であった。すなわち、東高野街道は京街道の脇道的な存在であり、大坂が近世に著しい都市的な発展をとげたこともあって、東高野街道沿いの発展は遅れたのである。しかし京街道は、慶長六年（一六〇一）東海道の延長として設置されたもので、それ以前の東高野街道は淀川の水上交通とともに、京都と河内を結ぶ交通路として主要道の位置を占めていた。以下、おもに和田萃の研究（前掲「河内の古道」）をもとに、その中世までの歴史を概観したい。

まず、東高野街道の前身は、古代の南海道（路）である。すなわち、古代には都を中心として、東には東海道・東山道・北陸道、西には山陽道、山陰道、さらに例外的に九州においては大宰府を中心に西海道という陸上交通路が整備された。しかし、その六道に加えて、もう一つの官道である南海道（路）は、一度都から紀伊へ南下したのちに、淡路から四国へと渡海するという、独特の道であった。当時の広域行政区画としての南海道は、紀伊・淡路・阿波・讃岐・土佐・伊予から成っていたが、それらを通る交通路が南海道（路）ということになる。いま、交通路としての南海道を、行政区画としての南海道と区別するために、以下「南海路」という呼称で述べることにしたい。

この南海路、藤原京や平城京の時代、つまり都が大和盆地にあったときは、下ッ道をいったん南下したの

ち、真土峠^{まつちこうげ}を越えて大和から紀伊に入った。その後は、伊都郡の萩原駅、紀伊国府、名草郡の名草駅を経て、海部郡の賀太駅、さらに紀淡海峡を渡って、淡路の由良駅に至ったと考えられている。

しかし、長岡京・平安京の時代になると、和銅四年（七一二）に設置された河内国楠葉駅を起点とする新たな南海路が開設された。すなわち、楠葉駅から津積駅^{つづみえき}（柏原市）、さらに河内国府（藤井寺市）を経由する。河内国府から先は、当初はさらに南下して紀見峠を越えて紀伊に入っていたが、のちに大津道か丹比道を西行して和泉に入るルートに変更されたと考えられている。ちなみに、大津道とは国府から西進する直線古道であり、丹比道は古市の北に所在する誉田山古墳（いわゆる応神天皇陵）後円部の南端付近からまっすぐに西に伸びる道のことである。

また生駒山の北麓を通り、大東市龍間を経て、中垣内で東高野街道に接する中垣内線とよばれる大和と河内を結ぶ道がある。足利健亮の研究によると、この交差地点から、柏原市安堂付近に至る部分の東高野街道は、古代を起源とする直線計画道路であり、条里に先行するという（足利健亮「河内国」藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』一 大明堂 一九七八年）。平安初期以降の南海路は、楠葉駅を起点に、交野市郡津の交野郡家付近を経て、この中垣内線との交差地点に至ったのである。平安初期に、桓武天皇をはじめとする交野行幸や交野郊祀などは、この南海路をもちいていた。しかし、この平安初期に設置された南海路は、律令体制崩壊とともに一度衰退の岐路に立たされる。

高野聖と
東高野街道

高野山の発展は、平安初期の弘仁七年（八一六）、空海が嵯峨天皇から山林修行の道場として高野山を賜り、金剛峯寺を建立したのにはじまる。以後、承和三年（八三六）年分度者試度

の修善料として米一〇斛、油一斛が毎年支給、貞観十八年（八七六）紀伊国伊都・那賀・名草・牟婁の四郡に散在する水陸田三八町が不輸租の寺田として施入されるなど、国家の保護のもとにその経済的な基盤を確立していった。

ところが、延喜十七年（九一七）、空海が入唐中に編さんした『三十帖冊子』を東寺に納めよという天皇の命令に反発し、座主無空は冊子を携えて、衆徒とともに下山することになる。二年後、冊子が東寺に納入され、東寺長者観賢が座主を兼帯したことで、金剛峯寺は東寺の末寺とされるようになった。こうして、高野山は衰退し、正暦五年（九九四）御影堂を除く山上の堂舎がごとごとく炎上、荒廢の極に達した。

高野山再興は、長和五年（一〇一六）登山した興福寺系の廻国勸進聖である祈親上人定誓を中心に開始された（五来重『高野聖』角川書店 一九六五年 八七～九七頁）。さらに、治安三年（一〇二三）藤原道長が参詣し、政所河南を寺領とし、永承三年（一〇四八）には関白藤原頼通が参詣、政所河北を寄進、これらの寺領をまとめた官省符莊が翌永承四年に成立した。その後も、永保元年（一〇八一）摂政藤原師実の参詣、寛治二年（一〇八八）、同五年の白河上皇御幸が続いた。寛治五年（一〇九一）には安芸国能美莊、嘉承元年（一一〇六）には紀伊国名手莊などの寄進も行われた（江頭恒治『高野山領莊園の研究』有斐閣 一九三八年 二三～三九頁、臨川書店復刊 一九七二年）。こうして、高野山はしだいに復興を遂げていくのである。

このように、貴人の高野山参詣と莊園の寄進、堂塔の復興などは、かなり密接に関係していたようである。そうした貴人たちの高野山参詣記録によると、まず南都七大寺巡礼の途次、高野山までの足を伸ばした道長を除き、頼通、仁和寺の大御室性信は、次のような経路で高野山に赴いた。出京後、船で淀川を下り摂津国

府近くの窪津（渡辺）に上陸、四天王寺・住吉を経て和泉路（のちの熊野街道）を騎馬・駕輿で南下し、日根から大木越で粉河寺に達し、紀伊川筋の大和街道を北上して高野政所に宿泊、翌朝登山にかかるというものであった。四天王寺・住吉社・粉河寺などの巡拝、淀川の船便、紀伊和泉国境は比較的標高の低い大木越を利用するなどの特徴がある。

その後、二度にわたる白河上皇の御幸、康和元年（一〇九九）の藤原師実、天治元年（一二二四）の鳥羽上皇、大治二年（一二二七）の白河・鳥羽両院の御幸などは、いずれも大和路をとっている。例えば、大治二年の両院御幸の場合、出京↓鳥羽（宿）↓東大寺東南院（宿）↓玉崎（宿）↓火打崎（五条市南端）↓高野政所（宿）↓高野中院（二宿）↓奥院の巡路をとり、途中春日・広瀬両社への巡礼・奉幣が慣行となっている。

ところが、白河法皇が亡くなって、鳥羽院政が開始されると、鳥羽上皇は長承元年（一二三二）の御幸で河内路を利用したと推定される。以後、仁和寺聖恵法親王をはじめ藤原忠実・頼長・忠親らもそれにならって河内路を利用したらしい。それは、鴨川河尻などで乗船、淀川を下り窪津（渡辺）で上陸、四天王寺、住吉社を参詣、熊野街道を和泉堺に至り、堺からは西高野街道を大野芝を経て河内長野に達し、さらに紀見峠を越えて高野政所に至るという保元三年（一一五八）の藤原忠雅・忠親兄弟の巡路が一般的なものである。

こうして、鳥羽院政期に西高野街道が高野参詣の「河内路」として開発整備され、以後の貴人たちの一般的参詣路となった（堀内和明「文献・記録から見た中世前期の西高野街道」前掲『歴史の道調査報告書第二集 高野街道』）。

陸上の東西高野街道の成立は、高野聖の活動と密接に結びついていたと考えられている。とくに、東高野街道は、南都の諸大寺をめぐって高野山に向かったり、四天王寺や住吉を拝してから高野山に赴くことが多

かった貴人たちの利用する道ではなかったので、そうした貴人参詣路として整備されることはなかったのである。延久末年（一〇七三年頃）、興福寺の別所であった山城國小田原から迎接房教懷が入山し、初期高野聖集団をつくった。さらに、十二世紀後半、俊乗房重源や明遍僧都が入山すると、高野聖は専修念仏との関わりが深くなり、京都や四天王寺、善光寺などの念仏聖との交流がさかんになった。高野聖の勧進活動地域が、全国的な規模に拡大していくのである。また高野山への納骨は、天仁元年（一一〇八）二月十五日に、内大臣源雅実が堀河天皇の遺髪を大師廟前に納めたのが、史料的な初見である（『高野興廢記』）。重源や明遍らの活動の特色は、廻国と納骨であり、平安末期に納骨の風習が全国的に広がったことも、廻国聖や高野聖の活動の活発化と深く結びついている。

廻国聖や高野聖の活動がさかんになるのは、十一―十二世紀であった。長岡京・平安京成立以来の南海道は、律令国家の体制が崩壊するとともに、その機能を喪失させたが、これらの聖たちの活動の隆盛にともなって、東高野街道として再生した。かれら聖たちは、この東高野街道を利用して、京都・奈良をはじめとして諸国におもむき、各地で遺骨を集めてふたびこの街道を通り高野山に戻ったのである。高野聖の活動を考えると、東高野街道がもつとも頻繁に利用されたのは、平安時代後期から室町時代末までと推定されている（前掲『高野聖』九八頁以下）。

例えば、『太平記』巻十二によると、父後醍醐天皇の還京をうけて、元弘三年（一三三三）大塔宮護良親王は、信貴山を六月十七日に出発し、石清水八幡宮に七日間逗留、二十三日に京都に入ったという。信貴山朝護孫子寺の南を経由して大和へ抜ける信貴越は、現在の八尾市で東高野街道に交わる。『太平記』の記事が正し

いとすれば、護良親王は東高野街道を北に進んだのであろう。

また、卷二十六には、貞和四年（正平三年、一三四八）の有名な四条畷合戦が描かれている。その経過は『太平記』によると、前年の十二月十四日、北朝方の高師泰の軍勢が淀に着陣、さらに二十五日には高師直が八幡に着いた。これに対し、南朝方の楠木正行・正時らは吉野を出て、おそらくは正月になってから河内の往生院（東大阪市六万寺付近）に入った。師泰は正月二日に淀を出発して和泉の堺へ移動、師直は翌三日に八幡を出て、四条縄手に着いた（三卷一〇五五～六一頁）。『園太暦』によれば、正月五日に師直が東条の南朝軍を攻めるために讃良を出兵、両軍が合戦におよんで、楠木正行とその舎弟（正時）、和田賢秀らが自殺したとある（三卷五四八頁）。

すでに土屋氏の項で詳しく述べたように、南北朝期には、北河内を拠点とする北朝勢力と、南河内とくに石川郡東条を中心とする南朝勢力がたびたび合戦を繰り返している。東条は交通の要衝で、喜志（富田林市）で東高野街道につながる千早街道、富田林から水分（千早赤阪村）への富田林街道、東の平石峠に通じる道などが通っている。とするならば、河内の南北朝両勢力は、東高野街道の交通路支配をめぐって、しばしば北河内と南河内を行き来しつつ戦ったことになる。四条畷合戦も、衝突の地点が四条畷付近であるということであり、こうした東高野街道をめぐる合戦の一つといえるであろう。

第二節 淀川・大和川の水運

一 淀川諸関所

淀川の関所 古代以来、河内国の中でも、本市が位置する北河内には淀川があり、中河内には大和川があつたと津料

て、ともに水運に恵まれていた。しかしまた水害に悩まされる地域であつた。水害については近世の河川工事、特に宝永元年（一七〇四）の大和川付け替えなどで扱われるので、ここでは古文書に見る淀川の関所と戦国期の耶蘇会士の記す大和川の水上交通を取り上げ、淀川・大和川の中世の景観を探ることにする。

大阪湾から淀川を通つて京都までの間、中世には河上五ヶ関と呼ばれる関所があつた。中世の関所は、古代の不破関や逢坂関のように畿内の防備のためとか、近世の箱根関や木曾福島関のように幕府領や大名領を無許可に通行することを禁じた警備のための関所ではなく、通行料（通行税）を徴収するための経済的な目的を持つ関所であつた。通行料を免除された者やすでに支払っている者には過所（過書）が交付された。河川や海港の場合、港に着くと関津料が徴収され、海を行く場合には過所旗を掲げて航海した。

いわゆる河上五ヶ関とは、ふつう兵庫関・渡辺関・神崎関・禁野関・淀関といわれているが、このほかに幾つかの関があり、時代によっても異なるので、大阪湾から京都に隣接する淀までの関の総称と考えてもよい。

河上五ヶ関について『寝屋川市史』第三巻で最初に取り上げたのは、暦応元年（一三三八）十月十九日の日付がある高師直こうのちなおの施行状しぎようじょう（五二七～八頁）である。これは興福寺の修造料として河内国禁野（枚方市）の関所の管轄を興福寺の一乗院に申しつける、すなわち禁野関に入る通行料の収入を興福寺に与えるという幕府の命令を、執事の高師直から河内守護であった細川顕氏に伝えたものである。実はこの施行状を載せる『春日神社文書』には同じ月日で、禁野関のほか山城国淀津関、摂津国渡辺・神崎両関升米、摂津国兵庫嶋商船目銭が興福寺に与えるという執行状がある。ここにいわゆる河上五ヶ関の、兵庫関・渡辺関・神崎関・禁野関・淀関が見える。

これよりも古い記録には、鎌倉時代後期の公家、権大納言藤原（吉田）経長の日記『吉統記』正安三年（一三〇二）十二月四日条に「殿下の仰せ有り、神崎・渡邊両関所の事、大乘院門跡へ付けらる、此の関所を以て勅願料所に宛てらるべき也……則ち院宣を書き殿下に進む……」とあって、時の関白二条兼基が伏見上皇の院宣に従って興福寺の大乗院に神崎・渡辺の両関を与えている。この記録は河上の関を所領する興福寺にとって重要な史料である。中世における興福寺の淀川の渡辺・神崎両関はこの院宣、またはそれ以前から所領となっていたかも知れない。ただそれを明らかにする史料はない。もし正安三年以前から渡辺・神崎の両関が興福寺の所領であれば、伏見上皇の院宣は先例を追認しただけのものかも知れない。明らかなことは『吉統記』の記事のように正安三年十二月には渡辺・神崎両関は興福寺の管轄にあったということである。同様に、高師直の施行状は、幕府がこれまで通り興福寺による淀川の河上五ヶ関の管轄・関津料の徴収権を追認したものである。



写真 19 離宮八幡宮（京都府乙訓郡大山崎町）

荏胡麻油はシソ科の一年草の荏胡麻^{えごま}から絞られる油で、灯油や衣服の防水など多方面に用いられる日常品、また宗教的な必需品である。大山崎の神人たちは淀川の水運を使って灯油の販売を広めていた。運搬する灯油に掛けられる関津料について悶着があり、六波羅探題に訴訟した。大山崎の荏胡麻油の座は離宮八幡宮や対岸の石清水八幡宮から保護を受け、石清水八幡宮に対しては内殿灯油を納入する義務を負った。「内殿灯油」は八幡宮山門の常灯に用いられる神聖な油である。大山崎の神人は石清水八幡宮に納める神聖な油を運ぶという特権を活かして関津料の免除や、減額を要求した。一方で関所側は少しでも関津料を徴収しようと

応長元年（一三一）八月には「八幡宮大山崎神人等申す、淀・河尻・神崎・渡辺・兵庫以下の諸関津料の事…」という記録がある。これは京都府大山崎町の離宮八幡宮に伝わる『離宮八幡宮文書』にあって、離宮八幡宮の神人たちが淀川の関津料について六波羅探題に訴えた関連文書である。この後も興福寺が管轄する河上関の関津料について、離宮八幡宮の神人たちとの間にたびたび訴訟が起こる。例えば文和元年（一三五）十一月十五日の將軍足利義詮の袖判御教書（三卷五七二頁）には「八幡宮大山崎神人等申す、内殿御灯油の荏胡麻等の諸関津料の事、右摂津国兵庫島并びに神崎・渡辺・禁野・鵜殿・楠葉・大津・坂本等の関務輩、先例に背き違乱を成すと云々…」とある。大山崎の神人には荏胡麻油の生産や販売を独占する座があった。

する。こうした悶着が六波羅探題や室町幕府に訴えられ、御教書や奉行人奉書が出されたのである。

関所の関津料に関わる悶着が起こるのは、離宮八幡宮の山崎神人たちだけではなく、淀川を通る他の商人たちとも悶着が起こったことであろう。ただ荏胡麻座の離宮八幡宮神人たちについては『離宮八幡宮文書』という史料があつて、後世のわれわれはこの文書から中世の淀川諸関の記録を見ることができるといえる。ちょうど第二章第三節で見たように、幕府の領地であつた十七ヶ所に関する史料が南御所に多く残っていたため、われわれは十七ヶ所が南御所だけの荘園と錯覚してしまうのと同じで、淀川諸関の悶着は離宮八幡宮神人たちとだけに関わつてゐたのではない。

寝屋川市域と

淀川の関所

淀川沿岸に存在した河川関として、三卷四九一頁に「河上五ヶ関」と総称される関所のうち、
 寝屋川市域と
 ちの禁野（枚方市禁野本町）・淀関（京都市伏見区淀）、五七一頁に鵜殿（高槻市道鵜町）・樟葉（枚方市楠葉）、五九五～八頁に大庭関（守口市）、六〇七～八頁に三屋関（枚方市三矢町）の史料を掲げた。五九五～八頁の場合、南朝が支配していた大庭関が敵陣となつたため中振に関所を設けようという長慶天皇の綸旨で、中振（枚方市中振）にも河川関が設けられた、または設けられようとした。

ここで注目したいのは、右にあげた淀川の河川関には寝屋川市域の地名が見当たらないことである。右岸にある淀や鵜殿は別として、左岸の禁野・樟葉・三屋は枚方市、大庭は守口市であつて、市域の地名はない。古代から中世にかけての寝屋川市域の西部は、地質学上、河内湖と呼ばれる、かつての湿地帯が続くため、街道も少なく、従つて水運の河港も発達しない土地柄であつたのであろう。これは前章で見たように荘園においても古代や中世の豊穡な荘園は存在せず、例えば十七ヶ所の地名ですら、初見史料は『花営三代記』の

応安二年（一三六九）四月二十二日条（三卷五九二頁）である。同じことは次章で述べるように、歌によく詠まれる名所の歌枕でもそうで、枚方市域の歌枕は多いのに、市域には全く存在せず、『名所方角抄』に記す驚関についても「越前に同名あり」とするだけで、はつきり明記されていない（三卷一〇四六頁）。ここに古代・中世の寝屋川市域の特徴を見ることが出来る。

二 耶蘇会士と大和川の水運

三箇のキリシ 天文十二年（一五四三）中国船に乗ってポルトガル人が種子島に漂着した。ヨーロッパ人
タンと深野池 の日本来航であり、鉄砲の伝来である。天文十八年には、イエズス会（耶蘇会）の宣教師

フランシスコ・ザビエルが鹿児島に上陸し、九州から畿内にかけてキリスト教の伝道が開始された。ザビエルの後、来日した宣教師たちは、母国に向かって日本の事情を種々発信している。例えば、永禄四年（一五六二）、宣教師ガスパル・ヴィレラが堺の町について「此の町はベニス市の如く」、翌永禄五年「町は甚だ堅固にして……」などと記した書簡を送っているのはよく知られていることである。宣教師たちが記した記録の中でルイス・フロイスの『日本史』は読み物としても大変興味深い。フロイスは永禄六年（一五六三）に来日したポルトガル生まれの宣教師である。九州・畿内を伝導し、各地の大名や織田信長・豊臣秀吉と親交を持った。フロイスは、ザビエルの来日以来の日本におけるイエズス会の宣教の歴史を執筆した。執筆の内容は当然、伝道を中心となった九州・畿内の出来事に集中する。寝屋川の周辺でいえば、三箇^{さん}（大東市）のキリシタンの記事が多い。



写真 20 三箇城跡 (大東市三箇菅原神社)

三箇は深野池ふかのいけの中にあつた島で、三つの島が「三箇」の名の由来という（井上正雄『大阪府全志』巻之四 清文堂出版 一九二二年 一四〇五頁）。フロイスの『日本史』永禄七年（一五六四）の記事に「司祭はそこから三ヶ殿という一貴人の領地へ呼ばれて行つた。この地は飯盛城に向きあつて、ある湖の真中にあり…」とある（三巻九二〇～二頁）。「ある湖」は深野池であり、「三ヶ殿」はこの島の豪族三箇氏である。これより以前、永禄六年三好長慶の家臣であつた三箇頼照らが入信した（三巻九一六～二〇頁）。洗礼名をサンチョと称した。以降、三箇にはキリシタンが盛んとなる。

永禄七年には三好長慶が没し、喪は二年間秘されたままであつた。その翌年、永禄八年七月、松永久秀たちによつてキリシタン弾圧があり、司祭ガスパル・ヴィレラは京都を去つて河内に下向した（三巻九二四～七頁）。次でフロイスも京都を去つて三箇に逃れた（三巻九二七～三三頁）。この時のフロイス一行の行程を見ておこう。「司祭は都から約二里距たつた鳥羽で船に乗り込んだが、それは同行した日向殿の家臣たちが司祭のために用意していたものであつた。…そして枚方という地で夜になったが、一行は、すぐ川岸に飯盛城から派遣されて来て、そこで一行を待機していた馬や貴人たちを見出した」。つまりフロイスたちは京都から鳥羽に出て、伏見からで乗船して枚方で淀川を下り、東高野街道を飯盛城まで来たのである。

アルメイダ ちようどこのころ、九州から京都に向かっていた宣教師の一人、ルイス・デ・アルメイダが大和川を行く

イダが病に罹り、途中、堺のキリシタン日比屋了珪の許で養生をしていた。了珪は、堺の富商で、了慶とも書く。堺滞在中のザビエルの面倒をみた「クドー」なる人物の子孫といわれ、洗礼名をデイオゴと称した。了珪の許で健康を取り戻したアルメイダは、司祭のガスパル・ヴィレラに会うべく、堺から六里距つたキリシタンが大勢いる河内国の飯盛という城に出発した。以下、飯盛城に着くまでのアルメイダの道中であるが、『寝屋川市史』第三巻には掲載していないので、改めて適宜、抄出しておきたい（ルイス・フロイス著 柳谷武夫訳『日本史―キリシタン伝来のころ』3 東洋文庫六五 平凡社 一九六六年）。

いよいよ市街の外れまで見送りに来てくれた堺のキリシタンに別れを告げ、アルメイダは出発した。

午後三時にはある川（旧大和川）に達しました。そこで私（アルメイダ）は、堺から六里離れた飯盛に行くために乗船せねばなりませんでした。同所にはすでに二艘の船が私たちを待っていました。三ヶサンチヨ（三箇頼照）殿という（三ヶの）城の重立つたキリシタンの一人は、私たちがその時刻にそこに着くことをすでに前から聞き知っていましたので、（船を）遣わしてくれていたのです。（二艘のうちの）一艘で、その貴人（三ヶ殿）の息子で十二歳くらいと思われるマンシヨ（という教）名（の少年）が来しました。彼は私に（船に）乗るように乞うた後、父の伝言を（次のように）述べました。『自ら御身をお出迎えに参らぬことをどうかお許しいただきたい。そうするだけの好意を欠いているわけではなく、数日来、ガスパル・ヴィレラ伴天連様がお客（として当地におられるので）、お一人で残しておきたくないのです。その代りに、当家までお伴をするように（息子のマンシヨ）を遣わします』と。この少年は肩に火縄銃を担つ



写真 21 飯盛山遠景
(四條畷市立歴史民俗資料館提供)

て来ており、大小（両）刀を帯び、非常に鄭重で風采も優れ、二十五歳くらいにも思われました。他の一艘では料理が（運ばれて）来ました。と申しますのは、（マンショ）は途中で私を楽しませようと決めていたからでした。そして（折から）寒さが厳しかったものですから、彼はその別の船に私たちの（乗船）に近寄るように命じました。それから彼は私たちに、少なくともすべて十分温かく、一同に満ち足りるだけの立派な食事を与えてくれました。そしてさらに、良くたてられた茶（も出されました）。

かくて私たちは川を遡って（飯盛）城の麓に至りました。陽はすでにほとんど沈みかけており、私たちは（実は）非常に険しく難儀な道を半里ほど城まで登って行かねばならぬ（ところでした）。（ところが）上陸しますと、すでに一丁の駕籠が私を待っていました。ところで駕籠^{かき}昇は途中大いに急いだのですが、高い杉や松の繁みで一面掩われた山中で夜に入りかけてしまいました。（すると）さっそく、（頂）上から私たちの方へ燃（さか）る）松明が運ばれて来ましたので、私を（担いでいた）六人の（駕籠）昇は途次難渋することが少なくなりました。私たちが目的地に到着したのは、すでに夜も更けた頃でしたが、そこで（ガスバル・ヴィレラ）師、ならびにかの貴人とその家族らから、私たちは非常な喜びと満足をもって迎えられました。

近世、宝永元年（一七〇四）大和川は現在の柏原市から真つ直ぐ



図 14 大和川の旧流路

西に向かって堺市の北部の大阪湾に川筋が付け替えられたが、それ以前は現在の柏原市の北端で二股に分かれ、東側の川筋（玉櫛川・吉田川）は八尾市・東大阪市を北上して深野池に入り、西に向かって上町台地の北端で淀川に合流した。柏原市で分かれた西側の川筋（久宝寺川）も北上して現在の東大阪市と大阪市鶴見区あたりで深野池から西流する川に合流して淀川に注いだ。このほかにも菱江川などが分流し、近世以前の中河内一帯は幾つもの川筋が入り組んでいた（図14参照）。右にあげたフロイスの『日本史』の一節は中世の大和川の水運を知る史料として貴重

なものといえよう。

その後、最後に、この後の三箇や周辺のキリシタンについて触れておきたい。永禄十一年（二五六八）

キリシタン

三箇サンチョ頼照が三箇に大教会を建立した（三巻九四五―六頁）。織田信長が足利義昭を擁して上洛したのはこの年永禄十一年である。翌永禄十二年、信長はフロイスにキリシタン布教許可の朱印状を与え、天正三年（一五七五）には京都に教会堂（南蛮寺）が建立されている。天正九年（一五八二）イエズス会の巡察使ヴァリニャーニが河内を経て上洛し、信長の歓待を受けた。このころがキリシタンの最盛期であり、翌天正十年ヴァリニャーニの勧めに従って九州の大名、大友・有馬・大村氏が天正遣欧使節をローマに派遣している。

これより以前、元亀元年（一五七〇）のこと、河内国古橋（門真市）で年貢米の徴収作業中のジョルジ弥平次と家臣たち四百人が三木判大夫ら二千五百人の兵士に襲われほとんどが討ち死にした。ジョルジ弥平次はこの時、キリシタンの紋章の付いた兜を被っていた。三木判大夫もまたキリシタンであったので、互いに名乗り合って、弥平次は助けられた。その後、三木判大夫が浪人した時、弥平次によって判大夫は扶養されたと『日本史』は伝えている（三巻九五二―六頁）。異教徒に囲まれた、特異な存在であるキリシタンの相互扶助を示す逸話といえよう。

天正遣欧使節がローマに派遣された天正十年、本能寺の変が起こり、信長は殺害され、謀反人の明智光秀はすぐに羽柴（豊臣）秀吉よって滅ぼされた。この時、三箇氏は光秀に味方したために秀吉政権下では没落の運命をたどることとなった。また三箇に近い岡山の教会は秀吉の望みで大坂に移された（三巻一〇〇三―六

第二節 淀川・大和川の水運

頁、一〇二四～六頁）。ところが天正十五年には秀吉の伴天連追放令が出され、次に政權を樹立した徳川氏の江戸幕府は、慶長十七年（一六一二）に幕府直轄領にキリスト教禁教令を出し、十九年にはキリシタンの禁教令を強化し、寛永十一年（一六三四）キリシタンを禁止して寺請制度を施行し、寛永十八年（一六四一）ついに鎖国が国是となった。

第四章 中世の文化

第一節 信仰の世界

熊野詣でと頼

呂岐・秦郷

熊野詣でとは、一般的に紀州の本宮・新宮・那智の熊野三山に参詣することをいうが、史料で確認される最も早い例は、延喜七年（九〇七）に宇多法皇が参詣した例である。（『扶

桑略記』延喜七年十月二日条）。

この日の『日本紀略』は熊野早玉神（新宮）を正二位から従一位へ、熊野坐神（本宮）を従二位から正二位に昇叙したことを報じている。これは、宇多法皇がこれから熊野へ参詣するにあたり道中の無事を祈願したものと思われ、また、源高明の記した故実書『西宮記』には、出発前日（十月一日）に法皇が当時の左大臣藤原時平に意見を求めた例があり、時平は清和太上天皇が平城に御幸した前例を勘案して参議少将等を供とすることを具申している。下問された時平が天皇熊野参詣の前例を引いていないのは、恐らくこれが最初の法皇熊野参詣であったことを物語っている。ただ、この時昇叙したのは新宮・本宮の二神のみで那智が記されていないことを考えると、那智が加わって熊野三山となるのが十一世紀中頃だったという説は首肯できる。

さて、本市における熊野参詣についての史料といえば、例えば建仁元年（一二〇二）十月の後鳥羽上皇の熊野参詣の際に往路讃良荘が宿役をつとめた例がある（三卷二八七―九頁）。さらに時代が降って応永三十四

年（一四二七）には足利義満息女南御所らが熊野参詣した帰路宿を森口（守口）にてとったことが判る（三巻六四二―四頁）。ただ、これらの例は、あくまでも皇族・公卿などの身分の高い人の参詣を物語るのみであり、市域及びその周辺の人々の参詣について判るものとしては、もと「御師」であった米良氏に遺されていた「米良文書」の永徳二年（一三八二）二月二十五日付「熊野先達職補任状案」（三巻六〇九―一〇頁）があげられる。これによれば、熊野那智山執行法印道賢が、河内国茨田郡の「ともろき（軺呂岐）八郷、はたの郷（秦）、中ふり（枚方市中振）」の檀那たちの熊野参詣の先達職を奥嶋寺の佐渡阿闍梨房良祐に補任していることがわかる。また、同時にともろき（軺呂岐）八郷・はたの郷（秦）・中ふり（中振）で参詣者を導く先達職が権利化していたことは、当地の熊野信仰がある程度盛んであったことの証である。

ところで「先達」とは、どのような人のことだろうか。吉田兼好の『徒然草』に「すこしの事にも先達はあらまほしきことなり」（五二 仁和寺にある法師）と言わしめた先達は、導く者、案内する者のことだが、本来は、学問・技芸・修行などの先輩を指し、まさに「先んじて達している者」なのであろう。ただ、ここでいう先達とは熊野先達であるから、熊野へ参詣人（檀那）を案内することを職とする者のことである。彼らの多くは修験者である山伏であり、単に道案内のガイドではなかった。例えば、公卿が熊野参詣する場合は、まず陰陽師が暦を占って「熊野詣勘文」という吉凶を考慮した日程を作成するが、出発前の一定期間精進潔斎する精進屋に入ってから先達の指示に従うことになる。先達は道中の禁忌や吉相を解釈・判断し参詣者が無事・清浄に熊野参詣できるよう指南するのである。こういった働きをした先達は参詣者（檀那）から礼銭を受け取り、これが収入源となった。従って、ある一定地域の参詣者（檀那）を先達する権利



写真 22 中辺路 十丈王子跡付近(和歌山県田辺市)

が発生し縄張り化していったものと考えられる。これには、鎌倉時代あたりから参詣者が地方の武士、庶民へと拡大していったことに一因があり、当初京都周辺でしか成り立たなかった先達職が地方へと広がることになった。

熊野を信仰して参詣しようとする者は道者・檀那と呼ばれ、先達は檀那の署名を記した願文を御師に提出し「師檀関係」を結んでいたが、一定の地域ごとに御師が先達する檀那の縄張りができ、これが御師の権利(職)として売買・譲渡された。このような売買・譲渡の証文を「檀那売券」と称する。前述の「熊野先達職補任状案」は、先達職の売買・譲渡が行われたことに伴って発行されたものである。

「蟻の熊野詣」ということがよくいわれるが、この初見は、永享十一年(一四三九)頃、江西竜派が建仁寺塔頭両足院において杜甫の詩文を講義した『杜詩統翠抄』一五(大塚光信編、続抄物資料集成、清文堂出版)に「雁の長空を飛ぶ、蟻の熊野詣(マイリ)の如し」であるらしく、慶長八年(一六〇三)の『日葡辞書』(邦訳日葡辞書)土井忠生・森田武・長南実編訳、岩波書店、一九八〇年)の「Ar」の項にも「Arimo cumano mairi fodo tsuzutitayo・(蟻の熊野参りほど続いたよ)」として見える。蟻の行列のように熊野参詣の人の列が続いたというのは少し大袈裟だが、近年世界遺産に指定された熊野古道を見れば、山深い細



写真 23 御室仁和寺の宸殿（仁和寺御所跡）

道で都大路のように横に広がって歩けるはずもなく、初見例にあるように一列になって続いている様をいうのであろう。ただ、こうした例が物語るように熊野参詣が一般化したのは、恐らくこの時期ではないか。本市及び周辺の前掲史料が室町時代の永徳二年（一三八二）であったことも、まさにこれを裏付けるものである。本市における熊野信仰は、その後、史料を見出せないが、周辺史料をあげると文亀二年（一五〇二）に東南坊弁助という者が河内国の持分の檀那職を売却した売券（三卷八三七～八頁）に禁野（枚方市）が含まれており、少なくともこの時点までは熊野先達職の活躍が当地でもあったものと考えられる。

仁和寺庄 と妙心寺

本市には淀川沿いに「仁和寺（にわじ）」という地名・地域がある。本市のことをよく知らない人は、これを京都

御室の仁和寺と同じく「にんなじ」と読んでしまう。ここには、かつて「仁和寺庄」または「上仁和寺庄」「下仁和寺庄」と呼ばれる荘園があった。地名は、この荘園に由来しているものと思われ、さらに荘園名も「京都御室の仁和寺領庄園として成立したもので庄名もそれに由来する」（『日本歴史地名大系』²⁸ 大阪府の地名Ⅱ 平凡社 一九八六年 八七〇頁）などの見方がなされてきた。つまり御室仁和寺領の荘園が当地にあり、それが領主の名を冠して仁和寺庄と称していたので、当地も仁和寺という訳である。ただ、困ったことに当地が御室仁和寺領であったという確たる根拠がない。同名であるから容易に関連性を推測できるものの、こ

の荘園には領主が御室仁和寺であることを直接的に示す史料が見つからない。はっきりと判っていることは、ここがかつて妙心寺領であったということである。では、何故妙心寺に関係する荘園が仁和寺庄なのか、史料を見ながら考えてみよう。

鎌倉時代後期、持明院統の花園天皇（一二九七～一三四八）は、文保二年（一二二八）大覚寺統の尊治（後醍醐天皇）に譲位した後、学問に没頭する日々の中で月林道皎と知り合い禅宗に傾倒し、晩年の建武二年（一三五五）には出家し法名を遍行とした。花園法皇は、紫野大徳寺の大燈国師宗峰妙超に師事していたが、宗峰が二年後の建武四年暮に亡くなってしまふ。続いて法皇が師事したのは宗峰が生前に推挙していた弟子の関山慧玄であった。関山は、師宗峰の代理として元徳元年（一二三九）に後醍醐天皇に説法したが、その後美濃井深の草庵（正眼寺、美濃加茂市伊深町）で隠棲していたところを宗峰の推挙で花園法皇にも説法することとなったのである。法皇は、仁和寺花園御所（萩原殿）に住んでいたが、この地に一寺建立を発願し、暦応五年（一二四二）正月二十九日、関山慧玄にこれを管領させた（三卷五三三頁）。これが正法山妙心寺である。山号及び寺号は前もって宗峰が命名していたらしく、関山は妙心寺開山となったのである。この時の院宣の宛名は「開山上人禪室」というもので具体的には関山を指しているが、この宛名は明らかに妙心寺開山上人という意味であり、既に妙心寺創建のこと及び開山上人を誰にするかが決定していたことが判るのである。

その後、妙心寺建立のための経済的支援として、法皇は同年十一月に室町院御遺領等を処分する際に「仁和寺上庄地頭職」を自らの菩提料所として関山に永代寄進している。このとき法皇は、これをもって「花園の塔頭と為せ」と関山に申し付けている（三卷五三五頁）。塔頭とは禅宗寺院の子院のことで山号を持たず院



写真 24 妙心寺山内の玉鳳禪院と開山堂（微笑庵）

庵、軒等の称号をもったものをいい、室町時代の五山では多く設立された。中でも「檀越と師檀関係を持つ塔頭は、檀越の墓所を内設し、檀越家の菩提寺の機能を兼ねた」（竹貫元勝「塔頭」『日本史大事典』平凡社）塔頭も多かった。塔頭は山内（寺域）にあるものであるから、上仁和寺庄を塔頭とすることはない。おそらく花園法皇が自らの菩提寺を山内に塔頭として設けることを関山に要望し、これの用途料所として上仁和寺庄地頭職を与えたものと考えられる。具体的には法皇が閑居した妙心寺塔頭玉鳳院のことと推察する。さらに法皇は康永四年（二三四五）二月に下仁和寺庄地頭職も妙心寺に寄附している（三卷五三九頁）。この時の院宣には、もう「妙心寺」という名があることから、寺院の建立に具体性が出てきていることが判る。

ところで、前述の「室町院御遺領」とは、どういうものか。室町院とは鎌倉時代の女院暉子内親王（一二二八～一二三〇）のことである。室町院は後堀河天皇の第一女で母は持明院家行の娘であり、寛元元年（一二四三）十二月に准三后となり室町院となった。彼女は叔母である後高倉院第一女の式乾門院利子から膨大な所領を譲渡されたが、これを「室町院御遺領」と呼んでいるのである。これは元々、承久の乱の後、鎌倉幕府に没収された後鳥羽上皇の所領の一部であったもので、後に幕府から後高倉院に返され、これを式乾門院に譲り、さらに一期分譲と云って室町院存命中に限り譲与し、次は後嵯峨天皇の第一皇子宗尊親王へ伝領

する予定であったが、宗尊親王が鎌倉幕府六代将軍となったため、後嵯峨上皇は第四皇子恒仁親王（龜山天皇）を室町院の猶子として相続させようとした。しかし室町院は、これを承諾しないまま正安二年（一二三〇）に亡くなってしまった。室町院の遺志は龜山上皇ではなく伏見上皇に伝領することであったが、女院没後にこれをめぐって大覚寺統と持明院統の間で激しい争論になり事態は混乱した。乾元元年（一二三〇）鎌倉幕府は事態收拾のため仲裁に入り、両統に室町院領を中分することを申し入れ、ようやく和談が成立した。この時、伏見上皇側七ヶ所（持明院統、三卷四六八～四七一頁）、龜山上皇側五三ヶ所（大覚寺統、三卷四六二～四六八頁）ということとで室町院領は両統が分割相続したのである。このため、問題の上下仁和寺庄は、伏見上皇側が相続した七五ヶ所の一部ということになった。仁和寺庄は名前の通り元は御室仁和寺領であったはずであるが、後鳥羽天皇・後高倉天皇の生母七条院殖子が仁和寺殿（離宮・別荘のようなもの）等を管理していたことから七条院領となり、これを後鳥羽上皇の後后脩明門院（藤原重子）に譲った（三卷三六〇～三六二頁）。これが後に室町院領に組み込まれたのである。前述の花園天皇は持明院統であるから、これを相続しており、おそらく仁和寺殿も仁和寺花園御所として用いていたのであろう。これを妙心寺創建の際に差し出し、妙心寺最初の所領として上下仁和寺庄も初期の寺院経営に資したものである。すなわち仁和寺庄は仁和寺領当時の史料に欠けるものの、その後の経過から判断して、元は御室仁和寺領であったことは間違いないだろう。

妙心寺の末

寺 観音寺

本市仁和寺には、かつて観音寺という寺があった。このことは、『河内九個莊村郷土誌』（東光治編 九個莊村役場 一九三七）にも詳述されており、明治初期に廃寺となるまで「平ノ町」に存続していたと記す。仁和寺では旧村内を上ノ町・下ノ町・奥ノ町・平ノ町という四つの地域に分けて呼

んでおり、平ノ町は今の仁和寺本町三丁目あたりである。観音寺のことは、寛永六年（一六二九）十二月の「河州茨田郡仁和寺村名寄帳」（東家文書）にみえ、所持高一〇石一斗九合あり寺田は、八まん（字八幡）・うつは（字不明）・門田（字角田カ）・永福寺・宮ノ軒・牛田・やけや（字焼家）・出口にあるが、屋敷地一畝一七歩はどこにあったかは記されていない。平ノ町にあったということであるから永福寺か出口（現在の仁和寺本町三丁目）あたりに寺があったと思われる。また、明治初年の「寺社調べ」の一部と思われる史料（東家文書）によれば観音寺は「古義真言宗、高野山聖無動院（小田原谷）末寺」とあり、この時は、無住のため庄屋が代印している。

『妙心寺史』（川上孤山著、荻須純道補、思文閣、一九七五年復刊）によれば、「観音寺の建立は正儀が父正成の三十三年忌の弔合戦をなさんとする時之を創め授翁を迎へて之に任せしめたのであろう」とする。つまり、楠木正儀が父正成の菩提のため建立したとしていのである。前掲『河内九個莊村郷土誌』は、この『妙心寺史』を引き、仁和寺観音寺こそ妙心寺末寺観音寺であるとしていた。同著を編述した東光治は『妙心寺史』の著者川上孤山を訪ね、川上が判らなかつた妙心寺末寺観音寺の所在について、すでに廃寺となっていた仁和寺観音寺の存在を知らせたのだという。川上は、「交野より三里の位置」に文献上観音寺を見出すことが出来なかつたらしく、このことを聴いて非常に喜んだという。

さて、川上のいう「交野より三里の位置」とは何かといえ、『正法山六祖伝』妙心寺第六世日峰宗舜の伝記中にある河内観音寺についての次の記述のことである。

無因遷住河内観音寺、師又參侍五年、片野大悟庵適虛主席、庵与観音寺相距十八里（六町一里之義、与

常三里同〕師毎日往復請益、究決余疑、會無倦色、無因特受京師円福寺請、又随而上京居円福、

これによれば、妙心寺第四世無因宗因は、河内観音寺に移っており、弟子である日峰は、ここで五年間参侍していたが、たまたま交野の大悟庵の主席（住持）があいたため、無因は日峰をそこへ移らせたのだが、日峰は住寺である交野大悟庵から三里の道を倦むことなく毎日通ったようである。加藤正俊の近著『関山慧玄と初期妙心寺』（思文閣出版 二〇〇六年）によれば、四世無因は明徳の終わりごろ妙心寺住持の職を退き、摂津に海清寺を開創する。その後、応永三年（一三九六）十一月に海清寺光沢庵の後継住持選定方法を定め、この時期からほどなく河内観音寺に移ったようである。日峰は恐らく行動を共にしていたので観音寺において参侍五年の後、応永八年頃に交野大悟庵に移り観音寺へ日参したものと考えられる。よって、少なくとも応永八年頃には河内観音寺は妙心寺の末寺として存在したことは確かだろう。問題は河内のどこにあったかであるが、交野大悟庵と河内観音寺との間は「相距十八里」とあり後筆と思われる書き込みは六町一里として三里と同じとする。一里六町とは律令制の一里＝六町＝三〇〇歩のことと思われ、後の一里＝三六町＝三九二七メートルの六分の一ということをいっている。恐らく後筆記者は当時の片道一八里（約七〇キロ）の道のりを毎日往復したということは現実的ではないと考えたのだと思われるが、今この記載にそって三里であつたと考えるならば、一二キロ弱の距離であるから地図上の直線距離ではなく實際歩行で考えると不自然というわけではない。問題は、交野大悟庵の所在地であるが、現在そのような名前の寺院は無く、交野市東倉治の宜春院が臨済宗妙心寺派で山号を正法山というから、これの前身が大悟庵なのかもしれない。

ともあれ、仁和寺観音寺が妙心寺末寺の河内観音寺であつたという説は、同地が妙心寺領であつたことを

開山 関山慧玄

⑤拙堂(宗)朴 — ④無因宗因 — ③雲山(宗) 襄 — ⑥日峰宗舜 — ⑧義天玄昭 — ⑨雪江宗深 — 汾陽・雲谷玄祥 — 大樹・桃隱玄朔

○加藤正俊『関山慧玄と初期妙心寺』から作成した。丸数字は住持歴代を表す。

○妙心寺七世は崇光天皇皇子叡蔵主のことで加藤正俊の論証による。

応永十九年（一四二二）の春から五ヵ月の間、京都北野の経王堂において一切経の書写が行われた。書写された経巻は北野社の経蔵に蔵されていたが、江戸時代になって大報恩寺

（千本釈迦堂）の僧が経藏と経王堂を管理するようになり、寛文年間（一六六一—一七三）に経王堂が解体され明治初年には経藏も取り払われたため、経本は大報恩寺に移されたのである。現在、総数五千一百巻が大報恩寺に所蔵されており、筆写の一切経として、これだけ揃って遺るものは珍しいといわれている。各経巻には奥書があり、それによれば、各地から百数十人の浄侶が集められ、書写・校正にあたったことがわかる。

この大事業は、讃岐虚空蔵院（興田寺、香川県東かがわ市）の僧覚蔵坊増範（権少僧都、四四歳）が願主とな



写真 25 北野経王堂（大報恩寺境内 京都市上京区）

り勧進したもので、これに旦那・施主として応じた者は、いずれも無名の人で特別な旦那があった訳ではないようである。一方、書写・校正にあたった僧侶は、増範のいた讃岐から三五人、摂津の二〇人、備中・大和からそれぞれ二人、河内から一人、伊勢から一〇人集められ、他にも図15のように各地から集まった（但し奥書は応永十九年の書写時だけでなく後の補写や校合時に関わった者の名との区別がつかない者がいるため、これを含む）。奥書には、各経巻を書写した僧の年齢が記されているものもあり、これを見ると二〇歳台が多く比較的若い僧が集まっている。これは、やはり筆写作业が体力と集中力を必要とすることに起因するものである。

さて、各地から僧が集まり北野社一切経を書写した場所は、経王堂という建物である。これは応永八年（一四〇一）足利義満が創建したもので寺号を願成就寺と称した。そもそも義満が経王堂を建立するに至った経緯は、明德二年（一三九二）十二月に山名氏清らが將軍義満に反旗を翻し京都市内野で合戦し二条大宮で戦死したことに遠因がある。『明德記』では、この合戦で御所方一六四人、氏清方八七九人が戦死したという。義満は南北朝以来の山名氏の功を思い、多くの戦死者の霊を慰めるため翌年十二月、内野に畿内の僧侶一一〇〇人を集め法華経一万部を読誦させた、これが北野万部経会の濫觴である。以後、北野社の南の右近馬場に飯屋を設けて万部経会が行われていたが、義満



写真 26 與田寺（讃岐虚空藏院）山門

は応永八年に万部経会のため、この地に大経堂を建立したのであった。この経王堂の姿は「洛中洛外図屏風絵」に北野社の大鳥居の南に影向松と並んで描かれている。なお経王堂（願成就寺）には一切経を収める輪藏と称する経藏も設置され、この藏を管理する坊舎を覚藏坊と称したようである。すなわち北野社一切経書写の願主である讃岐虚空藏院の増範が覚藏坊を称するのは、このような経緯からである。

ところで、応永十九年の北野社一切経の書写に河内から参加した僧は一人であったが、その中に本市域出身の人がいたことがわかる。

例えば「薩遮尼乾子受記経卷第五」を筆写したのは「河州茨田郡嶋入十七ヶ所内池田郷」出身の「和泉国大鳥郡塩穴郷開口村境（堺）南庄念仏寺住侶弘賢」三九歳である（三卷一一四頁）。彼は池田郷の出身

で書写参加当時は堺南庄の念仏寺の住持であった。念仏寺は開口神社（堺市堺区）にあった寺で、念仏寺当時の文書を『開口神社史料』として所蔵する。この史料群の中に弘賢に関するものがあつたので紹介しておこう。

応永三十二年（一四二五）十一月十三日付けの「日野盛光奉書」（三卷一四六頁）によれば、光範門院（藤原資子、後小松上皇后宮、称光天皇母）は堺念仏寺に対し「御祈願寺」として祈祷するよう内々仰せになったと実弟日野盛光をして同寺弘賢僧都御房に伝えている。弘賢が一切経の書写に参加してから約一三年後の文書

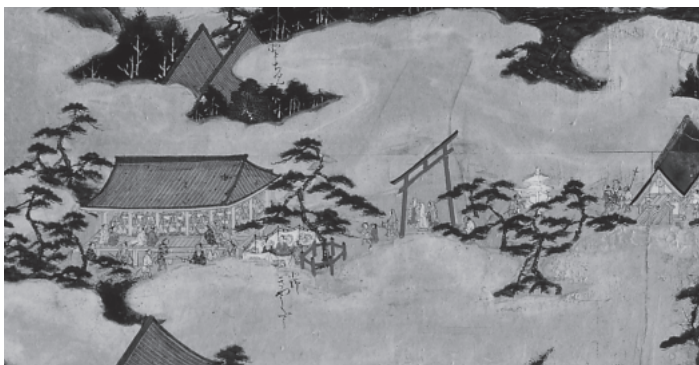


写真 27 北野経王堂（上杉本「洛中洛外図屏風」）
（米沢市上杉博物館蔵）



写真 28 開口神社（堺市堺区）

であるが、当時三九歳であった弘賢も五二歳くらいになっていたであろう。弘賢がいた念仏寺は、承安四年（一二七四）に一切経蔵が建立されており、もしこの時期まで経蔵に一切経が存在していたならば北野社一切経の書写及び校正の参考として役立ったのかもしれない。市域池田郷に生まれた弘賢が、どのような経緯で堺念仏寺の住持となったかは全く不明であるが、一切経書写に参加した僧のその後を示す史料としては貴重である。

他に市域で参加した者としては、「対馬江庄廣度寺住良盛」（三卷一一六頁）や「河州十七ヶ所内葛原庄ノ祐甚」（同一一七頁）、「河内国上仁和寺實清」（同頁）の名が見える。対馬江庄の廣度寺という寺は市域に現存せず、江戸時代の記録等でも確認できないので、かなり早い段階で廃寺となったものと思われる。

対馬江には小字「高寺」という所があり「こうどじ」と音が似ているので、ひょっとするとそこにあったのかも知れないが、確証はない。葛原庄の祐甚や上仁和寺實清については所属の寺院名が記されていないので手がかりがなく詳細は不明である。また市域周辺では「河内国讃良郡馬伏庄執筆僧良弁」(同一二〇頁)や「河州大庭庄内長福寺住僧右筆良忠」(同一二二頁)、「河州茨田郡金威徳院西方院住位賢盛」(同一二四頁)の名が見える。「讃良郡馬伏庄」とは現在の門真市上馬伏・下馬伏あたりのことと思われるが、所属した寺院名が記されておらず詳細は不明である。ただ、同庄は北野社(松梅院)領である「河内八ヶ所」の一部であり、同庄内の僧に「動員」がかかることはあり得ることである。「大庭庄内長福寺」とは、現在の守口市域にあり、江戸時代に大庭一番村・大庭七番村と称した地域に八番村・九番村・南十番村・北十番村・下島村を加えたものが大庭荘の荘域とさ

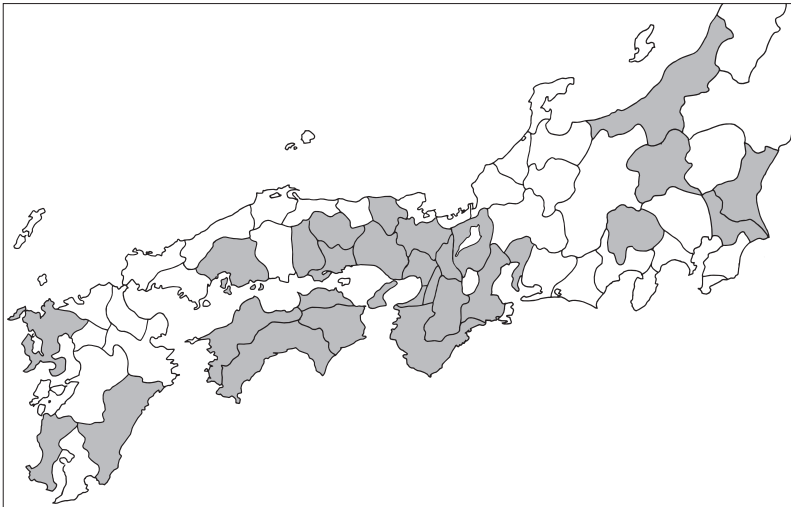


図 15 北野社一切経の関係諸国



写真 29 蓮如が得度した青蓮院門跡（宸殿）

れている。この地域に長福寺は現存せず、この奥書の他には記録もない。大庭荘は、元来「掃部寮領」として存在した所で、これに一部箕面の勝尾寺領が含まれている。これについては政治的な背景は見出せない。同じく「茨田郡金威徳院西方院」の所在も不明であり、むしろこの奥書の記述が唯一の史料となっている。河内国全体で見ると、観心寺から多く参加している他は、上記北河内の例が突出している。また河内十七ヶ所に参加者が集中しているのは、将軍家との関連が想起されるが推測の域を出ない。

なお、『寝屋川市史』第三巻には北野社一切経の奥書から市域を中心とした上記事例を抄出しているが、奥書の全文は『大日本史料』七編之十六に収載されているので参照されたい。また参考論文としては、臼井信義「北野社一切経と経王堂―一切経と万部経会―」（『日本佛教』第三号 一九五九年 日本佛教研究会）が詳しい。

蓮如の河内在住 本願寺第八世蓮如は、応永二十二年（二四一五）二と市域の真宗 月二十五日、七世存如の長男として大谷本願寺で生

まれた。蓮如の幼少期は仏光寺の隆盛著しく、これに比べ本願寺は不振を極めていた。蓮如は再興を志し、永享三年（二四三一）歴代宗主の例にならない青蓮院で得度し、中納言広橋兼郷の猶子となった。また、興福寺大乘院十八世門跡の経覚の母が本願寺の出身であったことから、蓮如は、この縁で経覚に預けられ、いわば「他宗」を学んでいる。長

禄元年（一四五七）父存如が亡くなった跡を受け同年本願寺留守職に就いたが、この頃の本願寺は比叡山延暦寺の弾圧を受け、ついに寛正六年（一四六五）正月九日と三月二十一日の二度にわたり延暦寺西塔の衆徒によって大谷本願寺は破却されてしまう。蓮如はやむなく宗祖親鸞の祖像を携えて近江を転々とし、文明三年（一四七二）越前吉崎（福井県あわら市吉崎）に赴き、七月上旬にはここに坊舎を建て布教の拠点とした。ここでの布教は活況を呈し、後に北陸地方が真宗の一大拠点となる基礎を築いた。蓮如が、この地に落ち着いたのは、吉崎が大乗院の寺領莊園である河口莊の中にあつたことから、姻戚関係にあり、元の師弟関係にあつた経覚の援助が背後にあつたのではないかと推測される。

活況を呈していた吉崎であつたが、それが加賀守護富樫政親との軋轢を生じたため、この渦中にいることを嫌つた蓮如は文明七年（一四七五）に吉崎を退去し、小浜、丹波、摂津を経て河内の出口（枚方市出口）に落ち着くこととなった。これが現在の淵埋山光善寺（真宗大谷派）の基である。蓮如滞在時の出口の草庵は、文明七年九月五日に認められた「親鸞聖人御影裏書」（光善寺所蔵）に、「河内国茨田郡中振郷出口村中之番」とあるように「中之番」と呼ばれていた。蓮如の消息に「文明十歲初春下旬之比ヨリ、河内国茨田郡中振郷山本之内出口村里ヨリ、当国宇治郡山科郷之内野村柴ノ庵ニ、昨日今日ト打過行程ニ」（『真宗史料集成』第二卷 二三一頁）とあるように文明十年に宇治郡山科郷内野村柴の庵に移り山科本願寺の建立に着手するまでの間、出口の草庵にいたことになる。

その後、出口の草庵は蓮如の長子順如に譲られ、順次真宗の寺として整備されていくこととなる。順如は、父蓮如が約三年間滞在した後を受け、出口の草庵を守り光善寺とする基となつたので、事実上の開基と考え

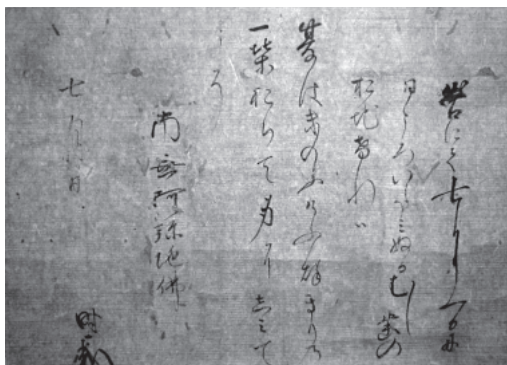


写真 30 蓮如上人「落菌の懷紙」



写真 31 蓮如上人落菌

て差し支えない。順如は幼い頃から蓮如の手元で育てられ、本願寺第八世である父の後を継ぎ法嗣となることを期待されていたが、文明十五年（一四八三）に四二歳で亡くなり、順如の弟（蓮如五男）実如が本願寺第九世となる。順如没後は、寺院整備は停滞するが常楽寺（本願寺第三世覚如の長男存覚開基、浄土真宗本願寺派別格寺）光信の三男光淳が継承し、明応三年（二四九四）には蓮如絵像が本願寺第九世実如から下付され、さらに文亀元年（二五〇二）には、尼如宗の願いにより阿弥陀如来絵像と順如絵像が、同じく実如から下付された。このようにして次第に光善寺は整備され、大坂石山本願寺を支える「一家衆（本願寺一族で次男以下の門流）」の寺院として力をもった。光善寺は、天文年間（蓮如から数えて）四世実順の時に火災に遭い再建されるまでの間、鳥飼や大庭等各地に移住し難を逃れた。慶長年間に元の地に戻り、慶長七年（二六〇二）に本願寺が東西分立した際は、西本願寺に属したが、七世順勝の代に東本願寺に転じ、また西に戻った後、九世良珍の代に東側（大

谷派）に復して現在に至っている。光善寺は、蓮如の旧跡として、また「一家衆」として北河



写真 32 西正寺（太間町）

内真宗の中核寺院として存在し、市域の真宗寺院の多くが影響下にあった。

余談であるが、蓮如が出口滞在中に詠んだ和歌に「（文明九年七月一日出口にて日ころ痛める虫歯のおちければ）夏ハキノフ ケフ 秋キリノ一葉オチテ 身ニシミテコソ」（蓮如上人縁起）『真宗史料集成』第二卷 三四八頁、「蓮如上人縁起」は後世の著作であり詳細は同書解説八九頁を参照」というものがあるが、蓮如が悩まされた虫歯が今も光善寺で大切に保存されている。

蓮如は出口滞在中に周辺地域での布教に努めたので、このときに真宗に帰依する者が多かったようである。史料的には判断が難しいが、『寝屋川市誌』（以下『市誌』と略称、一九六六年）には真宗寺院の「寺伝」が掲載されており、また真宗寺院に備えられる各種絵像の「裏書（お裏）」等により真宗寺院の開創の経緯を見てみよう。

太間の退魔山西正寺（浄土真宗本願寺派）では、「文明七年（一四七五）蓮如上人が出口光善寺住居の時、茨田宗左衛門という郷士が、上人の直弟子となり釈順喜と号し、六字の名号を受けて当寺（西正寺）を開いて、大永七年（一五二七）十一月十一日没した。」（『市誌』七四三頁）という開創寺伝をもち、文亀二年（一五〇二）五月九日の日付をもつ同寺の「方便法身尊像裏書」は、「蓮如上人七回忌に当たり、実如上人より方便法身



写真 33 善行寺（田井町）

御絵像と寺号を受けた」（『市誌』同頁）ことによるとする（ただしこの「裏書」は後世の写しである。第七卷二三頁、二七八頁）。

田井の田井山善行寺（浄土真宗本願寺派）も同じく蓮如布教による開創寺伝をもつ。これによれば、「蓮如上人が出口にいたとき、その高弟の釈聞撰が開創した」（『市誌』七四四頁）という。善行寺には、「釈了撰」に与えた慶長九年の「方便法身尊像裏書」があり、二世以降の住職の名前や出自もわかっている（『市誌』同頁）。

石津の楽聞山愍重寺（真宗大谷派）では、「蓮如上人が出口光善寺にいたとき、その教化を受けて願海房が一字を造立したのが当寺のはじまりで、もとは伏見の西芳寺末であつて、同寺から以前は住職に見えていた」（『市誌』七四四頁）という。また「寺伝では永正二年（一五〇五）本願寺九代実如上人より阿弥陀仏の画像を受け、愍重寺の寺号を許可せられたという。天保一四年（一八四三）の明細帳によると「正徳二辰年（一七二二）東本願寺より木仏・寺号申受、道場を愍重寺と申候」とある。」とする。愍重寺の「方便法身尊像」の裏書は黒く変色しているため文字がほとんど判読できない（七卷二八〇頁）ため、これが寺伝のいう永正二年下付の「阿弥陀仏の画像」なのか判断できないが、同寺の「蓮如上人像」の裏書を見ると元和五年（一六一九）の年記が



写真 34 慇重寺（石津元町）

あり宛先は「西方寺下河内国茨田郡輦呂岐庄石津村平池村太（田）井村池田村四村講中」となっており、この時点では慇重寺に寺号は下されていなかったようであるが、延享四年（一七四七）五月二十九日下付の「親鸞聖人像」の裏書では「西方寺下河州茨田郡石津村惣道場慇重寺什物也」とあり慇重寺と名乗っていたことがわかる。

これらの例に見られるように市域で比較的古い開創寺伝をもつ真宗寺院は、蓮如の布教により帰依した郷土や「高弟」とされる者が開創したとする場合が多い。ただ、上述したように蓮如ゆかりの光善寺が東西分派後、西に属した時期、東に属した時期があったため、結果的に市域の真宗寺院も東西に分かれて属することになった。

第二節 文芸の世界

一 韻文

和歌と歌枕

明治以降、文学を韻文・散文・戯曲の三つに分けて論ずるようになった。この三つの分類は、欧米の文学論の影響であるが、文学全体を見渡すのに便利である。『寝屋川市史』第三巻の

中世史料編では、文学作品をこの三つに分類したので、本書でも韻文・散文・戯曲の三つに分けて述べることにする。『寝屋川市史』第三巻で文学資料として取り上げた文学作品は、本市域だけではなく隣接する地域、かつての北河内郡の範囲に及んでいる。

韻文は、和歌や俳句などのように定まった音節数、五・七・五・七・七や五・七・五を配列して語調を整えた詩歌であり、全体に言葉数は少なく、短い文学である。中世では和歌と連歌が韻文を代表する。この和歌や連歌、特に和歌を県史や市史・町史など、自治体史で扱う場合、自治体の地域や地名がどのように詠まれているか、誰によって詠まれたか、作者が何時この地に来たか、といったことが関心事となるのは当然である。ところが詠まれるということと作者がその地に来て詠んだということは全く別である。作者はその地に来なくても、例えば都において、宮廷や貴族の邸宅の歌会の場合その地を想像して詠むことができる。むしろ中世では想像して詠むことの方が多いためである。

歌によく詠まれる土地を歌枕うたまくらまたは名所などころという。有名な歌枕としては、吉野や龍田・須磨がある。吉野は花（桜）や白雪の名所であり、昔は栄えていたが今は廃れた所＝故郷である。吉野が歌に詠まれると、その歌には春の花や冬の雪のイメージが与えられ、昔栄えて今は廃れている悲しくも寂しい面影が醸し出される。龍田は紅葉の名所であり、秋の風情が漂う。須磨は波に映える月の名所であり、都から身を引いた光源氏の哀れさが偲ばれる。このように歌枕を詠み込むことによって、特有のイメージが与えられる。

平安時代前期に成立した『古今和歌集』など、歌会における歌には題が与えられ、題に従って歌が詠まれた。例えば、文徳天皇の第一皇子である惟喬親王これたかの狩りに従った在原業平ありむらのなりひらは、天野川（枚方市）で親王から

「狩りをして天野川まで来たことを歌に詠め」と命じられた。この出題に答えて、

狩り暮らしたなばために宿からむ 天の河原に我は来にけり

と詠んだ。一日中狩りをして、天の川と同じ名前の天野川まで来たので、七夕姫に宿を借りましようという歌意である。この歌は『伊勢物語』や『古今和歌集』（巻九 羈旅）に載る。以来、天野川は惟喬親王や業平が狩りをして一夜を宿り、天の川を詠んだ歌枕、七夕姫を歌った名所となつて、詠み継がれることとなる。

鎌倉時代、摂政太政大臣藤原良経は自邸での歌合わせの歌会で、

昔聞く天の川原を尋ね来て 跡なき水を眺むばかりぞ

と詠んだ（『新古今和歌集』巻一七 雑中）。業平たちと縁のある天野川原に尋ねて来たが、昔を偲ぶ跡など残っていない水の流れをつくづくと眺めるばかりという歌意である。藤原良経は天野川に来たのではない。京都の自邸にあつて、業平の歌を使って想像し、新しい天野川の歌を詠んだのである。同時代の藤原家隆は、

天の河秋の一夜の契りだに （交野） かつ野に鹿の音をや鳴くらん

と詠み（『続古今和歌集』巻五 秋下）、次の世代の藤原為家は、

天の河遠きわたりになりにけり 交野の御野の五月雨のころ

と詠んでいる（『続後撰和歌集』巻四 夏）。読人不知の歌であるが、

逢ふことは今日もかたの、天の河 この渡りこそ憂き瀬なりけり

は（『後拾遺和歌集』巻一四 恋四）、「逢うことが今日も難しい」の「難い」と地名の「交野」を掛詞にして詠んでいる。天野川は同じく北河内の歌枕である交野または交野の御野とともに詠まれることが多い。

第四章 中世の文化

交野	山	御野	小野	原	岡	渡	里	村
現在の比定地 枚方市牧野・渚	1	7	3	2			3	
歌枕名寄	16							
勅撰名所和歌抄出	7				1		1	
類字名所和歌集	35							
松葉名所和歌集	45			6		1	7	1

表3 北河内の歌枕

北河内の 歌枕一覽 四三頁である。『歌枕名寄』は澄月法師編、成立は嘉元元年（二三〇三）頃という。歌枕集には他に、永正三年（二五〇六）連歌師昌琢編『類字名所和歌集』（村田秋男編 笠間書院）、万治三年（二六六〇）歌人内海宗恵編『松葉名所和歌集』（神作光一・千艘秋男編 笠間書院）などがある。この四書の歌枕集に載る北河内の歌枕を見ると次の通りである。現在の比定地、歌枕集の書名の欄に掲載歌数を示す。なお歌枕によっては、例えば交野の項目をさらに山・御野・小野・原…のように小項目に分けているのでそのまま掲載した。

第二節 文芸の世界

里	野口	里	淀	高瀬川	忍岡	讃良	百重原交	嬰児山	野戸瀬川	樟葉宮	伊加々崎	宮	森(杜)	岡	渚(波瀲)	橋	竹川	原	天川
	門真市野口			守口市土居町	四條畷市岡山	四條畷市	交野市私市	交野市寺	(交野郡とある)	枚方市楠葉	枚方市伊加賀				枚方市渚		枚方市か		枚方市
		1	7	2		1			1	1	1		1		3				7
			2	1	1					1	1		1				1	1	1
					2					1	2				7		1		12
1	1	1	8	2	11	1	1	1		1	2	2	5	10	4	6	9	1	16

右は北河内の歌枕一覧であつて、河内国全体では、例えば最も歌枕を多く挙げている『松葉名所和歌集』の内、比定地（不確かなものも含む）を見ると、中河内では、高安里（八尾市の旧高安郡地域）・教興寺（八尾市教興寺）・鷺尾山（東大阪市）・稲葉里（東大阪市）・博田川（柏原市の伯太川）・片足羽川（柏原市の石川下流）・大橋（柏原市の石川下流）、南河内では、御墓山（太子町の聖徳太子陵）・狭山（大阪狭山市）・河田杜（富田林市の旧錦部郡甘山村）などであつて、同じ河内国内でもこのように中河内・南河内に比べると北河内の歌枕数が多いことがわかる。

竹川については、現在地を比定することはできない。次に述べる『名所方角抄』（三卷一〇四四～六頁）で「天川原」の項に「竹川も此つゝきなり」とあるので、天川の次に置いた。

全国的に見て、山城・大和・摂津・近江・紀伊などと比べると河内国の歌枕数は少ないが、このように河内国内では北河内は歌枕数が多い。そこには京都と地方を結ぶ淀川が存在が大きい。交野も天の川も渚も淀川の沿岸に近い。さらに『伊勢物語』ほか『古今和歌集』の影響、それは本歌取りや歌枕と関わるのであるが、北河内の名所が伝統的な歌の世界に活かされていた。ここに北河内の特徴が存在する。

連歌師仮託の『寝屋川市史』第三卷に河内国の部分を掲載した『名所方角抄』は宗祇の著作といわれている。寛文六年（二六六六）版や延宝六年（二六七八）版・宝永四年（二七〇七）版があつて、江戸時代、古くから刊行されていた。「慶長十三年初冬初十日」の年月日記載の写本一卷があるので慶

長十年（一六〇五）以前の成立がわかる。項目には交野・天川原・渚森のほか生駒山・秋志野・稲葉里・鷺関の七つをあげる。このうち鷺関は、本市掘溝に鷺関神社があるが、近世の『河内名所図会』には南河内郡

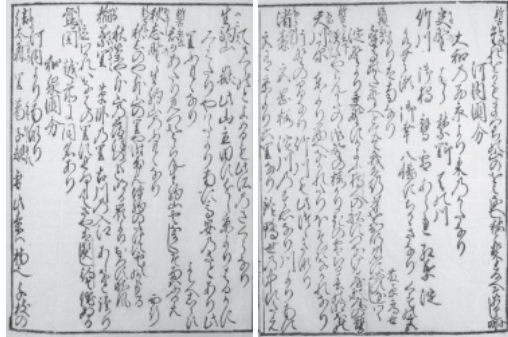


写真 35 『名所方角抄』（延宝6年版本）
（大阪府立中之島図書館蔵）

とする。『名所方角抄』の生駒山の説明では「嶽 此の山は立田（奈良県の龍田）に近し。京より遙かに見えたり。八幡（石清水八幡宮のある京都府八幡市）より南に高安の里有り。此の里（生駒山の麓也）」とあって、これまでに見た歌枕集よりも地誌的記述が詳しい。もつとも次の秋志野のように大和国にあるべき地名が河内国で扱われるなどの誤りがかなり見られるものの、とにかく方向感覚など、いかにも現地を尋ねた書き振りで、宗祇のように旅に明け暮れた連歌師の手によることが想像される。この『名所方角抄』もまた、河内の国では北河内の交

野・天川原・渚森を優先的に取り上げている。

連歌が最も流行した室町時代から江戸時代初期、戦国武将も連歌に熱中した。三好長慶もその一人であったことは、第一章第六節で述べ

た。長慶は永禄四年（一五六二）五月二十七日に各百韻の発句に五畿内の歌枕を詠み込んだ千句連歌を行ったが、その中でも、河内の歌枕を詠み込んだ第五番目の発句には天の川、第六番目の発句には交野を詠み込んでいる。つまり長慶主催の千句連歌でも河内の歌枕は北河内の地名によるものであった。

二 散文

『太平記』と 中世において歴史と深く関わる散文の作品は軍記物語である。軍記物語は『平家物語』と『太
後期軍記 平記』という二つの巨峰があり、それに続く後期軍記と呼ばれる幾つもの作品がある。

『寝屋川市史』第三卷では、散文の文学資料として一〇編の軍記物語を扱ったが、そのうち『太平記』・『明
徳記』・『不問物語』・『細川両家記』・『足利季世紀』・『陰徳太平記』について、簡単に触れておきたい。

『太平記』で取り上げたのは、一つは巻第九の「越後守仲時已下自害事」（三卷一〇五〇頁）で、正慶二年（元
弘三年、一三三三）五月、足利高氏（尊氏）たちの攻撃により京都を追われた六波羅探題の北条仲時・時益は、
光厳天皇・伏見上皇・花園上皇を奉じて鎌倉に向かうが、近江国番場で追いつかれ、蓮華寺（滋賀県米原市）
で都合四三二人、同時に切腹した。天皇も上皇もこの有様を見て肝をつぶし、ただあきれるばかりであった
と記す。この切腹した四百余人の武士の中に茨田郡中振（枚方市）の豪族中布利五郎左衛門がいた。現在も
蓮華寺の本堂横の道を上がると無数の五輪塔が並んでいる。また蓮華寺蔵『陸波羅南北過去帳』（蓮華寺過
去帳）とも、重要文化財）には切腹または討ち死にした武士の名と法名が記され、「中布利五郎左衛門綱能四
十二（歳）ク」、法名に「綱阿弥陀仏」とある。

二は巻第二六の「四条縄手合戦事付上山討死事」「楠木正行最期事」（三卷一〇五五～六二頁）で、正平三年（貞
和四年、一三四八）正月、四条畷で南朝方の武将楠木正行一族が敗北して自害する。この時まで正行たちは連
戦連勝の勢いで河内を北上していた。幕府軍は山名顕氏（あきうじ）に変え、高師直（こうのちなお）を派遣した。両軍は四条畷で激戦
を繰り広げ、敗北した正行・正時兄弟は差し違えて自害した。同族の和田新発意賢秀（しんぱちけんしゅう）は敵陣に紛れて高師

『明德記』は、南北朝時代、明德二年（元中八年、一三九一）山名氏清・山名満幸が將軍足利義満に謀反した明德の乱を描いた軍記物語である。山名氏は一族合わせて全国の六分の一を占める一ヶ国の守護となり、六分一殿と呼ばれた。この勢力を削減するため、將軍義満は氏清・満幸を利用して同族の内訌を治めさせ、次に氏清・満幸を挑発して謀反を起こさせ、細川・畠山氏たちに山名一族を討伐させた。合戦は京都の内野で繰り広げられた。第三巻で取り上げた部分では、同年十二月、和泉・紀伊から上洛しようとする軍勢を食い止めるため、畠山氏の守護代遊佐国長は十七ヶ所に城郭を構えたとあり、十七ヶ所が戦略上、重要な地

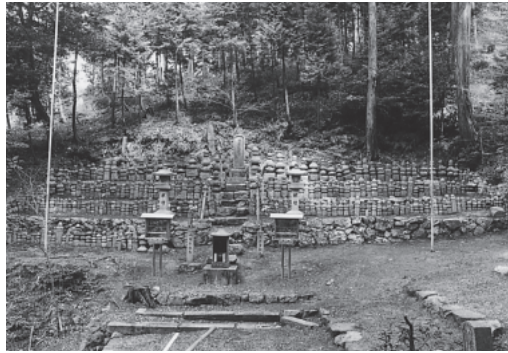


写真 36 六波羅一行の墓（蓮華寺 滋賀県米原市）

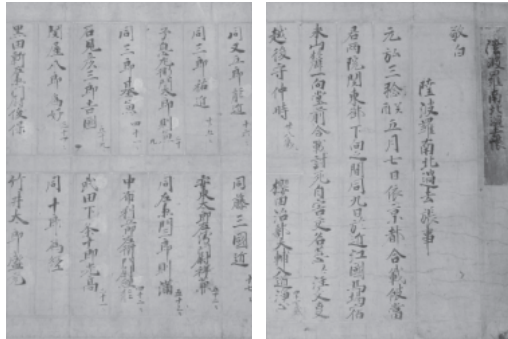


写真 37 『陸波羅南北過去帳』（蓮華寺蔵 重文）

直を探すが、両膝を斬られて首をはねられる。この時、賢秀と戦った湯浅本宮太郎左衛門は「大剛ノ者二睨マレテ、身心悩乱シケルガ、仰ゲバ和田ガ怒タル顔天二見ヘ、俯ケバ新発意ガ睨メル眼地二見ヘテ」七日後にあがき死にをしたとある。『太平記』の中でも壮絶な合戦を描く一つである。現在、四條畷市塚脇町には玉垣で囲まれた和田賢秀の墓所がある。



写真 38 和田賢秀墓所（四條畷市）

であることがわかる（一〇六二頁）。

『不問物語』は上下二巻からなり、上巻は応仁の乱から明応の政変、細川政元殺害、細川氏の分裂、細川高国の家督相続までを描き、下巻は足利義植の將軍復職から船岡山合戦、高国政権を描き、摂津西宮の国人瓦林正頼と龍見松若の死の哀話を記す。この中で、上巻の「九 畠山両家暫時和睦之事」に、永正元年（一五〇四）畠山義英と畠山尚順が和睦して領国を悉く折半する事になったとある。この時、義英は細川方と契約して十七ヶ所を取り返そうとしたが、細川政元には挨拶がなかった。続いて「十 武田元信合力之事」では、政元は怒って翌永正二年、赤沢朝経に畠山氏を攻めさせたところ（一〇六四～六六頁）。十七ヶ所はただこの箇所に出るだけであるが、

十七ヶ所は畠山氏にとっても細川氏にとっても重要な地であり、軍記の読者たちは当然のこととして十七ヶ所の重要性を認識していたのである。

『細川両家記』上下二巻。上巻は、細川政元の横死により細川氏が澄元派と高国派の両派に分裂後、天文十九年（一五五〇）までの合戦、下巻は、天文二十年以降、三好長慶や三好三人衆・松永久秀の台頭、足利義秋（義昭）を擁立した織田信長の上洛までを記す。作者生島宗竹は上巻を六九歳で、下巻を九二歳で書いたという。第三巻で取り上げた部分は、上下二巻にわたる。時代も三好長慶の台頭から織田信長

の河内進出までである。

『足利季世紀』八巻。成立は天正期末（二五九一）ごろと推定される。將軍足利義尚が近江の六角高頼を攻めた長享元年（一四八七）から河内守護畠山昭高が守護代遊佐長教に殺された元龜二年（一五七二）までを扱う。各八巻には、それぞれ、畠山記（巻一）、舟岡記（巻二）、高国記（巻三）、三好記（巻四）、勝軍地蔵軍記（巻五）、久米田合戦記（巻六）、義秋公方記（巻七）、野田福島合戦期（巻八）というように別の巻名がついていて、内容を知らるのに便利である。

『陰徳太平記』正徳二年（二七二二）刊行、成立はその直前ごろといわれる。香川正矩・同景継（宜阿）著。先行する「陰徳記」は正矩による西国の大大名毛利・吉川・小早川三家の武勇を語る軍記であったが、息子の景継（出家して宜阿）が補筆し、延徳二年（二四九〇）の足利義植の一〇代將軍就任から慶長三年（二五九八）豊臣秀吉没による日本軍の朝鮮半島撤収まで、約一世紀を扱った軍記となった。主に西日本の事柄が記述され、「関西陰徳太平記」という。

合戦を詠む狂歌 『金言和歌集』を散文として扱うにはいささか躊躇するが、ここでは主に、散文で書か

れた序文や詞書きに注目して述べる。『寝屋川市史』第三巻では『金言和歌集』を文学

資料としてではなく、史料として扱った（八一六～七頁）。扱った部分は、明応二年（二四九三）閏四月、河内に出陣して畠山基家を攻めた將軍足利義植が管領細川政元の謀反に遭って没落することとなる明応の政変において、義植に従っていた大納言葉室光忠が政元の腹心の部下上原元秀に殺害された記述である。世間の目は公卿でありながら將軍義植に接近していた葉室光忠には冷淡で、「前車の覆すを見て後車の戒めとす」と

評し、「存外に働きぬればかの葉室 河内の秋の露と消えぬる」「総並に人の身を知れ朝顔の花は葉室が姿なる世ぞ」という二首の落書らくしょを載せている。

しかし畠山政長に対しては『金言和歌集』の著者は好意的である。詞書きに、

後卯月廿四日のあけぼのに左金吾政長をはじめとして遊佐河内守ならびに加賀守丹下そのほか宿老数輩、自害いたしけるよしその沙汰あり。さしも政長は廉直厳重に政道ありし。殊更心慈悲深重の人にておはせしに、思ひの外なる進退、万人の凡慮及び難し。嘆かしき事にてぞ侍る。但し兵つはものあまたとうとしに切り抜けさせ給ひけるとなん

とある。一方、細川高国に対しては「伊路半落書」に、

今の世の有様、論じてよふはなけれども、始めに事の相違して、俄に御所を變ゆるも細川が仕業なり
…よろづの事を扱ふに、ただ欲深き心なり。……ね懇ろに欲深し。何事のゆへやらん、狼藉のあまりに
無理なる事をしたすらん。うつけたる京兆……

などである。これはかつて、高橋喜一も『金言和歌集』は敗北した畠山政長側に立ち、細川政元・畠山基方に批判的であることを指摘している（『金言和歌集について』『芹屋ゼミ』第六号 一九八二年）。なお「伊路半落書」の右傍らに小文字で示したように、語句を「いろは」順に配して、言葉遊びの一つとなっていることがわかる。言葉遊びとして、もう一つ述べると『金言和歌集』の最初の序の冒頭部分は『古今和歌集』の仮名序のパロディからなっている。序の部分を見ると、

やまとゐては、人のいるやをたねとして、よろづのわざはひのはじめは、野ふしをぞしける。世中にある

人々、ことのほかをくびやうなれば、あとさきをあらそひ、見_みにけ、き、にけをぞしたりける。しかあるに花になく驚_{おどろ}、水にすむかはづをもゐはづさ_{（射外さ）}れば、いきとしける物、いづれかこれをおちざるべき。力をも入らずして、^①こん田_{（誉田）}の城をあひか、ゑ、しばらくこ_{（堪）}らへ、たけき物部_②が心をやはらげ、かたらひけるもたゞもろこしのうすひらかねの四字をもちてぞ、色々さま／＼に扱_{ひき}ける。

とある。この部分を『古今和歌集』の仮名序の冒頭部分と比較してみよう。

やまとうたは、人の心を種_{むね}として、万_{よろづ}の言の葉とぞなれりける。世中にある人ことわざ繁_{しげ}きものなれば、心に思ふことを、見_みるもの、聞_{きこ}くものにつけて、言_{こと}ひ出_いせるなり。花に鳴く驚_{おどろ}、水に住む蛙_{かはづ}の声を聞けば、生きとし生けるもの、いづれか歌をよまざりける。力をも入れずして、天地_{あめつち}を動かし、目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ、男女の中をも和_{やは}らげ、猛_{たけ}き武士_{もののぶ}の心をも、慰_{なぐさ}むるは歌なり。

有名な『古今和歌集』の仮名序と同じ語句を波線で示してみよう。『金言和歌集』の序は巧みに『古今和歌集』のパロディーで仕立てられていることがわかる。文中、①の誉田の城は大阪府羽曳野市、誉田山（応神陵）古墳を城郭に利用したともいわれる畠山基家方の城塞である。②の物部は細川政元の家臣上原元秀である。

公卿の山科言継_{やましなときつぐ}の日記『言継卿記』大永七年（一五二七）八月十五日条に「金言和歌集と云落書御請候了」とある。河内国に繰り広げられた畠山氏の合戦や明応の政変を扱ったこのような狂歌集が落書として読まれているのである。

三 戯曲 狂言『禁野』

狂言『禁野』と 戯曲は会話文で構成され、上演を目的とした文学作品である。日本の古典文学では能や狂

北河内の文学

言・浄瑠璃・歌舞伎などが代表的な戯曲である。北河内の中世の戯曲には狂言『禁野』

があげられる（三巻一〇九七～一一〇三頁）。狂言では禁野を「きんや」と訓んでいるが、「標野（しめの）」と同義である。禁野は奈良時代以前から律令に定められた禁所の一つで、朝廷の狩猟地である。交野にも禁野があつて、『続日本紀』宝龜二年（七七二）二月十三日条には、光仁天皇が遊猟のためであるう、交野に行幸したとある（三巻六四頁）。禁野には、他に大和国宇多野・山城国嵯峨野・来栖野（三巻一一〇四～五頁）をはじめ、和泉国日根野・播磨国印南野^{いなんみ}などがあつたが、その後、中世にまで残つた禁野は交野だけになる。『蔵人所牒写』（三巻三二六～七頁）は鎌倉時代の建保六年（一二二八）交野の禁野の御鷹飼職が譲られる文書である。文学資料に掲げた狂言『禁野』は「毎日常交野へ殺生に参る」大名が土地の者たちになぶられる、室町時代の笑劇である。

狂言には中世から近世にかけて大蔵流・鷲流・和泉流の三流派があり、前掲『禁野』は大蔵流の狂言で、寛政四年（一七九二）大蔵虎寛書^{とらひろ}写の虎寛本による。この『禁野』は初めの部分書き落とされていて、書き落とした部分（二一〇二頁七行目「初アド出」以降）は「跡（後）に記す」とある。

先ず舞台に交野のあたりに住む二人の男（オモアド・次アド）が登場し、禁野に来て狩猟をし、殺生を行う者がいる。捕らえたいが弓矢を持つていたので捕らえ難い。騙して捕らえようと相談する。次に毎日常交野の禁野で猟をする大名（シテ）が登場すると男の一人（オモアド）が話しかける。大名は、昔、この地に三足で

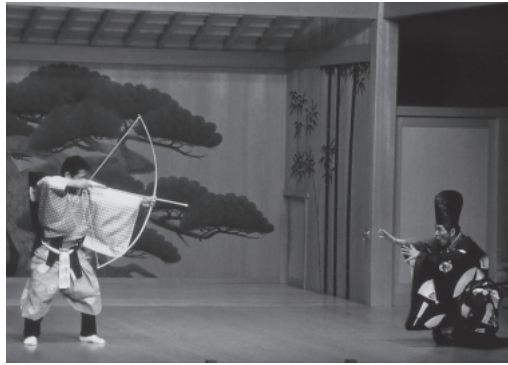


写真 39 狂言「禁野」
国立能楽堂提供

刃の剣の尾を持つ怪鳥の雉がいたが、捕らえて殺し、地中に埋め、以後、この地は殺生禁断となったと語る。また昨日の獵の自慢をし、「雉も鳴かずば射られまじ」という長柄の橋にまつわる古歌を語る。男が雉を見つけたといつて騙し、自分が射ようといつて弓矢を取り上げ、大名に襲いかかる。もう一人の男（次アド）が仲裁に入る振りをして、大名から太刀や小袖上下まで奪い取る。大名は「助けてくれ〜」と逃げ込み、男たちは「やるまいぞ〜」と後を追って退場する。

和泉流では、大名が狩りに行く途中、男を脅して供をさせる。男は大名を騙し、弓矢を奪い取って退場、大名は「雉も鳴かずば」の歌を語り、男に声をかけなければ良かったのにと悔やんで退場する。

最後に河内国や北河内の文学を振り返っておきたい。韻文・散文・戯曲を通して注目すべきは軍記物語、特に『太平記』である。これは楠木正成・楠木正行一族が南河内に居住し、赤坂城や千早（千劍破）城・四条畷が主戦場となった。また『細川両家記』『足利季世紀』『重編応仁記』なども両畠山氏の合戦の場となった。軍記物語においては河内国はたびたび舞台となるが、あくまでも全体の中の一部であって、河内国だけが主要舞台ではない。多くの中の一つに過ぎない。

韻文の場合、主に歌枕を例に挙げたが、これも河内国の歌枕は他と比べて多いとはいえない。河内国内で

は北河内の、それも現在の枚方市・交野市に集中している。戯曲においては、能楽の廃曲も含めて、『道明寺』『しきさん』『大供』『太子』『鶏籠田』『もりや』『高安』『いなむら』『蛙』『楠』などがある（伊藤正義「島原松平文庫蔵『謡国々名寄』」松蔭短期大学研究紀要5）。内容そのものはわからないが、曲名からして、菅原道真や聖徳太子の守屋合戦、楠木正成の物語と思う。いずれにしても能楽は中河内に集中している。これとても多い数ではない。案外、河内国に関する文学、特に中世以前の文学は少ない。

